

パブリックコメント資料

閲覧用

藤沢市緑の基本計画 (改定・素案)

年(令和 年) 月
藤沢市

はじめに

青い海に浮かぶ緑の「江の島」と片瀬海岸一帯は、江戸時代の浮世絵にも描かれるなど、風光明媚な景勝地として、本市のシンボルになっています。

美しく豊かな自然環境を後生に残すことは、まちづくりの重要なテーマの1つであり、本市は自然との豊かなふれあいが保たれた持続可能な都市の実現に向けて、積極的な取組を行ってきました。

本市では、2000年（平成12年）3月に「藤沢市緑の基本計画」を策定し、2011年（平成23年）7月には改定を行いましたが、その後、関連法令の改正に加え、ウェルビーイングの実感やネイチャーポジティブの実現、カーボンニュートラルといった社会経済情勢の変化や市民ニーズの多様化といった新たな課題が生じてきました。

このような状況を踏まえるとともに、上位計画である「藤沢市都市マスタープラン」や関連計画などと整合を図りながら、この度、市民に親しみやすい「藤沢市緑の基本計画」に改定するものです。

本計画では、基本理念である「緑の保全（まもる）・創造（ふやす）・連携（つなぐ）・普及（ひろめる）・共生（くらす）」の5つの視点を踏まえ、「湘南のみどりと共にくらすまち・ふじさわ」を緑の将来像に掲げています。

この将来像を実現するために、三大谷戸（川名清水・石川丸山・遠藤笹窪）の保全や身近な公園への未到達区域の解消、ネイチャーポジティブの実現などを重点プログラムに位置づけるとともに、エコロジカルネットワークの形成などの広域的な視点を取り入れ、様々な施策展開を行っていきます。

目次

序章 緑の基本計画とは.....	2
1 計画改定の趣旨.....	2
2 計画の位置づけと役割.....	3
3 計画期間.....	4
4 計画の構成.....	4
5 緑とは.....	5
(1) 緑の定義.....	5
(2) みどりの機能と役割.....	6
(3) 緑地の分類.....	7
(4) グリーンインフラ.....	8
第1章 藤沢市のみどりの現況と課題.....	10
1 藤沢市の特長.....	10
(1) 都市の特長.....	10
(2) 緑の特長.....	11
2 藤沢市の緑の現況.....	12
(1) 緑の現況.....	12
(2) 生物多様性の現況.....	16
3 緑の基本計画を取り巻く状況.....	17
(1) 関連法制度等.....	17
(2) 広域計画.....	18
(3) 本市の上位・関連計画.....	19
(4) みどりに関する社会意識の変化.....	20
4 前計画の取組.....	21
(1) 藤沢市緑の基本計画の取組状況.....	21
(2) 藤沢市緑の実施計画の取組状況.....	22
5 市民等が主体のみどりに関する取組状況.....	23
(1) 緑に関連するアンケート.....	23
(2) 市民等による緑地保全等の取組.....	24
(3) みどり基金.....	26
(4) 森林環境譲与税基金.....	26
6 藤沢市のみどりの現況と課題（まとめ）.....	27
第2章 緑地の保全及び緑化の目標.....	30
1 基本理念.....	30
2 みどりの将来像.....	31
3 基本方針.....	34
4 緑地の保全及び緑化の目標.....	35
(1) 計画のフレーム.....	35
(2) 緑地の保全及び緑化の目標.....	36
第3章 緑地の配置の方針.....	40
1 主要な系統別緑地の配置方針.....	40
(1) 防災・減災系統の配置方針.....	40
(2) 景観系統の配置方針.....	42
(3) 環境保全系統の配置方針.....	44
(4) レクリエーション系統の配置方針.....	46
2 総合的な緑地の配置方針.....	48
(1) 広域的視点による骨格的緑地の配置方針.....	48
(2) 均衡ある緑地の配置方針.....	48
(3) 流域を踏まえた地域別の方針.....	50
(4) 緑地と水辺の連続性の配慮方針.....	57

3	都市公園の整備・管理の方針.....	58
(1)	基本的な考え方	58
(2)	整備の方針	58
(3)	管理の方針	58
(4)	公民連携の方針	59
(5)	大規模公園等の整備・管理の方針	59
4	地域制緑地の配置方針.....	61
(1)	法に基づく地域制緑地	61
(2)	条例に基づく地域制緑地の配置方針	62
5	緑化重点地区・保全配慮地区.....	64
(1)	緑化重点地区	64
(2)	保全配慮地区	64
第4章 緑地の保全及び緑化の推進のための施策.....		68
1	施策体系.....	68
2	緑地の保全及び緑化の施策.....	70
(1)	みどりをまもる・・・保全	70
(2)	みどりをふやす・・・創造	72
(3)	みどりをつなぐ・・・連携	76
(4)	みどりをひろめる・・・普及	78
(5)	みどりとくらす・・・共生	80
3	みどりの重点プログラム.....	82
(1)	三大谷戸の永続的な保全	82
(2)	樹林地保全のための総合的施策の推進	86
(3)	身近な公園への未到達区域の解消	88
(4)	ネイチャーポジティブの実現	89
第5章 各主体の役割と計画の推進体制.....		92
1	各主体の役割.....	92
2	計画の推進体制.....	93
(1)	庁内推進体制	93
(2)	藤沢しみどり保全審議会	93
(3)	近隣市町等との連携	93
3	財源の確保.....	93
4	計画の進行管理.....	94
(1)	藤沢市緑の実施計画	94
(2)	進行管理	94
(3)	計画見直しの考え方	94
参考資料.....		96
1	取組経過.....	96
2	みどり保全審議会委員.....	96
3	庁内調整会議.....	96
4	用語の解説.....	97
5	前計画の主な取組.....	102

ふじさわみどりアクションのすすめ ～はじめの1歩の取組～

◆みどりを「まもる」アクション	71
◆みどりを「ふやす」アクション	75
◆みどりを「つなぐ」アクション	77
◆みどりを「ひろめる」アクション	79
◆みどりと「くらす」アクション.....	81

みどりの取組に関するコラム

◆コラム① 藤沢市初！！ 公民連携(P-PFI)による公園改修事業.....	38
◆コラム② 都市公園等コンクールにおいて『国土交通大臣賞』を受賞！！	66

※語句の右下に「*」マークがあるものは「用語解説」に概要を記載しています。

序章

緑の基本計画とは

序章 緑の基本計画とは

1 計画改定の趣旨

「緑の基本計画」は、都市における緑の保全及び緑化の推進に係る施策を総合的かつ計画的に推進するための「緑とオープンスペース_{*}に関する総合的な計画」です。

本市では、2000年（平成12年）3月に「藤沢市緑の基本計画」を策定、2011年（平成23年）7月に改定を行い、緑の将来像に掲げた「湘南のみどりと共にくらすまち・ふじさわ」の実現に向けて、緑地の保全と緑化の推進に努めてきました。

前回の改定から10年以上が経過するなか、関係法令の改正やみどりを取り巻く社会経済情勢等に変化が生じていることなどを踏まえ、計画を改定するものです。

※ここからは、新しく改定する「藤沢市緑の基本計画」を「本計画」、2011年（平成23年）7月改定の計画を「前計画」と記載します。

【参考】都市緑地法（緑の基本計画関連・抜粋）

（基本計画）

第四条 市町村は、都市における緑地の適正な保全及び緑化の推進に関する措置で主として都市計画区域内において講じられるものを総合的かつ計画的に実施するため、基本方針に基づき（広域計画が定められている場合にあっては、基本方針に基づくとともに、当該広域計画を勘案して）、当該市町村の緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画（以下「基本計画」という。）を定めることができる。

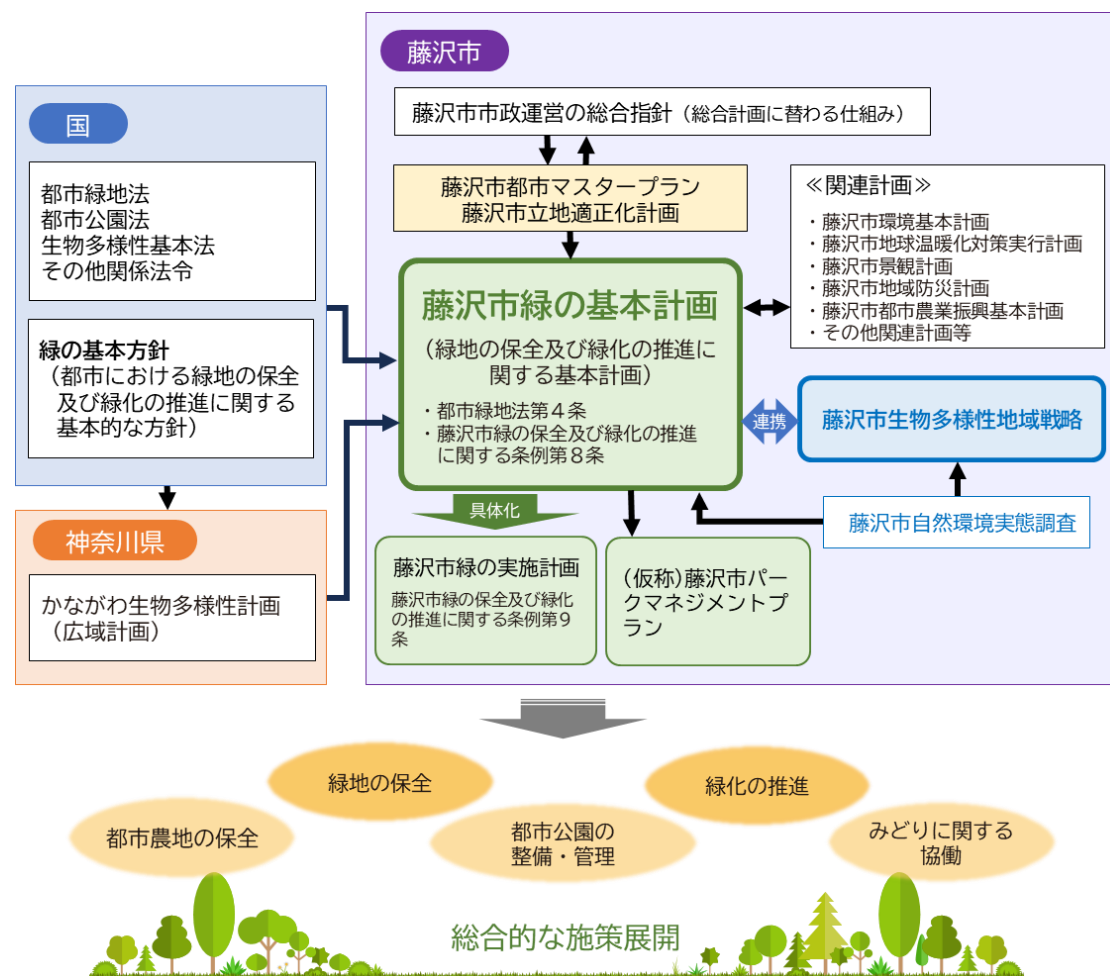
2 基本計画においては、おおむね次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 緑地の保全及び緑化の目標
- 二 緑地の配置の方針その他の緑地の保全及び緑化の推進の方針に関する事項
- 三 緑地の保全及び緑化の推進のための施策に関する事項
- 四 市町村の設置に係る都市公園の整備及び管理に関する事項
- 五 緑地保全地域_{*}内の緑地の保全に関する事項
- 六 特別緑地保全地区_{*}内の緑地の保全に関する事項
- 七 生産緑地地区_{*}内の緑地の保全に関する事項
- 八 緑地保全地域、特別緑地保全地区及び生産緑地地区以外の区域であって重点的に緑地の保全に配慮を加えるべき地区並びに当該地区における緑地の保全に関する事項
- 九 緑化地域_{*}における緑化の推進に関する事項
- 十 緑化地域以外の区域であって重点的に緑化の推進に配慮を加えるべき地区及び当該地区における緑化の推進に関する事項

2 計画の位置づけと役割

「藤沢市緑の基本計画」は、「都市緑地法」第4条第1項及び「藤沢市緑の保全及び緑化の推進に関する条例」第8条第1項に基づき、策定（改定）するものです。

本計画は、「藤沢市都市マスタープラン」を上位計画とし、「藤沢市環境基本計画」、「藤沢市景観計画」、「藤沢市生物多様性地域戦略」といった計画等と整合・連携を図ります。また、国が定める「緑の基本方針」や県の「広域計画」などとも整合を図るなかで、「緑地の保全」や「緑化の推進」、「都市公園の整備・管理運営」などの取組を進めます。



<関連する主な計画などと本計画との関係>

【藤沢市緑の保全及び緑化の推進に関する条例（抜粋）】

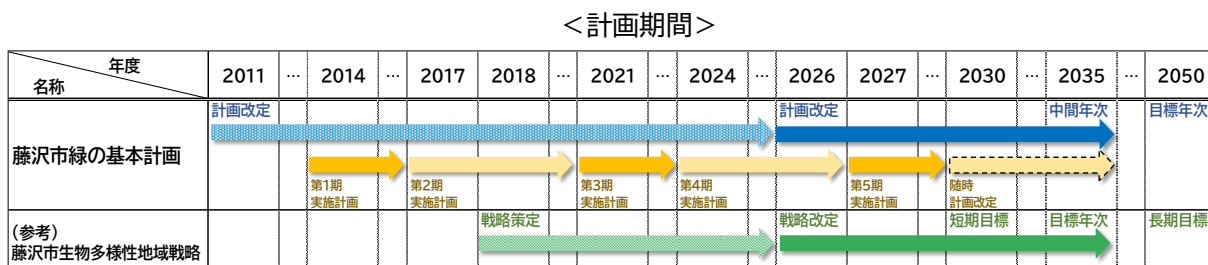
（緑の基本計画）

第8条 市長は、市域における緑の保全及び緑化の推進に係る施策を総合的かつ計画的に推進するため、藤沢市緑の基本計画（以下「緑の基本計画」という。）を定めるものとする。

3 計画期間

本計画では、「藤沢市都市マスタープラン」との整合を図り、目標年次は、概ね20年後の2050年(令和32年)とします。

また、2035年(令和17年)を中間年次とし、社会経済情勢の変化や上位計画等との整合を図るため、必要に応じて計画内容を見直します。



4 計画の構成

本計画は、次の全6章で構成します。

序 章 緑の基本計画とは

- 1 計画改定の趣旨
- 2 計画の位置づけと役割
- 3 計画期間
- 4 計画の構成
- 5 緑とは

第1章 藤沢市のみどりの現況と課題

- 1 藤沢市の特長
- 2 藤沢市の緑の現況
- 3 緑の基本計画を取り巻く状況
- 4 前計画の取組
- 5 市民等が主体のみどりに関する取組状況
- 6 藤沢市のみどりの現況と課題(まとめ)

第2章 緑地の保全及び緑化の目標【法第4条第2項第1号関連】

- 1 基本理念
- 2 みどりの将来像
- 3 基本方針
- 4 緑地の保全及び緑化の目標

第3章 緑地の配置の方針【法第4条第2項第2・4・5・6・7・8・9・10号関連】

- 1 主要な系統別緑地の配置方針
- 2 総合的な緑地の配置方針
- 3 都市公園の整備・管理の方針
- 4 地域制緑地の配置方針
- 5 緑化重点地区・保全配慮地区

第4章 緑地の保全及び緑化の推進のための施策【法第4条第2項第3号関連】

- 1 施策体系
- 2 緑地の保全及び緑化の施策
- 3 みどりの重点プログラム

第5章 各主体の役割と計画の推進体制

- 1 各主体の役割
- 2 計画の推進体制
- 3 財源の確保
- 4 計画の進行管理

5 緑とは

(1) 緑の定義

本計画において使用する用語のうち、「緑」、「みどり」、「緑地」、「緑被」、「緑化」は使用頻度が高いため、本計画での定義を次のとおり整理します。

緑	樹木や草花などが単独若しくは一体となって構成されている空間またはそれらの要素を指し、水辺・水面も含まれます。
みどり	樹木や草花といった「緑」や、公園・河川・農地・街路や生きものの生息・生育環境などの緑によって構成されている空間だけでなく、市民一人ひとりの身近にある、安全安心、快適性、景観など、まちを構成する様々な環境を含めた多くの価値観を、幅広く表現する際は「みどり」を使用します。
緑地	「緑地」とは、社会的、制度的に一定の保全・担保がなされているものを指しており、都市公園や特別緑地保全地区*のように法令で位置づけられているものなどが該当します。
緑被	樹林地、農地、草地、宅地内の緑(屋上緑化を含む)、公園・学校の校庭・街路樹等の「緑」や水辺・水面などを指しており、「緑被率」は市域における「緑被」の割合を指します。 なお、緑被は法令による担保がない緑も含まれます。
緑化	緑を創出するための人為的な行為を指します。



<緑の例>

(2) みどりの機能と役割

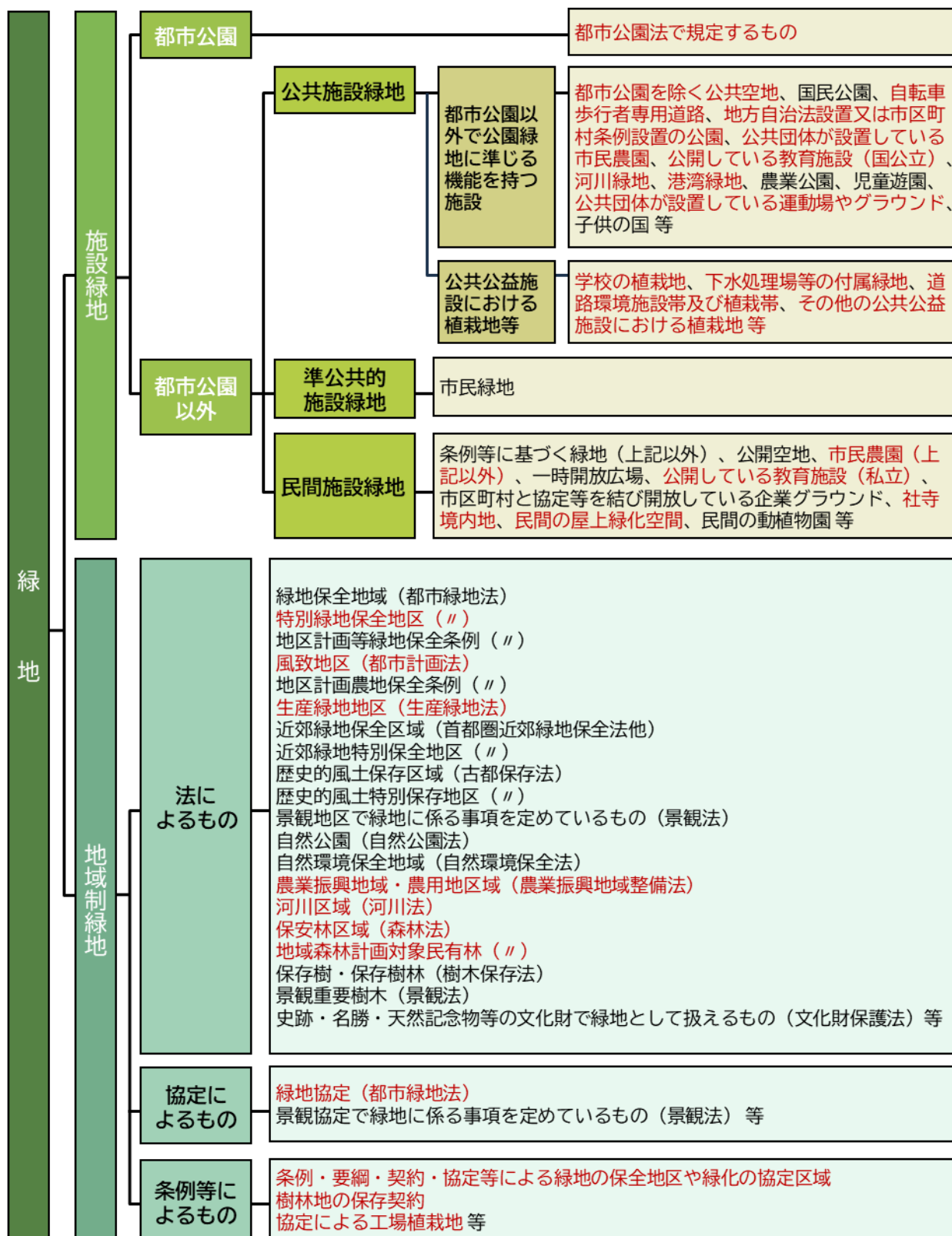
みどりには、多面的機能があり、市民の安全で快適な生活を支え、潤いを与えています。本計画では、大きく次の4つの機能に分類しています。

※本計画では、親しみやすさを込めて、主に動植物を指す言葉を「生きもの」に統一します。

防災・減災機能	■避難場所、避難路、救援活動の場として活用します。 ■雨水を貯留・浸透させ、浸水や洪水などの自然災害からまちを守ります。 ■植物自体の防火作用により火災の延焼防止の役割を果たします。 ■防風、表土の浸食や土砂の流出を防止し、まちの安全性を高めます。	 火災時の避難路としての役割をもつ緑道（引地川緑道）
景観機能	■谷戸や斜面樹林などは、本市の特長である里山景観を形成します。 ■湘南の風致の形成と、歴史・文化の継承に寄与します。 ■都市に彩りや安らぎを与え、季節感や潤いのある都市景観を演出します。	 本市の景観を特長づける里山（遠藤笹窪谷（谷戸））
環境保全機能	■多様な生きものの生息・生育空間を形成しており、生物多様性*を保全する上で、重要な役割を果たします。 ■緑陰を形成するとともに、空気の流れを形成するなど、ヒートアイランド現象*の緩和に寄与します。 ■CO₂の吸収・固定や大気中浮遊物の吸着等を行います。	 多様な生きものが生育・生息する緑地（稻荷の森（ふるさとの森））
レクリエーション機能	■自然環境や生きものに触れ合うことができる空間やスポーツを楽しむ場など、日常的なレクリエーションの場を形成します。 ■地域のイベントや交流の場としても重要な役割を果たしています。 ■本市の特長ある緑や歴史・文化と一体となった緑は、観光レクリエーションの場を形成します。	 日常的なレクリエーションの場（上藤が谷公園）

(3) 緑地の分類

本計画で対象とする緑地は次のとおりです。



※赤字は本計画の「計画の目標水準」として計上しているもの

<緑地の分類>

（出典：「緑の基本計画ハンドブック 令和3年改訂版」を基に作成）

(4) グリーンインフラ

「グリーンインフラ_{*}」という言葉は、自然環境が有する機能を社会における様々な課題解決に活用する考え方で、1990年代後半頃から欧米を中心に使われていました。我が国においても、近年、その概念が導入され、様々な研究が進められており、行政分野においては、国土形成計画（2015年（平成27年）8月閣議決定）において、初めてグリーンインフラという用語が登場しました。

2019年（令和元年）7月に策定された「グリーンインフラ推進戦略（国土交通省）」において、グリーンインフラは、「社会資本整備や土地利用等のハード・ソフト両面において、自然環境が有する多様な機能を活用し、持続可能で魅力ある国土・都市・地域づくりを進める取組」と定義され、その推進が図られてきました。

また、グリーンインフラは、様々な社会課題の解決をめざすものとして、将来世代にも恩恵を引き継いでいく必要があること、また、世界的にネイチャーポジティブ_{*}やカーボンニュートラル_{*}、ウェルビーイング_{*}（Well-being）の向上等について、統合的な取組が求められる中で、その機能・効果を統合的に発揮する点でも大きな意義を持つことが指摘されています（グリーンインフラ推進戦略2023（2023年（令和5年）9月国土交通省））。

都市における緑地は、CO₂の吸収、暑熱対策、生物多様性の保全などの環境保全機能や、良好な景観の形成や災害時における避難路・避難場所等の形成、浸水被害の軽減など多様な機能を有しています。これらの機能を発揮することで社会課題の解決に貢献するグリーンインフラとして、様々な取組を展開することが求められています。

また、「グリーンインフラ実践ガイド（2023年（令和5年）10月国土交通省）」では、グリーンインフラの取組を位置づけることが考えられる計画として緑の基本計画が例示されるとともに、「緑の基本計画×グリーンインフラガイドライン（案）（2024年（令和6年）6月国土交通省）」では、緑の基本計画の策定・改定を行う際に参考となる考え方や根拠等が整理されています。

本市では、これまでもグリーンインフラの概念を取り入れた形で、樹林地の保全や都市公園の整備などの様々な取組を行ってきているため、原則、本計画に係る取組は全てグリーンインフラの考え方を取り入れているものとして、各種施策展開を行っていくこととします。



<グリーンインフラの例>

第1章

藤沢市のみどりの現況と課題

第1章 藤沢市のみどりの現況と課題

1 藤沢市の特長

(1) 都市の特長

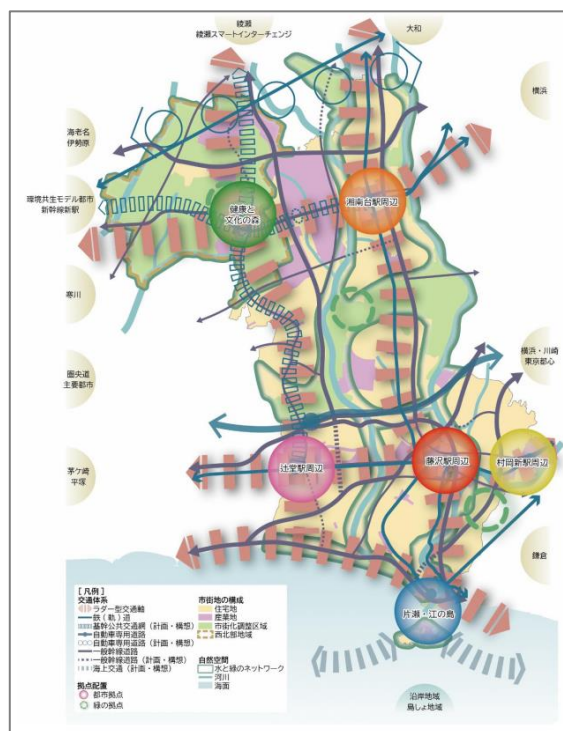
本市は、神奈川県中央南部に位置しており、相模湾に面した相模野台地の緩やかな丘陵が続く気候温暖な自然環境に恵まれたまちです。「東京から50km圏内」に位置し、「湘南の海」、「豊かなみどり」、「温暖な気候」といった恵まれた環境に支えられ、住宅・産業・自然環境等のバランスのよいまちとして発展を続けています。1940年（昭和15年）10月1日に市制を施行し、2024年（令和6年）時点で、人口は44万人を超えたとともに、現在も人口が増加しています。

市内には、6つの鉄道路線、21の駅があり、バス網についても、主に藤沢駅、辻堂駅、湘南台駅、長後駅を起点に発達しており、鉄道駅を中心とした都市拠点が公共交通などでつながる都市構造となっています。

6つの都市拠点それぞれの特性を活かし、都市的土地利用と自然的土地利用のバランスを保ちながら、環境負荷の低減や移動の円滑化、ユニバーサルデザイン*、景観等に配慮し、公共施設等の適切な維持管理と更新を進めつつ、大規模災害や少子超高齢社会に対応するコンパクトで持続可能なまちづくりに取り組んでいます。



<東京からの50km圏域図>



<将来都市構造図>

(出典：藤沢市都市マスタープラン(素案))

(2) 緑の特長

本市の北部地域は、標高40～50mの相模野台地と高座丘陵、引地川・境川・目久尻川・小出川がつくりだした低地で構成され、南部地域は、江の島、海岸部の湘南砂丘地、引地川・境川・柏尾川などがつくりだした沖積低地と相模野台地の一部、新林公園・川名緑地などの多摩三浦丘陵から連なる片瀬丘陵・村岡丘陵から構成されています。

本市の台地は、「海進」と「海退」の繰り返しによる海岸線の変化と、富士・箱根火山の活動による火山性噴出物の堆積等で台地・丘陵が形成され、地史的な影響を反映したものとなっています。

引地川や境川などの川沿いには斜面樹林が続き、周辺の農地や川辺と一体となり良好な環境を形成しています。

また、相模野台地、高座丘陵、片瀬丘陵などや引地川、境川沿いの斜面樹林などでは、クヌギ、コナラなどを中心とした落葉広葉樹林（二次林）が見られ、多くの生きものの生育・生息環境となっています。

また、川名清水、石川丸山、遠藤笹窪などの谷戸が残されています。谷戸は、低地部（谷底）を湿地・細流などを活かして水田に、斜面を雑木林（薪炭や堆肥の供給用）として利用し、里地里山*として維持管理されてきました。

鵜沼など、南部の砂丘地形の平地は、明治時代以降、別荘地や保養所として発展し、建物のまわりに防風用として植栽されたクロマツが、海の景観と調和し、湘南の象徴のようになって景観を引き立てています。また、辻堂海岸のクロマツ植林は、砂丘上の明るい海岸林に見られるテリハノイバラなどの生育地となっています。

旧東海道や大山街道などの街道沿いには古い社寺が多くみられます。社寺林は主に地域の潜在自然植生*である常緑樹林であることが多く、地域本来の自然を今に伝えています。

このように本市の緑は、特長ある地形や気候、風土とともに育まれた緑であり、これらの要素とは切り離しては考えられないものであるということがわかります。

市内にはいくつかの特異的な分布を示す植生とその分布場所が抽出されています。

樹林、草地、水辺などの環境要素をいくつも有する緑地では、その多様な環境を利用する多くの生きものが見られます。市内には三大谷戸をはじめとする谷戸や引地川、境川、相模川の3つの流域*、斜面樹林など、生きものの多様性を支える良好なみどりの環境が保全されています。また、江の島と辻堂海岸周辺は、地史・地質・植生の視点から特殊な環境、固有性を有する貴重な場所となっています。



川名清水谷戸



石川丸山谷戸



遠藤笹窪谷（谷戸）



江の島

※ 遠藤笹窪谷（谷戸）の表記について

遠藤笹窪の谷戸は、「谷」と書いて「やと」と呼ばれているため、本計画では、「遠藤笹窪谷（谷戸）」と記載しています。

2 藤沢市の緑の現況

(1) 緑の現況

1) 緑地の推移

前計画からの緑地の推移は次のとおりです。

<緑地の推移>

区分			種別		平成22年度 前計画		令和7年度 現在		増減		備考
					箇所	面積(ha)	箇所	面積(ha)	箇所	面積(ha)	
緑地	施設緑地	都市公園	街区公園	249	41.41	270	45.5	21	4.09		
			近隣公園	22	24.75	25	27.9	3	3.15		
			地区公園	2	19.55	3	22.34	1	2.79		
			住区基幹公園 計	273	85.71	298	95.74	25	10.03		
			総合公園	3	48.65	4	55.94	1	7.29	※	
			運動公園	2	13.42	2	13.43	0	0.01		
			都市基幹公園 計	5	62.07	6	69.37	1	7.3		
			基幹公園計	278	147.78	304	165.11	26	17.33		
			広域公園	2	19.06	2	19.06	0	0	※	
			大規模公園 計	2	19.06	2	19.06	0	0		
			風致公園	1	2.87	2	5.33	1	2.46		
			墓 園	1	36.87	1	36.87	0	0		
			特殊公園 計	2	39.74	3	42.2	1	2.46		
			緩衝緑地	1	0.19	1	0.19	0	0		
			都市緑地	6	2.36	7	2.38	1	0.02		
			都市林	1	2.68	1	2.68	0	0		
			緑 道	2	8.35	2	8.63	0	0.28		
			緑地 計	10	13.58	11	13.88	1	0.3		
			都市公園 計	292	220.16	320	240.25	28	20.09		
	園都以市外公	公共施設緑地 計		331.21		333.96		2.75			
		民間施設緑地 計		143.4		136.42		▲6.98			
		施設緑地 合計		694.77		710.63		15.86			
	地域制緑地	特別緑地保全地区	3	35.8	4	55.8	1	20			
		風致地区(地区内植栽地)		30.13		32.27		2.14			
		生産緑地地区	565	105.2	451	83.3	▲114	▲21.90			
		農業振興地域・農用地区域		583		557		▲26.00			
		保安林		28.5		28.2		▲0.3			
		地域森林計画対象民有林		385.54		350.06		▲34.48	保安林を含む		
		法によるもの 計		1,169.16		1,106.63		▲62.53			
		協定によるもの 計				3.8		3.8			
		条例によるもの 計		180.79		203.24		22.45			
		地域制緑地間の重複		▲118.49		▲176.24		▲57.75			
		地域制緑地 合計		1,231.46		1,137.43		▲94.03			
		施設・地域制緑地間の重複		▲119.33		▲134.35		▲15.02			
		緑地 総計		1,806.90		1,713.71		▲93.19			
	人口(千人)				408	443	35				
	面積(ha)				6,951	6,956	5				
	市民1人当たりの都市公園面積(㎡/人)				5.4	5.4	0				
	緑地の現況(%)				25.99	24.64	▲ 1.35				

※辻堂海浜公園、鵜沼海浜公園は、湘南海岸公園(都市計画公園)の一部ですが、現在の管理数と合わせるため
総合公園(辻堂海浜公園)、広域公園(鵜沼海浜公園)として計上

①都市公園

都市公園は、令和7年度時点で、320箇所、約240ha（県立公園を含む。）であり、市民1人当たりの都市公園面積は、約5.4㎡となっています。

前計画時点から、街区公園21箇所（吉野町公園ほか）、近隣公園3箇所（宮ノ下公園ほか）、地区公園1箇所（下土棚遊水地公園）、総合公園1箇所（県立境川遊水地公園）、風致公園1箇所（遠藤笹窪谷公園）、都市緑地1箇所（辻堂東海岸二丁目緑地）を新たに開設したことなどにより、約20ha増加しました。

しかしながら、人口増加（約3万5千人）の影響が大きく、市民1人当たりの都市公園面積は横ばいとなっています。

②公共施設緑地

都市公園以外の公共施設緑地は令和7年度当初時点で、約334haです。

前計画時点から、各施設において、緑地の増減があり、差し引きで約3ha増加しました。

③民間施設緑地

民間施設緑地は、公開している私立学校の植栽地、寺社、ゴルフ場などの民有地を対象としており、令和7年度当初時点で、約136haです。

前計画時点から、各施設において、緑地の増減があり、差し引きで約7ha減少しました。

④地域制緑地

ア 法によるもの

法の規定に基づくものは、特別緑地保全地区や生産緑地地区、地域森林計画対象民有林*などが対象となり、令和7年度当初時点で、約1,107haです。

前計画時点から、新たな特別緑地保全地区（遠藤笹窪）の指定を行ったものの、生産緑地地区、農業振興地域*・農用地区域*、地域森林計画対象民有林の土地利用転換（解除）等により、差し引きで約62ha減少しました。

また、特別緑地保全地区の樹林地は、定期的に人の手が入るなど、一定の管理水準が保たれている箇所もありますが、所有者の高齢化やナラ枯れ等の影響を背景に適正な管理が困難となり、荒廃している箇所も多く見受けられます。

イ 協定によるもの

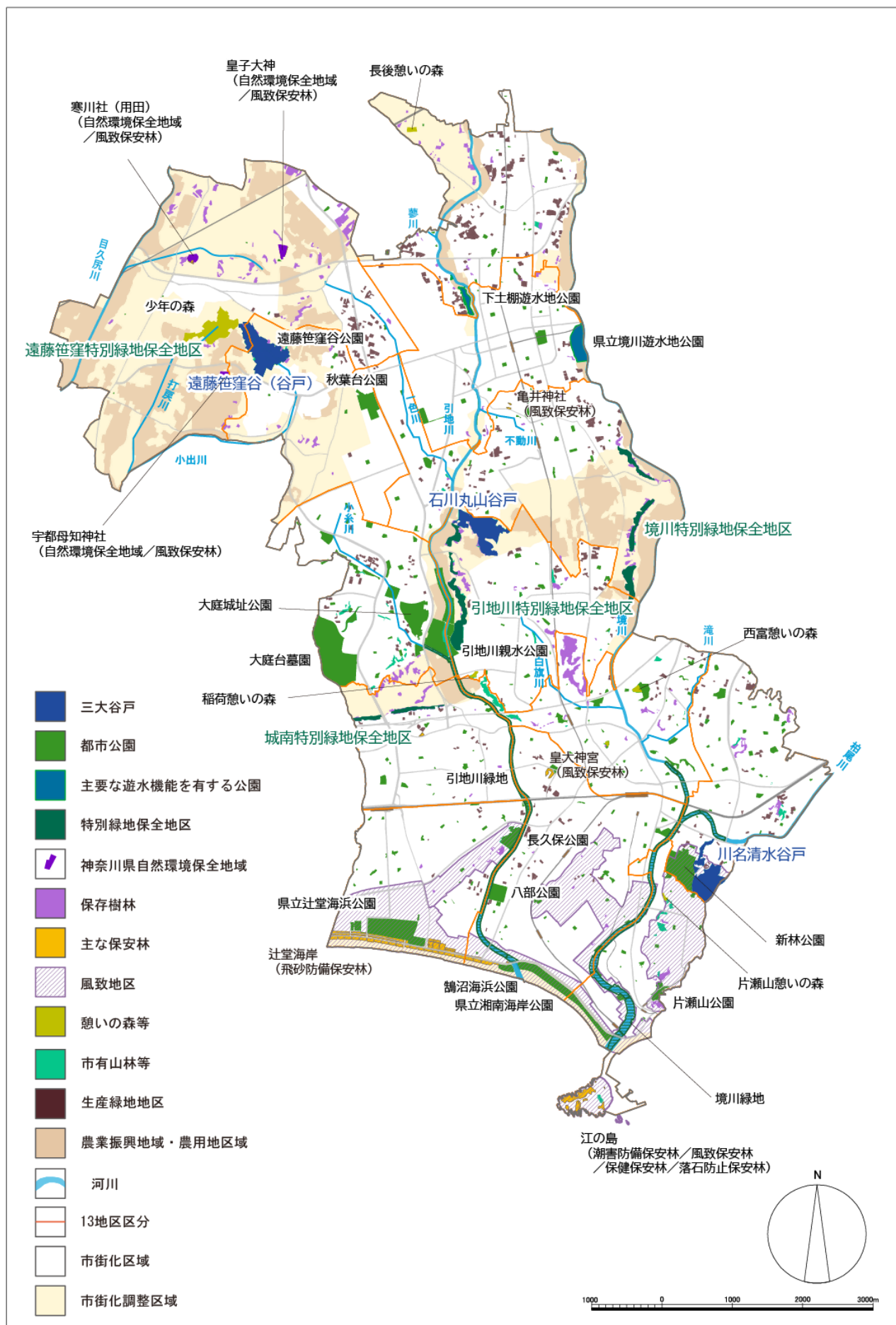
協定の規定に基づくものは、都市緑地法に基づく緑地協定が対象となり、令和7年度当初時点で、約4haです。

前計画時点から、新たに緑地協定（村岡東二丁目地区）が締結されたことにより、約4ha増加しました。

ウ 条例等によるもの

条例等の規定に基づくものは、自然環境保全地域*や保存樹林*、市条例に基づき緑化された住宅・工場等の植栽地などが対象となり、令和7年度当初時点で、約203haです。

前計画時点から、保存樹林の土地利用転換（解除）等があったものの、市条例に基づき民有地の緑化がなされたことにより、差し引きで約22ha増加しました。



(2025 年 (令和 7 年) 4 月時点)

<緑地の現況図>

2) 緑被の推移

本市の緑被率は、令和6年度時点で約32%となっており、市街化区域と市街化調整区域別にみると、それぞれ約17%、約67%と、区域によって大きな差があります。

なお、同等の精度で比較できる令和元年度時点では約31%であり、この5年間で約0.4%増加しています。

緑が増加している点については、遊水地の整備のほか、工場や住宅地の緑の増加とともに、樹木の生長などによるものと考えられます。

区域区分	令和元年度 緑被率 (%)	令和6年度 緑被率 (%)
市街化区域	16.40	16.62
市街化調整区域	66.30	67.04
市域	31.81	32.18

- ・緑被は、原則、衛星の撮影する近赤外線画像を用いて抽出しています。近赤外線画像とは、植物の反射特性を活かして緑を見やすくしたものです。
- ・水域（水面）は近赤外線画像で抽出できないため、国土数値情報の水域ポリゴンを用いるほか、河川などは、航空写真を元に微調整しています。
- ・農地は農林水産省の農地の区画情報（筆ポリゴン）を使用しています。
- ・本データは、樹林地や草地など、ある程度まとまりのある土地を対象としています。

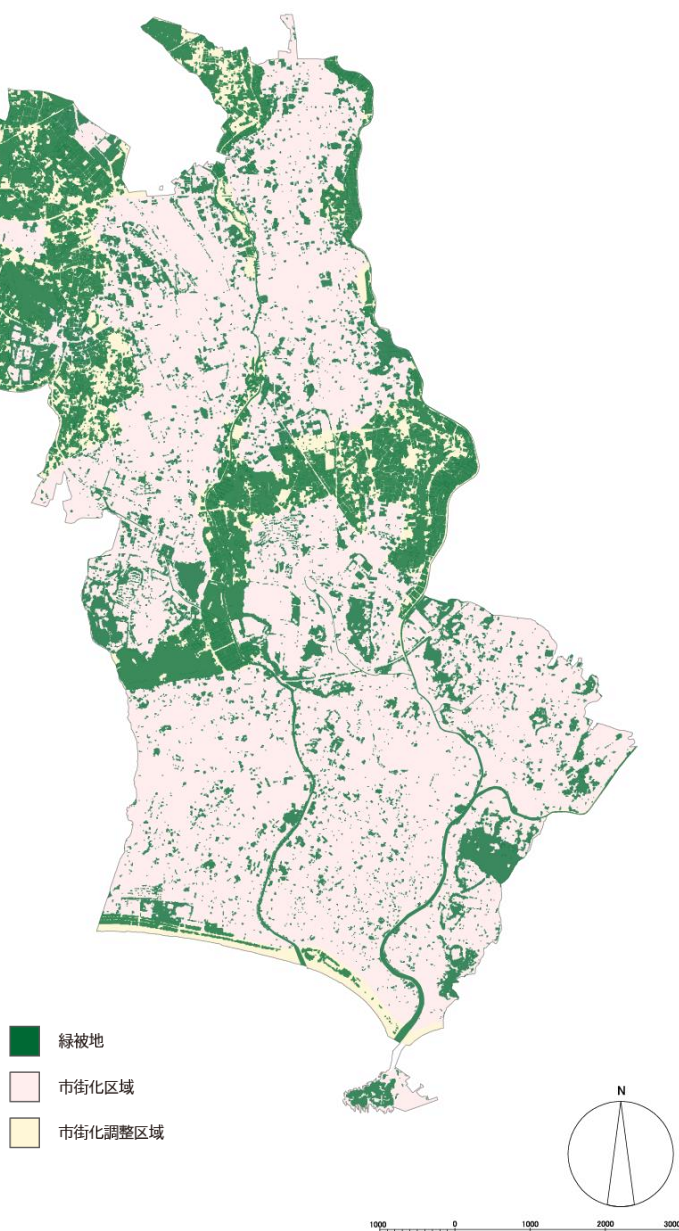
衛星: Sentinel2 LA2

解像度: 10m

撮影日:

2019年(令和元年)5月8日

2024年(令和6年)5月11日



<緑被の現況図>

(2) 生物多様性の現況

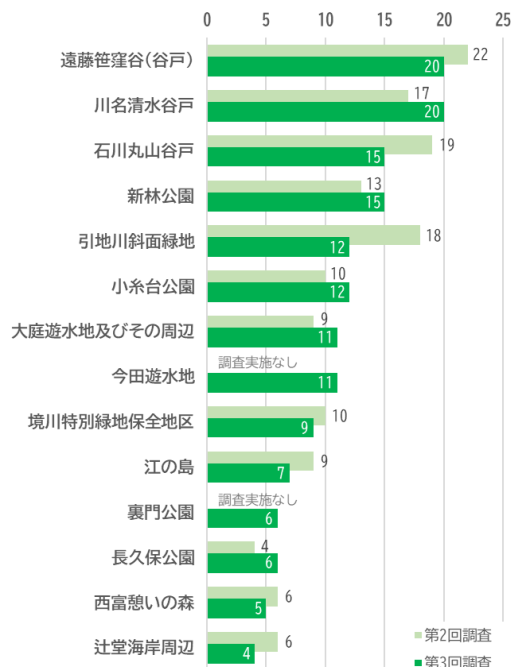
第3回藤沢市自然環境実態調査*では、調査結果を活用して、各調査箇所を総合的に評価するため、生態学的評価を行いました。

生態学的評価は「豊かさ」と「重要性」の2つの視点で行ったものです。

1) 「豊かさ」の変化

樹林地、草地、水辺などの環境要素をいくつも有する緑地では、その多様な環境を利用する多くの生きものが見られます。そこで、生きものの多様性を支える多様な環境が存在することを緑地の「豊かさ」と捉え、環境要素の指標となる生きものの種数が多い箇所などを高く評価するといった点数化を行い、「豊かさ」の評価を行いました。

第2回調査と比較すると、川名清水谷戸や小糸台公園、大庭遊水地及びその周辺などを除いた多くの調査箇所では豊かさの減少傾向がみられました。



<豊かさの変化(指標種の確認種数)>

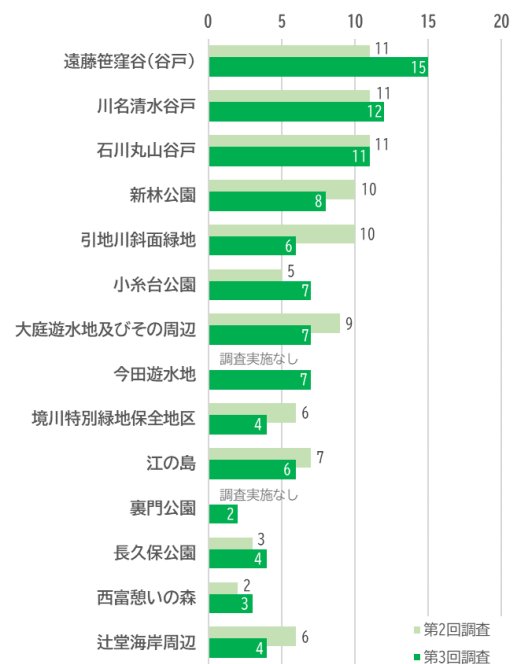
2) 「重要性」の変化

希少な種や環境の影響を受けやすい種は、良好な環境が保たれている緑地でしか生きていくことができません。そのような種を「重要種」とし、これらの種が確認できることが本市の自然にとってかけがえのない場所であることを示す「重要性」と捉え、確認された重要種の種数を点数化し、「重要性」の評価を行いました。

第2回調査と比較すると、多くの調査箇所では重要性の減少傾向がみられました。

一方で、遠藤笹窪谷(谷戸)では4点、小糸台公園では2点、川名清水谷戸では1点向上しました。

遠藤笹窪谷(谷戸)については、谷戸の一部に水辺環境などを復元した遠藤笹窪谷公園を整備するとともに、生物多様性に配慮した管理が、希少な種や環境の保全に寄与していると考えられます。



<重要性の変化(重要種の確認種数)>

3 緑の基本計画を取り巻く状況

(1) 関連法制度等

1) SDGs（持続可能な開発目標）

SDGs*とは、17のゴールと169のターゲットから構成された持続可能な世界を実現するための国際目標です。緑の保全・創出は、特に目標6、11、13、14、15に関連しています。



<関連する SDGs のゴール>

2) 都市緑地法・都市公園法

都市緑地法と都市公園法等が2017年（平成29年）に一部改正され、「都市公園の再生・活性化」、「緑地・広場の創出」、「都市農地の保全・活用」に関わる新たな制度が多数創設されました。

都市緑地法の改正では、民間活力を最大限活かして、オープンスペースの整備・保全を効果的に推進し、緑豊かで魅力的なまちづくりを実現するため、みどり法人制度の拡充や市民緑地認定制度の創設などが示されました。

都市公園法等の改正では、①ストック効果をより高める、②民間との連携を加速する、③都市公園を一層柔軟に使いこなす、という3つの観点から、新たなステージでの都市公園の再生、活性化を推進するため、公募設置管理制度（P-PFI）の創設や保育所等の占用物件への追加などが示されました。

3) 都市における緑地の保全及び緑化の推進に関する基本的な方針

都市緑地法の規定に基づき、都市における緑地の保全等の取組を国家的な観点からより一層推進するため、国土交通大臣が、緑地の保全及び緑化の推進の意義及び目標に関する事項、緑地の保全及び緑化の推進に関する基本的な事項、政府が実施すべき施策に関する基本的な方針等を定めるものとされ、2024年（令和6年）12月に「緑の基本方針」が策定・公表されました。

今後は、本方針に基づき、都道府県の「緑の広域計画」、市町村の「緑の基本計画」の策定や内容の一層の充実を促すとともに、多様な主体と連携しながら、都市における緑地の保全等に向けて総合的に取り組んでいくこととされています。

全体目標（将来的な都市のあるべき姿）を「人と自然が共生し、環境への負荷が小さく、ウェルビーイング（Well-being）が実感できる緑豊かな都市」とし、国全体として都市の緑地を郊外部も含め保全・創出させ、そのうち市街地については緑被率が3割以上となることをめざすとされています。また、都道府県が定める全ての「緑の広域計画」及び市町村が定める全ての「緑の基本計画」において、「環境への負荷が小さいカーボンニュートラル都市」、「人と自然が共生するネイチャーポジティブを実現した都市」、「ウェルビーイング（Well-being）が実感できる水と緑豊かな都市」の実現に向けた取組及び関連する指標等を位置づけることを促しています。

4) 都市公園の柔軟な管理運営のあり方に関する検討会 提言「都市公園新時代～公園が活きる、人がつながる、まちが変わる～」

国土交通省が設置した本検討会の提言が2022年（令和4年）10月にとりまとめられ、提言では、「人中心のまちづくりの中でポテンシャルを最大限発揮するため、パートナーシップの公園マネジメントで多様な利活用ニーズに応え、地域の価値を高め続ける「使われ活きる公園」をめざす」ことが位置づけられています。

また、「使われ活きる公園」の実現に必要な3つの変革として、「まちの資産とする」、「個性を活かす」、「共に育て共に創る」ことが掲げられています。

5) 生物多様性国家戦略 2023－2030

2022年（令和4年）12月に新たな世界目標として採択された「昆明・モントリオール生物多様性枠組」に対応する形で、2023年（令和5年）3月に閣議決定されたものであり、2030年（令和12年）のネイチャーポジティブ（自然再興）の実現に向け、5つの基本戦略と、基本戦略ごとに状態目標（あるべき姿）（全15）と行動目標（なすべき行動）（全25）を設定しています。

(2) 広域計画

1) かながわ生物多様性計画 2024－2030

「かながわ生物多様性計画2024－2030」は「神奈川みどり計画（2006年（平成18年）3月）」を包括的に継承し、県における生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する基本的な計画として、2024年（令和6年）3月に改定されました。

当該計画では、自然のもたらす恵みを次の世代に着実に引き継いでいくため、ネイチャーポジティブに向けて、県として「地域の特性に応じた生物多様性の保全」と「生物多様性の理解と保全行動の促進」という2つの目標を掲げ、生物多様性の保全を推進していくとされています。

また、当該計画では、生態系に着目した県土のエリア区分を示しており、本市は「都市・近郊エリア」と「河川・湖沼及び沿岸エリア」に位置しており、関係する主な生態系は、「都市生態系」や「里地・里山生態系」、「陸水生態系・沿岸域」とされています。

<生態系に着目した県土のエリア区分>

県土のエリア区分	関係する主な生態系
丹沢エリア	 山地・森林生態系
箱根エリア	
山麓の里山エリア	 里地・里山生態系
都市・近郊エリア (多摩丘陵・相模野台地)	 都市生態系  里地・里山生態系
三浦半島エリア	 里地・里山生態系  都市生態系
河川・湖沼及び沿岸エリア (多摩川・相模川・酒匂川などの河川、丹沢湖・宮ヶ瀬湖・相模湖等の湖沼、東京湾・相模湾の沿岸域)	 陸水生態系・沿岸域



<生態系に着目した県土のエリア区分>

（出典：かながわ生物多様性計画 2024－2030（一部加筆））

(3) 本市の上位・関連計画

本計画に関連する上位・関連計画の概要等は次のとおりです。

藤沢市都市マスタープラン		
	将来都市像	自立するネットワーク都市
	概要	都市計画法第18条の2に基づく藤沢市の「都市計画に関する基本的な方針」であり、都市づくりの方針等について、住民の意見を反映しながら策定する計画です。 この「基本的な方針」は、今後の藤沢市都市計画行政の基本とされ、法定都市計画の見直しや改定に際しての指針となるものです。
藤沢市立地適正化計画		
	まちづくりの方針	市民の誰もが、住み慣れた地域で、安全・安心に暮らせる、少子超高齢社会等に向けた持続可能なまちづくり
	概要	都市再生特別措置法第81条に基づく「住宅及び都市機能増進施設の立地の適正化を図るための計画」であり、居住機能や医療・福祉・商業、公共交通等のさまざまな都市機能の誘導により、都市全域を見渡し、持続可能な都市構造をめざす包括的なマスタープランです。
藤沢市市政運営の総合指針		
	めざす都市像 (基本理念)	郷土愛あふれる藤沢 ～松風に人の和うるわし 湘南の元気都市～
	概要	概ね20年先を見据え、長期的かつ総合的な市政運営の考え方を示した基本方針と、市民ニーズに基づいた課題の緊急性、重要性を踏まえ、直近の4年間に重点的かつ確実に実施する施策を位置づけた重点方針で構成された、市政を総合的に進めていくための基本となる方針です。
藤沢市生物多様性地域戦略		
	2050将来像	生きものの恵みを感じるまち・ふじさわ
	概要	生物多様性基本法第12条に基づき策定する「生物多様性の『保全』及び『持続可能な利用』に関する基本的な計画」であり、生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する目標や総合的かつ計画的に講ずべき施策などを位置づけるものです。
藤沢市環境基本計画		
	総合環境像	地域から地球に広がる環境行動都市
	概要	藤沢市環境基本条例第9条に基づく「環境の保全等に関する基本的な計画」であり、環境の保全及び創造に関する総合的、長期的な目標や施策などを位置づけるものです。
藤沢市地球温暖化対策実行計画		
	基本理念	～環境にやさしく地球環境の変化に適応したまち～
	概要	2050年における温室効果ガス排出量を実質ゼロとする脱炭素社会の実現を目指し、基本方針や主要施策、取組内容を位置づけるものです。

藤沢市景観計画		
基本理念	湘南の自然と文化に育まれた住み続けたい「わがまち 藤沢」	
概要	景観法第8条に基づく「良好な景観の形成に関する計画」であり、良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項、景観重要建造物、景観重要公共施設などを位置づけるものです。	
藤沢市地域防災計画		
計画の目的	災害に強い都市づくりを進めるとともに、市民の生命、財産を保護し、被害の拡大防止と軽減を図る。	
概要	災害対策基本法第42条に基づく計画であり、各種災害に関し、災害予防対策、応急活動、災害復旧等について、防災関係機関を含めた役割や対応を定めたものです。	
藤沢市都市農業振興基本計画		
将来像	守り、育み、次世代につなぐ、魅力ある都市農業	
概要	都市農業振興基本法第10条に基づく「都市農業の振興に関する計画」であり、新たな藤沢市の農業の将来像と基本方針や目標、主な取組などを位置づけるものです。	

(4) みどりに関する社会意識の変化

少子超高齢社会や人口減少、都市化に伴う環境問題、地方の活性化、グローバルな都市間競争の激化、社会資本の老朽化、財政面・人員面の制約の深刻化、市民の価値観の多様化などを踏まえ、みどりを取り巻く環境への期待は、より一層高まっています。

少子超高齢社会や人口減少、環境問題への関心が高まる中、コロナ禍を経た人々の価値観の多様化などを踏まえ、「みどり」に対する社会意識も大きく変化しています。

市民一人ひとりのニーズに的確に応え、豊かな生活を実現する「人中心のまちづくり」が求められている現在、持続可能な都市を支えるみどりのあり方や「こどもまんなかまちづくり」の加速化、心豊かな生活を支えるサードプレイス※としての役割など、みどりの機能と役割を最大限発揮することで、人と自然が共生し、ウェルビーイングが実感できるみどり豊かな都市の実現が求められています。

4 前計画の取組

(1) 藤沢市緑の基本計画の取組状況

1) 緑地の目標

都市公園の整備や特別緑地保全地区の新規指定などの取組を行いました。樹林地（地域森林計画対象民有林、保存樹林）や農地（農業振興地域・農用地区域）などの減少が大きく、基準値から減少しました。

<緑地の確保目標>

基準値	目標値	実績値
2010年 (平成22年)	最終目標	2025年 (令和7年)
26%	30%	24.6%

2) 都市緑化の目標

樹林地や農地が減少しているものの、遊水地の整備のほか、工場や住宅地の緑の増加とともに、樹木の生長などにより、基準値から増加しています。

<緑被の目標>

基準値	目標値	実績値
2010年 (平成22年)	最終目標	2025年 (令和7年)
30.7%	30%以上	32.18%

※基準値と実績値とでは、緑被の算出精度が異なります。

3) 都市公園等の施設として整備すべき緑地の指標

都市公園の面積自体は着実に増加しているものの、人口増加の影響が大きく、1人当たりの都市公園面積は横ばいとなりました。

<市民1人当たりの都市公園面積>

基準値	目標値	実績値
2010年 (平成22年)	最終目標	2025年 (令和7年)
5.4㎡/人	11㎡/人	5.4㎡/人

4) 重点事業・リーディングプロジェクト

前計画では、緑地の保全や緑化を推進するため、様々な施策に取り組んできました。

このうち、主な重点事業・リーディングプロジェクトの取組状況は次のとおりです（詳細は参考資料を参照）。

- ◆ 遠藤笹窪特別緑地保全地区（約20ha）の指定
- ◆ 地下に雨水貯留槽を設置した宮ノ下公園（近隣公園・約1.5ha）をはじめ、遊水地機能を有する県立境川遊水地公園（今田遊水地）（総合公園・約7.3ha）、下土棚遊水地公園（地区公園・約2.8ha）の開園
- ◆ 鵜沼海浜公園（広域公園・約1.67ha）における本市初のP-PFI制度を活用した公民連携事業（大規模改修）の実施
- ◆ 公園施設長寿命化計画に基づく遊具改修工事（複数公園）
- ◆ 長久保公園（地区公園・約4.4ha）に「生物多様性地域センター」を開設
- ◆ 遠藤笹窪谷公園（風致公園・約2.5ha）・生物多様性サテライトセンターの開設
- ◆ 第2回・第3回藤沢市自然環境実態調査の実施
- ◆ 藤沢市生物多様性地域戦略の策定
- ◆ Fujisawa藤ガイド（フジロード）の作成
- ◆ カワセミマップの作成

など



遠藤笹窪特別緑地保全地区
遠藤笹窪谷公園



下土棚遊水地公園



Fujisawa 藤ガイド



カワセミマップ

(2) 藤沢市緑の実施計画の取組状況

「藤沢市緑の実施計画」の第3期（令和3年度から令和5年度）全体の事業評価は、半数以上の事業で「十分に目標を達成（A評価）」となっており、概ね目標を達成した事業（B評価）」と併せると、約95%の事業で目標を達成しています。

<評価結果>

区分	A評価	B評価	C評価※	合計
	十分に目標を達成した	一部課題が残ったが、概ね目標を達成した	十分に目標を達成できず、理由等を分析する必要がある	
当事業数 (割合)	23 (57.5%)	15 (37.5%)	2 (5.0%)	40 (100.0%)

※:C評価:「樹林地の保全、活用の樹林地評価検討事業」、「公園樹木適正管理事業」

5 市民等が主体のみどりに関する取組状況

(1) 緑に関連するアンケート

1) 令和6年度 市政運営の総合指針2024に関する市民意識調査

■調査概要

「市政運営の総合指針2024」の施策・事業に関する実現度等を調査

実施方法	アンケート用紙を郵送し、記入返送またはWEBから回答受付
調査対象	藤沢市在住の18歳以上の市民3,000人(抽出法:層化2段無作為抽出法)
調査期間	2024年(令和6年)9月9日から10月8日まで
回答状況	1,389人(回答率46.3%)(うち郵送回答902人、WEB回答487人)

■結果の概要(緑に関するものを抽出)

①基本目標の実現度

【基本目標】自然を守り豊かな環境をつくる 「まちと自然環境との調和がとれていること」

- ・令和6年度の実現度は79.0%('よくできている' 'だいたいできている'の合計の割合)
- ・経年変化では、令和2年度から令和6年度の5年間で75.7%から81.5%の間で推移。最高値である81.5%(令和4年度)からは低下
- ・年代別にみると、18歳・19歳・20歳代(80.5%)、40歳代(77.4%)の実現度が高い一方、80歳以上(54.8%)が最も低い
- ・居住地区別では、六会(80.8%)が最も高く、長後(61.4%)が最も低い

②施策の満足度

- ・「緑地や樹木などの緑の保全」の満足度は34.4%(16施策中、上から3番目)

③基本目標の重要度

- ・「まちと自然環境との調和がとれていること」の重要度は13.7%(8項目中、重要度は上から5番目／実現度は最も高い)

④重点施策の重要度

- ・「緑地や樹木などの緑の保全」の重要度は18.1%(45施策中、上から20番目)

2) 公園に関するアンケート

■調査概要

公園の利用状況や公園に対して感じている事などに関する利用者意識を調査

実施方法	・e-kanagawa電子申請システムのアンケート機能による調査 ・アンケート用紙による調査
調査対象	市内公園の利用者
調査期間	2023年(令和5年)3月20日から4月21日まで(アンケート用紙は3月27日から)
回答状況	4,380件(うち電子4,140件、用紙240件)

■結果の概要(主な項目を抽出)

- ・「身近なところに公園がある」と感じている人が91.4%
- ・「市内の公園を週1回以上、利用」している人が45.1%
- ・「好きな公園」の上位は、「辻堂海浜公園(県立)(24.1%)」、「引地川親水公園(21.2%)」、「新林公園(17.5%)」
- ・「身近な公園の清掃・草刈り・花植など」に興味がある人が43.7%
- ・「公園愛護会*の認知」は、「知らない」が74.1%、「知っている」が23.8%

(2) 市民等による緑地保全等の取組

緑地保全等の取組については、行政主体から市民・地域主体へと、まちづくりの主体に関する社会意識が変化しています。また、企業などの環境配慮や社会的責任の意識が高まっています。

市有山林等で展開されている市民、事業者とのマルチパートナーシップ*による主な緑地保全活動やみどりの普及啓発事業※は次のとおりですが、多くの団体で担い手の確保等に関する課題が生じています。

1) 市民の取組

(五十音順)

団体名	取組の概要
石川丸山ホタル保存会	石川丸山谷戸の地権者を中心に結成され、主に、谷戸田・湛水田の維持管理、杉・雑木林の保全、生きもの調査、畑・樹園地の維持管理等に取り組んでいます。 県の里地里山活動協定認定団体となっています。
川名里山レンジャー隊	2001年（平成13年）12月に、現在の名称に変更し、地元住民と日本大学生物資源科学部の学生が協力しながら、川名緑地を将来に伝えていく活動をしており、谷戸探検や谷戸の中にある斜面樹林の管理や市有地のヨシ原を湿地に戻す管理作業などを行っています。
健康の森公益的 市民活動	「遠藤まちづくり推進協議会」、「NPO法人藤沢サンクチュアリ」、「NPO法人里地里山景観と農業の再生プロジェクト」は、藤沢市健康の森公益的 市民活動交付金の交付を受け、遠藤笹窪谷（谷戸）における里山再生及び自然環境を活かした地域活性化に関する活動に取り組んでいます。
公園愛護会	本市では、1983年（昭和58年）に公園愛護会制度を創設し、愛護会では、公園内の清掃・除草・施設破損時の連絡等の活動をされています。 「地域の公園は地域の手で守る」をモットーに、地域の皆さんで公園愛護会を設立していただき、市民と行政の協働により公園の維持管理を行う取組を推進、支援しており、令和7年度時点で160を超える公園愛護会が活動しています。
新林公園みどりの会	自然豊かな「新林公園」で美化・緑地保全活動を行っている団体（公園美化推進団体*）です。 来園者が公園で気持ちよく過ごせるよう、そして、新林公園の自然をより豊かにし、次の世代に引継いでいけるよう、市民感覚を活かしながら活動しています。
美化ネットふじさわ	「まちをきれいにしたい！」そんな思いをもった市民の皆さんの環境美化活動（清掃等）を支援するため、「美化ネットふじさわ*」を実施しています。
藤沢市みどりいっぱい市民の会	郷土の緑を守り・育て、あわせて次代を担う青少年の健全な育成と良好な環境保全をめざし、1977年（昭和52年）10月に「藤沢市みどりいっぱい市民の会」が発足しました。 花植えや下草刈などのボランティア活動やイベントの開催に取り組むなど、様々なみどりの普及啓発活動を実施しています。

藤沢グリーンスタッフの会 (FGS)	本市の管理する緑地保全を中心に活動している特定非営利活動法人で、2002年（平成14年）4月に結成されました。 本市の「里山保全ボランティア養成講座」や「ふじさわ子ども森の探偵団」をはじめ、様々な普及啓発活動や支援活動、養成講座・環境調査などを実施しています。さらに民間緑地事業、会員の知識・スキル向上のための各種研修活動を行っています。 令和7年度当初時点で本市と「みどり保全協働事業に関する協定」を締結しています。
緑と花いっぱい推進の集い*	緑の普及啓発を図るため、1982年（昭和57年）から「市民（藤沢しみどりいっぱい市民の会）」・「事業者（藤沢市企業等環境緑化推進協議会）」「行政」が一体となって開催しています。 「緑と花いっぱい推進の集い」では、緑と花いっぱい功労者及びポスターコンクール・学校花だんコンクールなどの入賞者の表彰、講演会などを行っています。

※本市と協定等を締結しているものや本市に届出等を行い、活動内容が把握できる取組を記載



<公園愛護会チラシ>

2) 企業の取組

(五十音順)

団体名	取組の概要
藤沢市企業等環境緑化推進協議会	1974年（昭和49年）4月に市内の工場や事業所等により「藤沢市工場等環境緑化推進協議会（現在は「藤沢市企業等環境緑化推進協議会」に名称を変更）」を設置し、各種講習会・視察見学会等を開催するなど、緑化意識の普及・向上・啓発に努めています。 令和7年度当初時点の加入事業者数は43社です。
CSR活動	CSR活動の一環として、市内の3つの企業が市有山林の緑地保全活動などに取り組んでいます。 NPO法人と連携し、草刈りや枯枝の切り落とし、落ち葉溜めの維持管理活動、子どもたちを交えた自然観察会、ネイチャークラフトのワークショップなど、地域の自然環境の維持管理や美化、普及啓発活動に協力しています。

(3) みどり基金

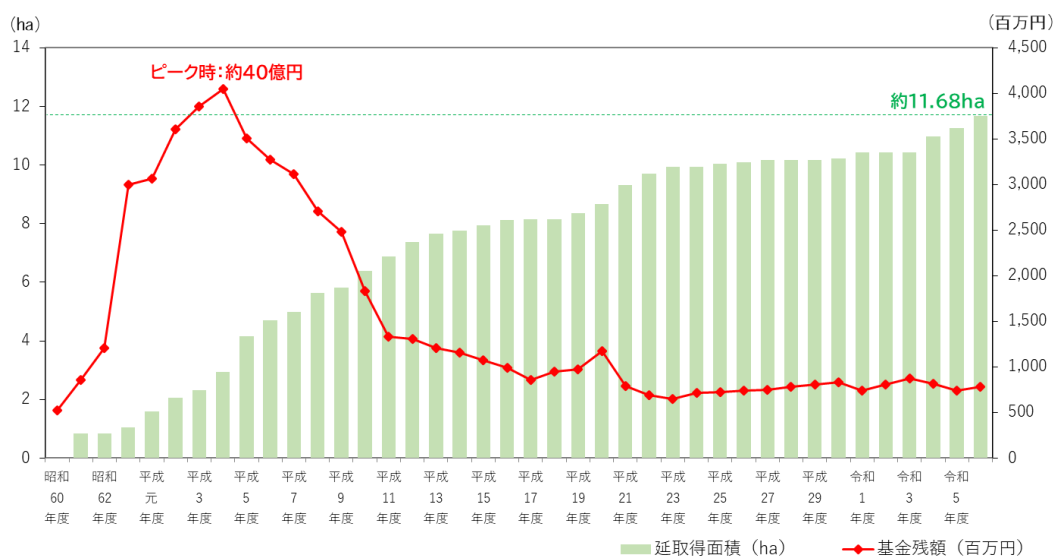
「藤沢市みどり基金^{*}」は、市内に残された貴重な緑を市民共有の財産として保全するために創設しました。市内に残された貴重な緑を守り、その緑を後世に伝えることを目的として、「緑地の取得」や「緑地の維持管理」、「普及啓発活動」等に役立てています。

本基金は昭和60年度から、市民や企業からの寄附金を中心に積立てを行っており、平成19年度からはごみ処理有料化に係る手数料収入相当額の一部も積立てています。更に、近年は、本基金への寄附がふると納税の対象となるなど、様々な形で本基金の確保に努めています。

平成4年度には、約40億円の基金残高があったものの、緑地の取得や普及啓発事業に基金の取り崩しが続き、令和6年度末の残高は約7億8千万円となっています。



みどり基金パンフレット



<みどり基金による緑地取得面積と基金積立残額の推移>

本基金は、設立から40年近くが経過するなかで、本市の緑地保全・みどりの普及啓発などに大きな貢献をしてきましたが、将来的な緑地の取得を考慮すると基金の残高が不足している状況にあります。

引き続き、本基金を適正に運営するため、新たな財源の確保・従来の財源の拡大・運用方針の明確化など、見直しを行う必要があります。

(4) 森林環境譲与税基金

2019年(平成31年)3月に「森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律」が成立し、「森林環境税」と「森林環境譲与税」が創設されました。これに伴い、本市では、同法の規定による森林環境譲与税の譲与を受けるため、基金を設置しています。

本市では、主に里山環境の復元を目的とした樹林地復元事業等に使用しており、今後は、公園・緑地関連の建築物の木質化などへの利用を検討します。

6 藤沢市のみどりの現況と課題(まとめ)

第1章「1 藤沢市の特長」から「5 市民等が主体のみどりに関する取組状況」の記載内容をみどりの現況として整理しました。

<藤沢市のみどりの現況>

1 藤沢市の特長	・三大谷戸、斜面樹林、農地、海岸林、江の島など、市内のかけがえのない緑の保全の取組を進めています。
2 藤沢市のみどりの現況	・相続の発生に伴う保存樹林や生産緑地、地域森林計画対象民有林、農業振興地域・農用地区域などの緑地が特に減少しています。 ・公園の整備や民有地の緑化などにより新たに創出された緑地があります。 ・自然環境実態調査の結果、多くの調査箇所では豊かさ・重要性の減少傾向がみられたものの、水辺環境の復元などにより、評価があがった緑地などもあります。
3 緑の基本計画を取り巻く状況	・民間活力を活かすなかで、公園を一層、柔軟に使いこなすための法制度が創出されたほか、「使われ活きる公園」の実現などの方針が示されました。 ・カーボンニュートラルの実現やウェルビーイングが実感できる水と緑豊かな都市の実現、生態系ネットワークの確保、緑地の量的拡大・質的向上、人と自然が共生するネイチャーポジティブの実現が求められています。 ・「昆明・モントリオール生物多様性枠組」の採択や「生物多様性国家戦略2023-2030」、「かながわ生物多様性計画2024-2030」の策定・改定が行われました。
4 前計画の取組	・重点事業・リーディングプロジェクトを中心に、緑地の保全、公園の整備、みどりの普及啓発等の各種取組を進めてきました。 ・前計画における緑地の確保目標は達成できていませんが、緑被の確保目標は達成できています。 ・都市公園の面積は着実に増加しているものの、人口増加の勢いが上回り、1人当たりの都市公園面積の確保目標は、達成できていません。
5 市民等が主体のみどりに関する取組状況	・市民意識調査における「まちと自然環境との調和がとれていること」について、過去の調査（最高値）からは、実現度が低下しています。 ・公園に対する満足度は概ね高い結果となっていますが、愛護会の認知度が低い状況にあります。 ・市民や市民活動団体により、様々な緑地保全・美化活動等が行われていますが、メンバーの高齢化や担い手不足、活動の形骸化、技術的な支援、活動資金の確保等が問題となっている団体もあります。また、企業において、環境配慮や社会的責任意識が高まっており、緑地保全に関するCSR活動が進められています。 ・みどり基金により、市内に残る貴重な緑を保全してきましたが、将来的な緑地の取得を考慮すると基金の残高が不足している状況にあります。

本市のみどりの現況などを踏まえた課題を抽出し、5つの視点で分類しました。

<藤沢市のみどりの課題>

1 みどりを まもる視点	● 多様な生きものが生育・生息できる三大谷戸を中心とした、市内のかけがえのないみどりを、将来にわたり、守り育てていく必要があります。 ● 既存の都市公園や市有山林等について、適切な管理水準の確保と計画的な施設更新、樹林地復元に取り組む必要があります。 ● 地域森林計画対象民有林、保存樹林等の法や条例等による緑地や公共施設緑地、民間施設緑地、市有山林等について、保全の担保性を高める仕組みを検討する必要があります。 ● 公民連携による公園の管理運営など、高齢化や将来の人口減少を見据え、担い手の育成や持続可能な管理運営の仕組みを検討する必要があります。また、DX*をはじめ、新技術の利活用により、取組の効率化を図る必要があります。
2 みどりを ふやす視点	● 市民にとって身近な都市公園や居心地の良いオープンスペースの確保に取り組む必要があります。 ● 公共施設や民間施設の再整備などの機会を捉え、緑地の確保に取り組む必要があります。 ● CSR活動の働きかけや、屋上や壁面を活用した緑化、植栽の複層化等による緑地の確保等、良好な緑地の確保に取り組む必要があります。
3 みどりを つなぐ視点	● 本市の骨格となる水（引地川・境川等）と緑による多面的な機能の維持・発揮や、豊かな生物多様性を育むエコロジカルネットワーク*の形成に取り組む必要があります。 ● まちづくりと連動した魅力的な街路空間の創出や、良好なみどりの空間の整備、みどりの空間を活かしたイベント等の開催による、まちのにぎわいの創出、人と人のリアルな交流などを生み出すオープンスペースの確保に取り組む必要があります。
4 みどりを ひろめる視点	● 生物多様性センター（長久保公園）や生物多様性サテライトセンター（遠藤笹窪谷公園）を中心に、みどりや生物多様性に関する魅力的な講習会・展示会等を積極的に行い、普及啓発の更なる取組を行っていく必要があります。 ● 様々な媒体や機会を用いてみどりに関する情報を発信し、緑に関わる人材を育てていく必要があります。 ● 工場の緑化や屋上や壁面を活用した緑化、住宅の庭先の緑化など、公共空間以外の緑化の普及啓発に取り組む必要があります。 ● 身近なみどりをより良好な状態に保つため、市民・事業者・行政等による協働の取組を推進する必要があります。
5 みどりと くらす視点	● 市民が緑に触れることで、大切さを知り、地域への愛着を深め、実際に行動することにより、緑を活かしたまちの魅力向上につなげていく必要があります。 ● 公民連携や地域ごとの公園ルールを検討など、市民ニーズに即した特色や魅力のある公園づくりに取り組む必要があります。 ● 災害対策やまちなかのヒートアイランド対策など、社会課題の解決に向けたみどりの積極的な活用が求められています。 ● 少子超高齢社会などにおける人中心のまちづくりへの機運の高まりなどから、コミュニティ活動や健康づくりの場として活用するなど「使われ活きる公園づくり」、「子どもまんなか公園づくり」、「心豊かな生活を支えるサードプレイス」の確保が求められています。

第2章

緑地の保全及び緑化の目標

第2章 緑地の保全及び緑化の目標

1 基本理念

都市におけるみどりは防災や景観形成、環境保全、レクリエーションといった多面的な機能を有し、生きものの生息・生育の場、農業生産の場としても、かけがえのない役割を果たしています。また、地球温暖化やヒートアイランド現象に対しても、植物によるCO₂の吸収・固定効果など、温室効果ガス*の吸収源としての機能や、植物の蒸散活動による大気の冷却など、重要な役割を果たしています。都市公園、山林、草原、水辺、田畑、庭など、その土地ごとに定着した緑は、それぞれ役割や機能が異なりますが、そのすべてが人々の生活にとって重要な緑であるといえます。

これまで本市では、市民が良質な生活を営むための環境を整備するため、サードプレイスとなる都市公園や緑地・公共空間（オープンスペース）を数多く確保し、大都市近郊の都市として成長してきました。都市基盤の整備が進み、成熟したまち・藤沢にとって、マルチパートナーシップによるまちづくりや自然環境との共生・地球環境の保全という観点からの『緑の保全と創出』、ひいては『質の高い緑を通じたウェルビーイングの追求』、『社会関係資本（ソーシャル・キャピタル*）の向上』がより一層重要となっています。

そのため、公園や緑地が新たな価値創出や社会課題解決の場となるよう、NbS（自然を基盤とした解決策）の視点から緑の保全や計画的な利活用に取り組むとともに、緑の質を高めるための緑化推進活動に取り組むことが重要です。

多様な利活用ニーズに応え、市民、事業者、行政等がそれぞれの特性を活かしてパークマネジメントに取り組むなど、身近な公園を地域の価値を高め続ける「使われ活きる公園」とすることが求められています。また、子どもや子育て世帯が安心・快適に日常生活を送ることができるようにするための「子どもまんなか公園づくり」が求められています。

河川や樹林地、谷戸、農地など、都市環境の骨格となる重要な緑を市民共有の財産として次世代へ引き継ぎ、未来の地球環境への投資や「明日の藤沢を担う子どもたち」を育む環境づくりを行うことは、私たちに与えられた使命といえます。

本市は、市民一人ひとりの志と活動のもと、みどりを「まもる（保全）」「ふやす（創造）」「つなぐ（連携）」「ひろめる（普及）」「くらす（共生）」の観点にたち、みどりあふれる質の高い都市をめざします。



2 みどりの将来像

本市は、引地川、境川などに代表される河川や相模野台地・片瀬丘陵・高座丘陵の縁辺部や河川沿いに残る特別緑地保全地区等の斜面樹林、田畑、里地里山環境が残る三大谷戸、そして、湘南らしさを象徴する江の島や湘南海岸砂防林など、多様な緑で構成されています。

これらの多様な緑に加え、生活や産業とともに新たに生み出し、育まれるみどり、人々の生活に身近な都市公園など、それぞれのみどりの特長を活かし、変化に富んだ多彩な輝きを放つ、魅力あふれる都市の姿として、「湘南のみどりと共にくらすまち・ふじさわ」をみどりの将来像に掲げます。



■未来のライフスタイルのイメージ

未来のふじさわは、より質の高いみどりが印象的なまちとなっています。

身近にみどりを感じる、心地よい空間での、日々のくらしを次のとおりイメージしました。



緑の保全の取組が進んだことにより、四季の移り変わりを強く感じることができるようになりました。
朝、小鳥のさえずりで目覚めるなど、市内で見ることのできる生きものの種類も増えています。



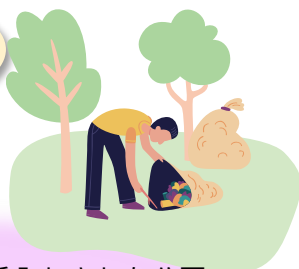
オシャレな緑の空間がまちなかに増えたから、外を歩く機会が増えたとし、近くの公園でランチを楽しむことが日課となったね。



公園には、芝生が広がり、その周りには様々な樹木や花々が彩りを添えています。いつからか公園で「禁止されること」が減って、子どもたちは木登りや虫取り、ボール遊びなど、自由に遊んでいます。その横で大人たちは本を読んだり、おしゃべりをしたり、のんびりとしたひとときを過ごしています。



そういえば、最近車に乗らなくなったね。



植物や施設が丁寧に手入れされた公園や緑地は、市民活動団体や企業、行政が協力した維持管理が日常となっています。



公園の使われ方も多様化してるね。

遊水地や樹林地、農地などの適切に管理された緑が防災・減災などの多面的機能を発揮し、災害からの安全性を高めてくれています。



江の島や湘南海岸、河川沿いの斜面樹林、三大谷戸をはじめ、住宅地や駅前の緑地など、地域の特徴が感じられる緑の保全や緑化が進められています。

先人から受け継いだ多様な生きものが息づく三大谷戸といった里山、里川、里海は市民の心のよりどころとなっています。



公園や緑地だけでなく、道路や学校などの公共施設の緑が増え、緑豊かな景観が本市の大きな特長となっています。

引地川緑道の整備が進んだことにより、南北のアクセスが良くなりました。

北部エリアの遠藤笹窪谷公園に行きやすくなったから、毎週のように子どもと通っていますよ。

海岸からはいつの時代も変わらない富士山や江の島、湘南の海が望めます。

緑道ができて海が近くなった気がするね。

スケートパーク（鵜沼海浜公園）で、今日もオリンピックのメダリストが練習しているかもしれないから、行ってみようよ。

みどりの保全拠点である三大谷戸を中心としたエコロジカルネットワークが形成され、多様な緑が市域を越えてつながっています。

道路や公園といった公共空間や住宅の庭先などの緑が、四季折々にいろいろな表情を見せ、日々の散歩がより楽しいものとなっています。

子どもが生まれた時に長久保公園でもらったブルーベリーの苗木、今ではたくさんの実をつけてくれます。毎年の収穫は、我が家での恒例のイベントです。



身近な公園や森で、CSR 活動による緑地保全・緑化活動が活発に取り組まれています。

家を建てた時にもらったドウダンツツジの記念樹、紅葉が始まると秋を感じます。



公園や緑地で開催される生きもの観察会などに、毎週のように参加している子どもたちは、わが家の生きもの博士です。



身近にあるみどりが私たちの日々の暮らしを豊かに彩っており、みんなで協力して育て、守り続けるみどりがさらなる未来の世代へと受け継がれていくことを願っています。

3 基本方針

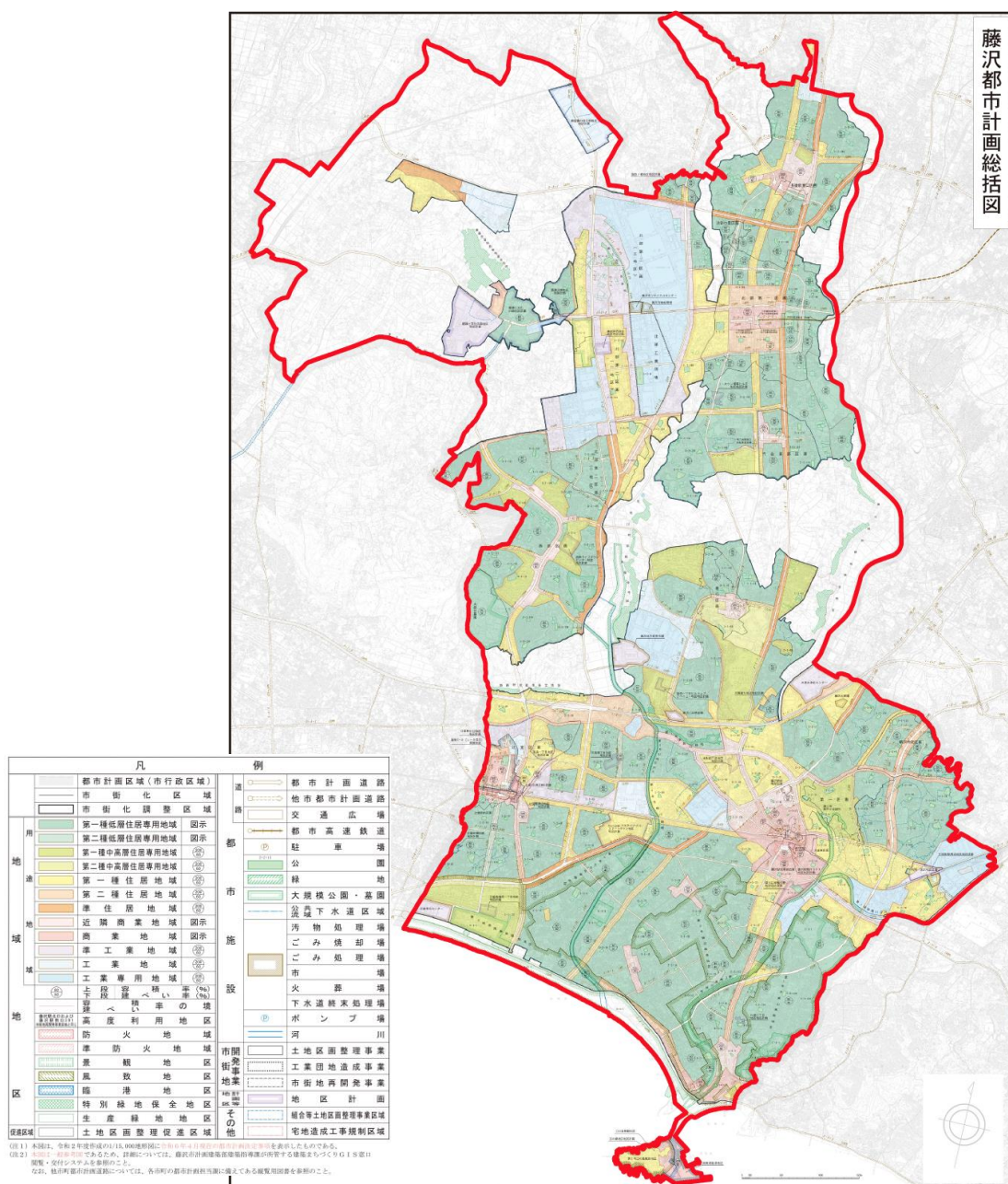
緑の将来像を実現するため、5つの基本理念を踏まえた17の基本方針を設定します。この基本方針に沿った取組により、緑の質を高めていきます。

基本理念	基本方針
1 みどりを まもる (保全)	(1) 樹林地及び樹木の保全 (2) 藤沢らしい緑の保全 (3) 質の高い公園・緑地環境の確保 (4) 生きものの生息・生育空間の保全
2 みどりを ふやす (創造)	(5) 公園・緑地の整備の推進 (6) 特色ある緑化の推進 (7) 施設緑化の推進
3 みどりを つなぐ (連携)	(8) エコロジカルネットワークの形成 (9) 広域的な緑のネットワークの形成 (10) 多様な人々のつながりの創出
4 みどりを ひろめる (普及)	(11) みどりに関する積極的な情報発信 (12) 生物多様性センターを拠点とした普及啓発活動 (13) 緑化・緑地保全活動への参画・人材育成 (14) 環境学習の推進
5 みどりと くらす (共生)	(15) 住まいの緑化活動の促進 (16) 地域の緑との共生 (17) みどりに関わるマルチパートナーシップの推進

(1) 計画のフレーム

<計画対象区域>

名 称	計画対象区域		
藤沢都市計画区域	藤沢市の全域	うち市街化区域	うち市街化調整区域
	約6,956 ha (100%)	約4,799 ha (約69%)	約2,157 ha (約31%)



＜藤沢都市計画総括図＞

(2) 緑地の保全及び緑化の目標

みどりあふれる質の高い都市の構築やみどりの将来像の実現とともに、カーボンニュートラルやネイチャーポジティブの実現をめざすため、次の目標を定めます。

目標年次は、概ね20年後の2050年（令和32年）とします。また、10年後の2035年（令和17年）を中間年次とするほか、将来達成すべき最終的な目標（最終目標）を設定します。

1) 緑被率に関する目標

緑被^{※1}は、市民一人ひとりの心がけによって守り、増やすことができる緑であることから、これに着目し、緑地保全や緑化の推進のため、次の目標を設定します。

<緑被率の目標値>

基準年次 2025年(令和7年)	中間年次 2035年(令和17年)	目標年次 2050年(令和32年)	最終目標
約32.2% (R6値)	現状維持	現状維持	現状維持

※1 緑被:「緑」に覆われた水平面の面積を指し、法令による位置づけは考慮しません。

2) 緑地率に関する目標

一定の担保性が確保されている緑地^{※2}を対象とし、引き続き、緑の担保性を高めていく取組を推進するため、緑地率に関する目標を設定します。これまでの目標を継続させる観点などから、最終目標は計画対象区域の約30%とします。

<緑地率の目標値>

基準年次 2025年(令和7年)	中間年次 2035年(令和17年)	目標年次 2050年(令和32年)	最終目標
約24.6%	約25.1%	約25.6%	約30%

※2 緑地:「緑地」は、社会的、制度的に一定の保全、担保がなされているものを指しており、都市公園や特別緑地保全地区のように法令で位置づけられているものなどが該当します。

3) 市民1人当たりの都市公園面積に関する目標

都市公園は、心豊かな生活を支えるサードプレイス、人と人とのリアルな交流を生み出す場など、市民の最も身近な緑とオープンスペースであるとともに、防災や景観、環境保全、レクリエーションなどの多面的な機能を有しています。身近な公園への未到達区域の解消など、引き続き、都市公園の整備を進める必要があるため、次の目標を設定します。

なお、最終目標は、「都市公園法施行令」や「藤沢市都市公園条例」で定める「都市公園の住民1人当たりの敷地面積の標準」と整合を図ります。

<市民1人当たりの都市公園面積の目標値>

基準年次 2025年(令和7年)	中間年次 2035年(令和17年)	目標年次 2050年(令和32年)	最終目標
約5.4㎡/人	約5.8㎡/人	約6.4㎡/人	約10㎡/人

※都市公園面積÷本市の人口(将来推計)による算出

4) 緑の質の確保に関する目標

ウェルビーイングが実感できるみどり豊かなまちづくりを進めるためには、現在の良好な緑を保全するとともに、「質」の高い緑を確保することが重要です。市民が「まちと自然環境との調和」といった質の高い緑を感じられるよう、次の目標を設定します。

<「まちと自然環境との調和」の実現度>

基準年次 2025年(令和7年)	毎年度
約79% (R6値)	82%以上

※市政運営の総合指針に関する市民意識調査【基本目標:自然を守り豊かな環境をつくる「まちと自然環境との調和がとれていること」】

5) ネイチャーポジティブに関する目標

本市は、里山や河川、田畑、海、都市公園など、多様な自然環境を有し、それぞれの環境で様々な生きものが生息・生育していますが、緑の減少や外来種の侵入等、生物多様性への影響が懸念されています。これらの対応を図るためには、生物多様性やみどりの現状・重要性を理解した上で、緑地保全活動などに関わる担い手の存在が重要です。

担い手の世代更新や新たな担い手を確保し、活動の継続性を確保することで、生物多様性の持続可能な利用を促進するため、次の目標を設定します。

<緑地保全活動への参加人数>

基準年次 2025年(令和7年)	毎年度
約4,700人 (R6値)	約5,000人

※本市と協定等を締結した活動などで、報告書等により参加者数が把握できる活動が対象

コラム①

藤沢市初！！ 公民連携（P-PFI）による公園改修事業

鵠沼海浜公園は、1936年（昭和11年）に設置された県営の「鵠沼プール」を前身とし、1961年（昭和36年）に鵠沼海浜公園として供用を開始、同年から「鵠沼プールガーデン」として2000年（平成12年）まで利用されていました。

プールガーデンの営業終了後、2001年（平成13年）から、スケートボードやインラインスケート、バイシクルモトクロス（BMX）などを取扱う「鵠沼海浜公園スケートパーク」としてオープンしました。

2016年（平成28年）にスケートボードがオリンピックの正式種目に採用されたことや、2018年（平成30年）に新たな施設として「コンビプール」を開設したことにより、入場者数の増加が見られ、本公園に対する注目度が高まっている状況となっていました。

しかしながら本公園では、管理事務所がある本館、休憩所などがあった別館、トイレなど多くの施設を設置から30年以上が経過した従前のプールガーデンの施設を流用しており、一部施設については閉鎖をしているなど、施設の老朽化が課題となっていました。

これらを踏まえ、老朽化した施設を更新し、本公園のさらなる魅力の向上や利用者の利便の向上を図るため、施設の改修を実施したものです。

改修にあたり、本公園は海浜地や県立湘南海岸公園に隣接するなど、魅力的な立地であり、かつ、他の公園ではあまり取扱いのない施設を備えていることから、民間事業者の創意工夫を取入れ、さらなる魅力の向上や公園利用者の利便の向上を図るため、公募設置管理制度（P-PFI）を活用したものです。

※P-PFIとは、2017年（平成29年）の都市公園法改正により新たに設けられた、飲食店、売店等の公園利用者の利便の向上に資する公募対象公園施設の設置と、当該施設から生ずる収益を活用してその周辺の園路、広場等の一般の公園利用者が利用できる特定公園施設の整備・改修等を一体的に行う者を、公募により選定する制度です。



スケートパーク



カフェ・レストランなど

第3章

緑地の配置の方針

第3章 緑地の配置の方針

1 主要な系統別緑地の配置方針

みどりが有する多面的機能に着目し、「防災・減災」、「景観」、「環境保全」、「レクリエーション」の4系統に分けて、配置方針を示します。

(1) 防災・減災系統の配置方針

1) 避難場所、避難路となる緑の配置

- ・ 延焼防止や安全な避難路の確保のため、道路本来の機能を確保した上で、主要な幹線道路を中心に緑化に努めます。また、火災の延焼の防止などに効果を発揮する接道緑化*や生垣の植栽を促します。
- ・ 引地川、境川周辺の市街地では火災発生時の避難路としての安全性を高めます。
- ・ 身近な公園は、市街地における延焼防止や一時避難場所*としての役割を果たすことから、市街化区域内の身近な公園が不足している地域を中心に、都市公園を配置します。
- ・ 一部の市有山林は、公園と同様に、災害時の一時避難場所としての機能を有するなど、防災機能が高いことから、今後も緑地の保全を図ります。
- ・ 災害時に指定緊急避難場所（大規模火災）や一時避難場所となる公園では、公園における他の機能とのバランスを考慮しつつ、地域防災力の向上の観点から防災施設の設置を検討・支援します。

2) 自然災害から市民を守る緑の配置

- ・ 気候変動の影響による台風の大型化や局所的な大雨などによる自然災害が増加しているため、公園・緑地における防災・減災対策を検討します。
- ・ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に指定された市有山林や都市公園などの法面については、周辺住民や施設利用者等の安全確保に向けた対策を推進します。また、対策にあたっては、既存植生の保全や緑化などを検討します。
- ・ 県による急傾斜地対策を行う際は、緑地の保全や緑化の方法について連携を図ります。
- ・ 市街地に残る農地は、適切に保全するとともに、貴重なオープンスペースとしての防災機能など農地の多面的機能の発揮を促進します。
- ・ 生産緑地等の農地や農業振興地域・農用地区域については、災害が発生した場合に市民の一時避難場所などとして使用する防災協力農地*の登録制度を周知します。



<防災・減災システムの配置方針図>

(2) 景観系統の配置方針

1) 地域の優れた景観を形成する緑の配置

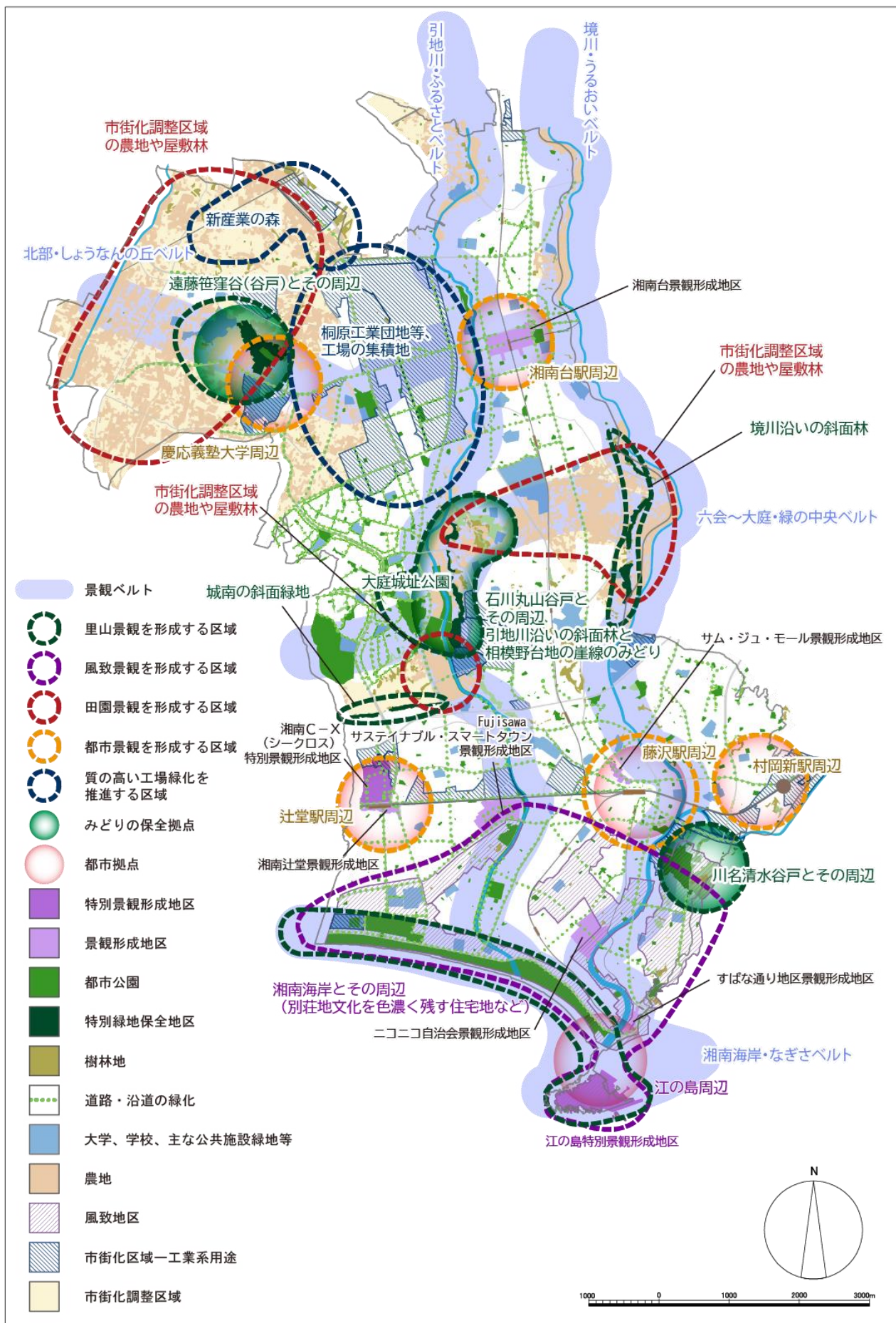
- ・ 本市の地形的特性を象徴する谷戸は、農地や樹林地と一体となって育まれた緑であることから、保全に向けた取組を進めます。
- ・ 引地川、境川沿いの斜面樹林・相模野台地の崖線の緑・片瀬山の斜面樹林などは、地域の自然景観を構成する核となる緑であることから、保全に努めます。
- ・ 本市中部、西北部に多く残っている農地とその周辺の屋敷林_{*}は、地域の景観を構成する重要な役割を有することから、土地利用計画と整合を図りながら適切な保全を促進します。
- ・ 公園・緑地の整備や民間施設の緑化指導においては、郷土樹種の導入を出来る限り推進・促進し、地域の特色ある街並みの形成に努めます。
- ・ 公園内の樹木や街路樹は、適切な更新により良好な街並みを維持するとともに、伐採後の木材の有効活用を検討します。
- ・ 市内に点在する歴史ある社寺林を保全し、落ち着いた潤いある景観の保全に努めます。

2) 湘南の風致と歴史・文化を保全する緑の配置

- ・ 湘南海岸（片瀬海岸～辻堂海岸）は、多くの観光客、海水浴客などが訪れる場所であることから、海岸林を保全することで海浜景観の維持に努めます。
- ・ 湘南海岸とその周辺の風致地区_{*}では、別荘地として発展した本市の歴史と文化の薫る景観を維持・形成するため、湘南の景観を代表するクロマツをはじめ、既存樹林の保全・育成に努めます。特に、市の木・クロマツについては、病害虫に関する薬剤注入の取組を行うことなどにより、保全に努めます。
- ・ 「特別景観形成地区_{*}」に指定している江の島は、豊かな自然環境を保全するとともに、景勝地として景観の維持・保全に努めます。
- ・ 大庭城址公園は、県南部における唯一の中世城郭址として旧地形が保存された公園であることから、城址としての歴史性に配慮しつつ、緑の山として古くから住民に親しまれてきた公園として、その景観の維持・保全に努めます。

3) 市街地の景観を演出する緑の配置

- ・ 6つの都市拠点をはじめ、市民や観光客など多くの人の目にふれる駅前や幹線道路などでは、良好な緑を確保し、市街地景観の向上を図ります。
- ・ 商業施設（特に商業地域や近隣商業地域）では、屋上や壁面などの建物緑化_{*}を促進し、四季を通じて緑豊かな市街地景観の形成に努めます。
- ・ 桐原工業団地や新産業の森などの大規模な工場等が集積したエリアでは、敷地の外周部を中心に質の高い工場緑化を促進します。
- ・ 学校や公共施設の緑は、地域の良好な景観を印象づける重要な要素であることから、市民の関心が高まるような緑地空間の形成を図ります。
- ・ 主要な幹線道路は、美しい街並みを形成するため、道路本来の機能を確保しつつ緑化に努めます。
- ・ 特別景観形成地区や景観形成地区については、各地区の景観形成基準等に基づき、緑化を推進することで、良好な景観形成に努めます。



<景観系統の配置方針図>

(3) 環境保全系統の配置方針

1) 快適な生活環境を保全する緑の配置

- ・ 都市環境の快適性に寄与する樹林地（斜面樹林）をはじめ、社寺林・屋敷林・工場や事業所内の緑の保全・育成に努めます。
- ・ 引地川や境川沿いの緑化を促進し、海や緑地といった地域の冷熱源からの風を市街地に呼び込む風の道*の形成に努めます。
- ・ 鉄道駅周辺の密集した市街地などでは、既存の緑を保全しつつ、敷地内の緑化や敷地境界部への生垣の設置、屋上や壁面を利用した建物緑化など、新たな緑の創出に努めます。
- ・ 公共施設の積極的な緑化を推進するとともに、開発行為や一定規模以上の建築行為について、緑化の指導を実施し、緑地を確保します。
- ・ 工場や事業所内における緑地の保全や創出にあたっては、生物多様性に配慮した質の高い敷地外周部への緑地の確保を促進します。
- ・ 幹線道路については、大気の浄化や騒音を緩和するための緑化や街路樹の適切な維持管理に努めます。国道・県道については管理者に対し、緑化の推進を働きかけます。
- ・ 湘南海岸砂防林（飛砂防備保安林）をはじめとする海岸部の保安林*は、生活環境を守り、潤いを与える緑として重要であることから、県と連携して保全に努めます。

2) 生きものの生息環境を形成する緑の配置

- ・ 生きものの貴重な生息・生育空間となっている谷戸とその周辺は、山林や農地、水路が一体となって里地里山の環境を構成していることから、地形や周辺の土地利用を含めた一体的な保全に努めます。
- ・ 引地川や境川沿いをはじめとした斜面樹林は、水辺や周辺の農地と一体となって、生きものの生息環境を形成していることから、一体的な保全に努めます。
- ・ 県立境川遊水地公園や下土棚遊水地公園をはじめとする遊水地や河川などの水辺は、多様な生きものが生息・生育できる空間として保全に努めます。また、護岸の改修時などは水辺環境に配慮した工法（多自然型護岸*等）を選択するよう管理者に働きかけます。
- ・ 農地やその周辺の屋敷林の保全や街路樹の連続性の確保、学校や事業所の緑化の推進など、市民・事業者・行政等の協働によりエコロジカルネットワークの形成を図ります。
- ・ 国・県・隣接市・関係機関等との連携により海辺の自然環境の保全に努めます。

3) 自然の水循環を支える緑の配置

- ・ 温室効果ガスを吸収する機能や雨水を一時的に貯留する機能など、多面的な機能を有する樹林地や農地の保全に向けた取組を推進します。
- ・ 里山、里川、里海といった自然環境は、水を通じて、つながっていることを意識したなかで、緑地の保全に努めます。

(4) レクリエーションシステムの配置方針

1) 日常的なレクリエーションの場を形成する緑の配置

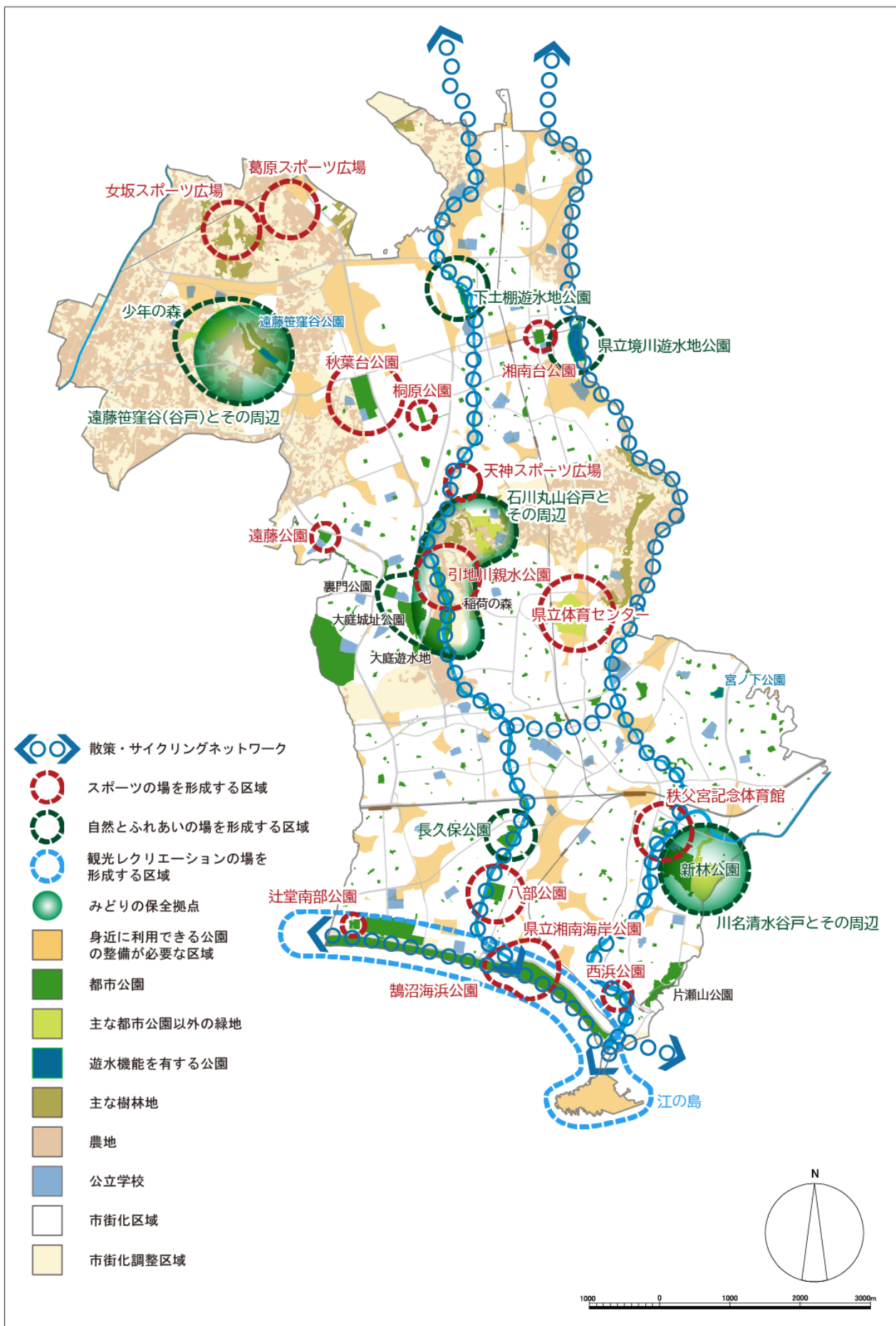
- ・ 市民の健康増進のため、より充実したスポーツ・レクリエーション環境の整備に努めます。
- ・ 市街化区域においては、市民が日常的に利用できる範囲（居住地から半径250m以内（徒歩5分程度））に都市公園を配置することをめざします。
- ・ 公園の不足エリアを中心に設置していた「緑の広場_※」については、周辺の公園の整備状況や利用状況等を勘案し、広場の必要性を検討します。
- ・ 引地川・境川の沿川については、関係機関と連携を図り、下流から上流まで連続的に利用できる散策・サイクリングネットワークの形成に努めます。
- ・ 多様化するスポーツへのニーズに対応するため、下土棚遊水地公園の上部利用を促進するとともに、運動公園等を中心に施設の更新・充実や利便性の向上に努めます。
- ・ セーリングやサーフィンをはじめとしたマリンスポーツやビーチバレーボールなど、本市の地域特性を活かしたスポーツが楽しめるよう、江の島や湘南海岸などの豊かな自然を保全します。

2) 自然とのふれあいの場を形成する緑の配置

- ・ 豊かな自然の残る谷戸や周辺の樹林地は、保全とのバランスを保ちながら、自然観察や自然との触れ合いの場としての利用を検討します。
- ・ 少年の森は、現在の魅力（自然環境、子どもたちが思い切り遊べる場所）を大切にしつつ、貴重な自然環境を活かした体験型の場所をめざします。
- ・ 農業者による既存の農園の拡大や市民農園の開設などを支援するとともに、収穫体験講座等を充実させることで、市民が土に触れる機会を増やします。

3) 観光レクリエーションの場を形成する緑の配置

- ・ 多くの方が訪れる都市公園における利便性の向上や魅力づくりについて、関係機関と調整・検討します。
- ・ 眺望に優れた公園であるとともにマリンスポーツのメッカとして、市内外から多くの観光客が訪れる県立湘南海岸公園は、更なる魅力向上が図られるよう、県に働きかけていきます。
- ・ 観光施設周辺の商業施設などには、施設の一部を「緑を取り入れた公共空間的なスペース」として開放してもらえよう働きかけを行います。
- ・ オリンピックが2度開催されたセーリングやサーフィンなどのマリンスポーツ、鵠沼海岸を国内発祥の地とするビーチバレーボール等のビーチスポーツ、近年注目されているアーバンスポーツ_※等が楽しめる場の魅力を高め、スポーツツーリズムに資する市内経済の活性化や地域交流の促進につながる取組に努めます。
- ・ P-PFIで改修を行った鵠沼海浜公園については、世界に誇るスケートパークをめざし、運営事業者と連携を図りながら更なる魅力向上に努めます。



<レクリエーションシステムの配置方針図>

2 総合的な緑地の配置方針

(1) 広域的視点による骨格的緑地の配置方針

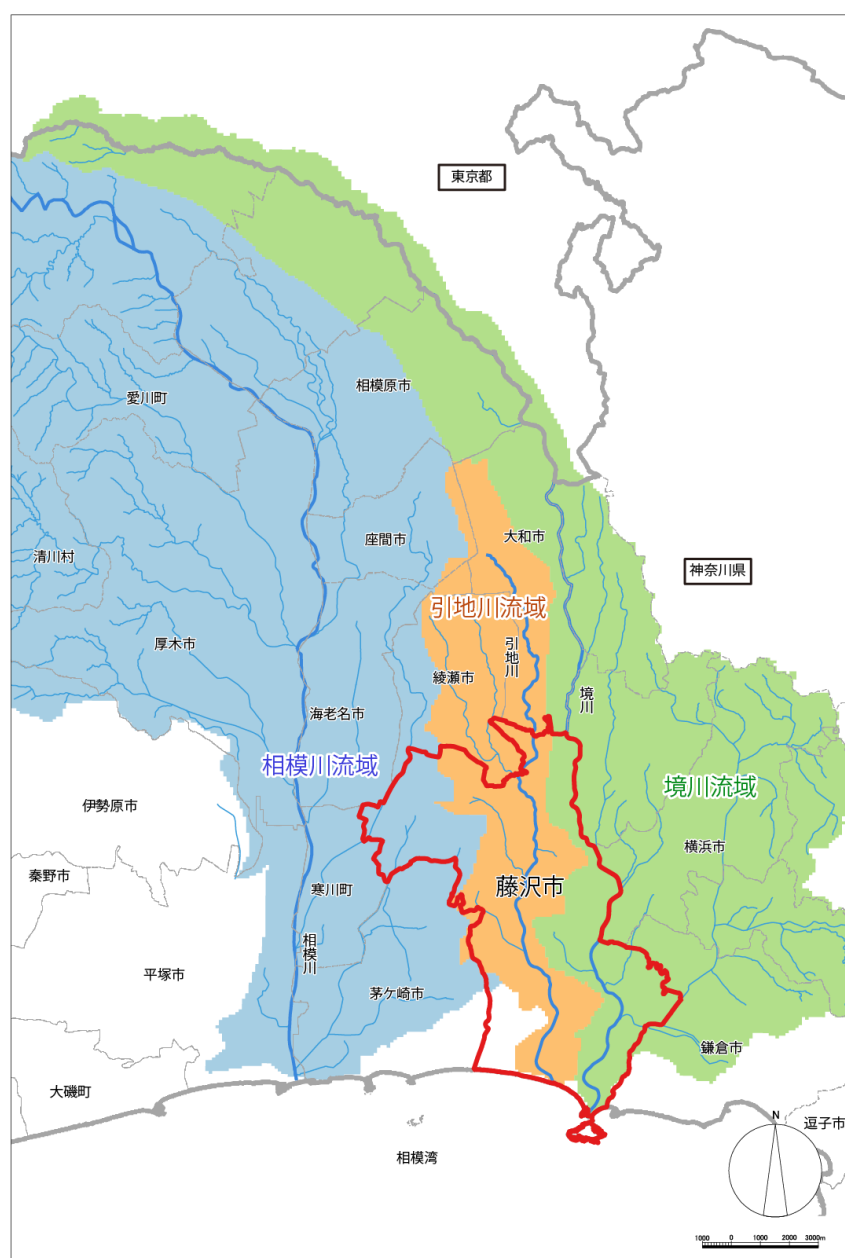
- ・ 市域の中央を南北に貫流する引地川と境川を、それぞれ「引地川水とみどり軸」・「境川水とみどり軸」、市域南部の海浜景観を形成する湘南海岸を「海辺の水とみどり軸」、六会地区から湘南大庭地区へ東西につながる中央部の農地や樹林地を「中央みどり軸」とし、次世代へ引き継ぐ資産として緑の構造の基本となる骨格に位置づけます。また、一部の河川や街路樹のある路線も「水とみどり軸」及び「みどり軸」に位置づけます。
- ・ この骨格に三大谷戸や主要な都市公園を拠点として加え、公園緑地などの均衡のとれた配置を行います。河川沿いの緑や台地の崖線の斜面樹林、西北部地域の緑や都市公園などをつなぎ、隣接市町や樹林地の連続性に配慮しながらエコロジカルネットワークの形成に努めます。特に、境川・引地川沿いを中心に、まとまりのある樹林地の連続性が途切れているエリアについては、緑地と水辺の連続性が保たれるように配慮した取組を推進・促進します。また、生物多様性の高い保全型ビオトープの各エリアについては、適切な維持・管理に努めます。
- ・ 河川や緑地などの自然環境は市域を越えてつながっています。本市は3つの流域を有するとともに、7つの自治体と接していますが、緑の保全・活用は、隣接市町と共通の課題であることから、隣接市町とのつながりを意識した上で、広域的な見地からの取組を推進・促進します。
- ・ 緑地保全や緑化の推進にあたっては、市民や事業者、活動団体との連携・参画が重要であることから、行政区域に捉われない取組を促進します。

(2) 均衡ある緑地の配置方針

- ・ 本市の緑の骨格となる「引地川水とみどり軸」・「境川水とみどり軸」・「海辺の水とみどり軸」・「中央みどり軸」を基軸として、都市公園や緑地のバランスのとれた配置をめざします。
- ・ 引地川や境川などの河川空間は、長久保公園をはじめとした近接する公園・緑地などと連携しながら連続性のある緑地として整備・管理を進めます。特に、引地川は、下土棚遊水地公園と引地川親水公園とを緑道で結び「みず・みち・みどりの基幹軸」として充実を図ります。さらに、大和市との広域的なつながりを確保するため、市境までの整備について、検討を進めます。
- ・ 身近な公園への未到達区域の解消をめざし、未到達区域内の優先的な公園の配置を進めます。また、未到達区域及び公園が不足している地域では、緑の広場や生産緑地、公共施設などを公園として活用することを検討します。
- ・ 斜面樹林やまとまりのある樹林地は、法令による各種制度を活用した保全を検討します。特に市街化区域の樹林地は積極的な保全に努めます。
- ・ 特別緑地保全地区や風致地区などの緑に関連する地域地区制度を活用し、緑の保全や緑化の推進に努めます。
- ・ 緑の広場や憩いの森^{*}、保存樹林制度など、本市独自の制度を活用し、緑地空間の確保に努めます。
- ・ 農地は、生きものの生息・生育環境の創出、大気・水の浄化、水源のかん養及び災害の防止など、多面的な機能を有しているため、良好な緑地環境の形成や自然環境の維持、景観形成の観点から保全に努めます。
- ・ 地域ごとのまちづくりとの整合を図り、地域の特性を活かした緑の保全、創出を図ります。

(3) 流域を踏まえた地域別の方針

- ・ 地球温暖化などの気候変動に伴い自然災害が激甚化し、水害リスクが増大している中、河川だけでなく樹林地や農地、公園などによる洪水調整機能を活用するなど、流域全体で治水に取り組む「流域治水」が求められています。
- ・ 流域は、生きものの生息・生育環境としても重要な基盤となります。周辺都市と連続している境川・引地川・相模川の各流域については、河川環境の保全の観点からも関係機関と連携した広域的な対応が進められています。
- ・ 市内の3つの流域には、三大谷戸をはじめ、貴重な湧水や斜面樹林があります。各流域におけるこれまでの歴史と文化、人々との関わりを考慮しつつ、川の流れが生み出した良好な自然環境と河川景観を保全し、多様な生きものが生息・生育する豊かな自然環境をエコロジカルネットワークとして次世代に引き継げるよう、取組を進めます。



<対象とする流域図>

(国土画像情報 流域メッシュデータ、河川データ(国土交通省国土政策局国土情報課)より作成)

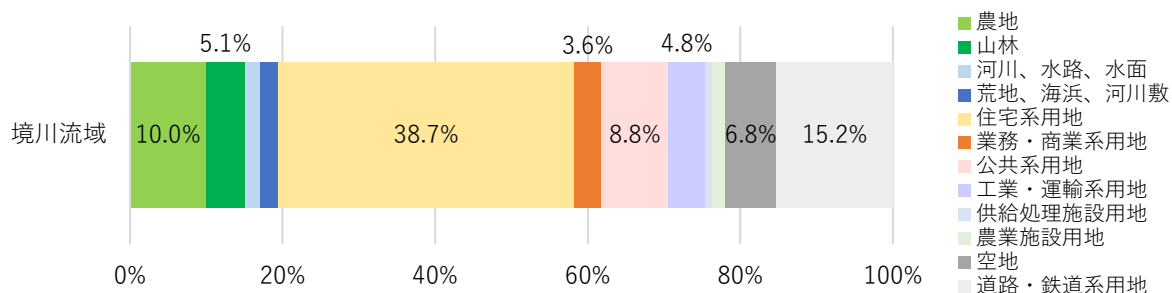
1) 境川流域

①みどりの現状

- ・ 境川はその源を相模原市緑区の城山湖付近に発し、延長約52km、流域面積約211km²の二級河川です。
- ・ 本流域の上流は多摩丘陵と相模野台地に属し、起伏に富み、柏尾川等の支川が合流する下流は小起伏丘陵地及び河川の氾濫原に該当する扇状地性低地に属し、比較的平坦な地形となっています。
- ・ 流域面積(市内)は約1,859.9haで、本市の約26.7%を占めています。
- ・ 流域全体の市街地率は約69%(境川水系河川整備計画)で、本市においては約80.5%が都市的土地利用となっています。特に住宅系の利用が多く、住宅系・公共系用地の占める割合は3つの流域で最も高くなっています。
- ・ 流域内(市内)の緑被率は26.0%です。また、都市公園面積は約60.9haで、市内の公園のうち、約25.4%が位置しています。
- ・ 本市は主に下流域に位置しています。
- ・ 本市の南部エリアは、両岸に住宅が密集しています。近年、流域における市街地率は微増傾向となっており、今後も市街化が進行していくことが想定されます。
- ・ また、南部エリアは、津波・高潮や浸水等の災害危険度が高いエリアであることから、地震災害等の危険性が懸念されています。
- ・ 三大谷戸の1つである川名清水谷戸の周辺は、本市の中心地に比較的近い場所にありながら、里地里山としての自然環境が保たれ、現在では希少となった生きものの生息・生育の場となっており、新林公園や隣接した鎌倉市の緑とつながる形で一団の緑を形成しています。
- ・ 境川沿いの一部区間は、緑道や市民の散策路などとして整備されています。
- ・ 親水空間として整備されている箇所は、憩いの場や自然観察の場として利用されています。
- ・ 境川遊水地は、その上部空間が県立公園として供用されており、平常時には、レクリエーション、自然観察、環境学習などに利用されています。
- ・ 境川特別緑地保全地区の周辺は、農地と斜面樹林の緑が隣接し、横浜市の緑とつながるみどりの軸を形成しています。

流域名	市内の流域面積	市の面積に対する割合	自然的土地利用	都市的土地利用
境川流域	1,859.9ha	26.7%	19.5%	80.5%

流域名	流域内の緑被率※	流域内の都市公園の面積	市の都市公園面積に対する割合
境川流域	26.0%	60.9ha	25.4%



(出典:令和2年度 都市計画基礎調査*)

※「緑被率」は衛星画像等を用いて解析・算出

②みどりの方針

【全体】

- ・多様な生きものの生息・生育の場として、河川環境の保全に努めるとともに、良好な市街地環境の確保に努めます。
- ・水辺や公園、樹林地などは、自然とのふれあいの場、環境学習の場としてだけでなく、周辺住民をはじめとする人々の交流の場としての活用を推進・促進します。
- ・みどりの保全拠点である川名清水谷戸の永続的な保全の取組を推進します。

◆防災・減災

- ・流域が有する保水機能等の低下や資産等の集積による浸水被害等の発生に備え、保水・遊水地機能を保全するなど、防災・減災の向上に向けた緑の活用に努めます。
- ・大規模な遊水地機能を有する県立境川遊水地公園の保全を促進します。
- ・境川特別緑地保全地区内の斜面樹林の適切な管理に努めます。

◆景観

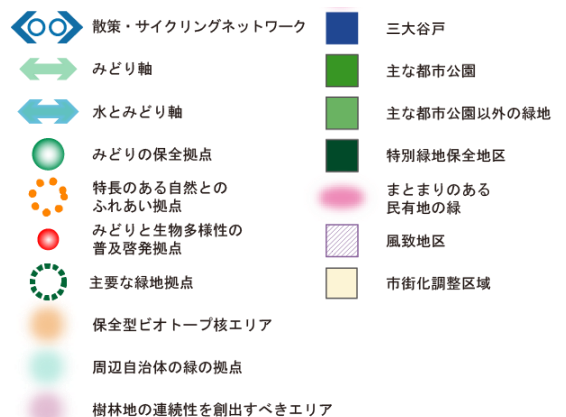
- ・川沿いの樹林地（斜面樹林）や農地の一体的な緑のつながりに努めます。
- ・（仮称）村岡新駅周辺においては、緑豊かな周辺環境との調和に配慮します。

◆環境保全

- ・生産緑地をはじめとした市街地内の農地の保全により、良好な市街地環境の確保に努めます。
- ・市街化調整区域の農地は、本市の貴重な農業生産基盤として、また河川緑地や斜面樹林とともに本流域の骨格をなす緑として、保全に努めます。
- ・自然環境に関わる地域のイベントなどを通じて、自然環境の保全や美化に対する普及啓発に努めます。

◆レクリエーション

- ・境川沿いのサイクリングロード等や地区内に存在する公園や河川等を楽しめるレクリエーションネットワークの構築に努めます。
- ・市街地内にある農地や樹林地は、貴重な交流空間として保全・活用を検討します。



<境川流域の緑の配置方針図>

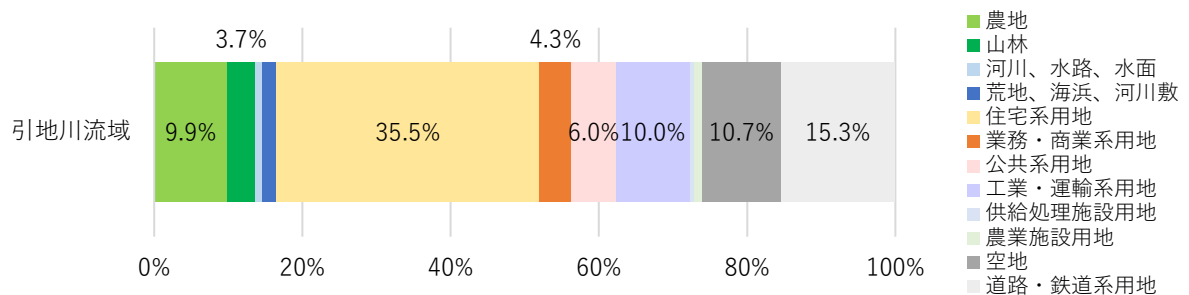
2) 引地川流域

①みどりの現状

- ・ 引地川は、その源を大和市上草柳の泉の森付近に発し、延長約21km、流域面積約67km²の二級河川で、流域全体では、市内の3つの流域のうち、最も短く、小さな流域となっています。
- ・ 本流域の地形は、相模野台地を浸食して形成された河岸段丘と、河口までの下流部の砂州、砂丘地帯（湘南砂丘地）により構成されています。
- ・ 流域面積（市内）は約3,284.9haで、本市の約47.2%を占めています。
- ・ 流域内（市内）の緑被率は26.8%です。流域内（市内）の都市公園面積は約130.6haで、市内の公園のうち、約54.4%が位置しています。
- ・ 流域全体の市街地率は約72%（引地川水系河川整備計画）となっており、本市においては、約83.5%以上が都市的土地利用となっています。特に住宅系の利用が多く、境川流域に比べて、工業・運輸系の土地利用が多い一方、公共系用地の割合は少なくなっています。また、空地の占める割合は3つの流域で最も高くなっています。
- ・ 本市は主に中流から下流域に位置しています。
- ・ 本市の南部エリアは、川沿いまで住宅が近接しており、北部エリアは宅地と農地が混在しています。近年、流域における市街地率は微増傾向となっており、今後も市街化が進行していくことが想定されます。
- ・ 三大谷戸の1つである石川丸山谷戸の周辺には、河川、樹林地、農地等、里山を構成する恵まれた自然環境が広がっています。市民活動団体により、谷戸田・湛水田の維持管理、杉・雑木林の保全、生きもの調査、畑・樹園地の維持管理等が行われています。
- ・ 引地川沿いには緑道や引地川親水公園（大庭遊水地）、下土棚遊水地公園が整備されており、地域の人々のレクリエーションや憩いの場として利用されています。
- ・ 長久保公園は市内唯一の都市緑化植物園であるとともに、生物多様性センターの機能を有しています。生物多様性サテライトセンターのある遠藤笹窪谷公園と連携をしながら、市内のみどりと生物多様性の情報発信の拠点となっています。

流域名	市内の流域面積	市の面積に対する割合	自然的土地利用	都市的土地利用
引地川流域	3,284.9ha	47.2%	16.5%	83.5%

流域名	流域内の緑被率※	流域内の都市公園の面積	市の都市公園面積に対する割合
引地川流域	26.8%	130.6ha	54.4%



（出典：令和2年度 都市計画基礎調査）

※「緑被率」は衛星画像等を用いて解析・算出

②みどりの方針

【全体】

- ・ 多様な生きものの生息・生育の場として、河川環境の保全に努めるとともに、良好な市街地環境の確保に努めます。
- ・ 水辺や公園、樹林地などは、自然とのふれあいの場、環境学習の場としてだけでなく、周辺住民をはじめとする人々の交流の場としての活用を推進・促進します。
- ・ 石川丸山谷戸の永続的な保全の取組を推進します。

◆防災・減災

- ・ 流域が有する保水機能等の低下や資産等の集積による浸水被害等の発生に備え、保水・遊水地機能を保全するなど、防災・減災の向上に向けた緑の活用に努めます。
- ・ 大規模な遊水地機能を有する引地川親水公園（大庭遊水地）や下土棚遊水地公園の保全を促進・推進します。
- ・ 引地川特別緑地保全地区内の斜面樹林の適切な管理に努めます。

◆景観

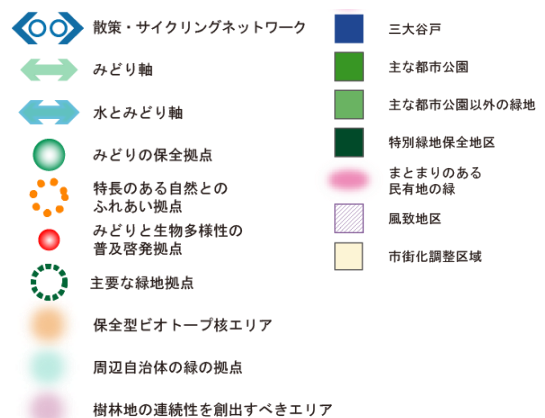
- ・ 地区の資産でもある良好な居住環境の維持、良好な風致環境の保全を図ります。
- ・ 川沿いの樹林地（斜面樹林）や農地の一体的な緑のつながりの保全に努めます。

◆環境保全

- ・ 市街地内にある農地や樹林地・公園を中心に、良好な市街地環境の確保に努めます。
- ・ 河川や公園に関する地域のイベントなどを通じて、美化等に対する意識の啓発活動に努めます。

◆レクリエーション

- ・ 引地川緑道の延伸により、周辺の公園などをつなぎ、農地・河川等、多様なみどりを楽しめる広域的なレクリエーションのネットワークづくりを検討します。
- ・ 長久保公園とサイクリングロードの一体的な利活用を検討します。



<引地川流域の緑の配置方針図>

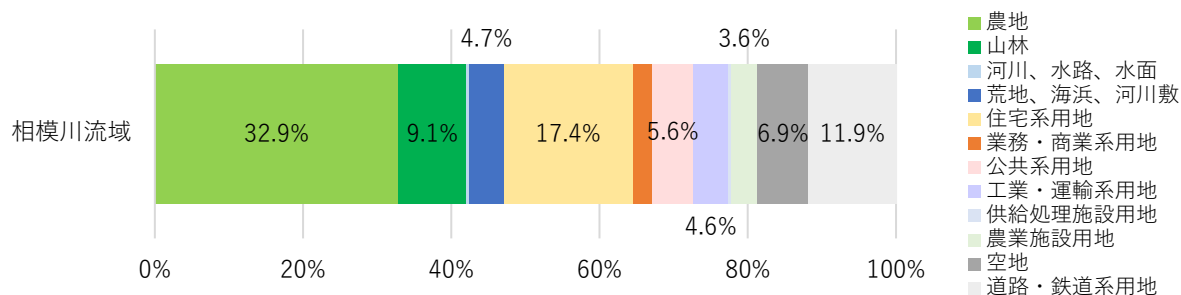
3) 相模川流域

①みどりの現状

- ・ 相模川は、その源を富士山に発し、延長約109km、流域面積約1,680km²の一級河川です。延長は境川の約2倍、面積は約8倍と、市内の3つの流域のうち、流域全体では最も長く、大きな流域となっています。
- ・ 本流域の中・下流部の地形は、相模野台地等の丘陵、台地、沖積平野となっています。
- ・ 流域面積(市内)は約1,297.6haで、本市の約18.7%を占めています。
- ・ 流域内(市内)の都市公園面積は約22.9haで、市内の公園のうち、約9.5%が位置しています。
- ・ 流域の約5割が自然的土地利用となっており、特に農地の利用が多くなっています。農地や山林、荒地、河川敷の占める割合は3つの流域で最も高くなっています。一方、住宅系用地や業務・商業系用地は、3つの流域で最も少なくなっています。
- ・ 農地や山林が全体に広がっているものの、都市的土地利用への転換が見受けられる場所があります。
- ・ 本市は主に下流域に位置しています。
- ・ 三大谷戸の1つである遠藤笹窪谷(谷戸)を中心に、高座丘陵の樹林地、少年の森のほか、農地等の豊かな自然環境を有しています。遠藤笹窪谷(谷戸)は、良好な自然環境を有しており、湿地や樹林、草地などの多様な環境が、生きものの多様性を支えています。
- ・ 遠藤笹窪谷(谷戸)の貴重な自然環境を保全しつつ、地域の活性化を図るため、「遠藤笹窪谷公園」を整備し、生物多様性の保全と体験に特化した管理を行っているほか、公園内にある湿地は、周辺で発生する浸水被害の軽減を目的とした雨水貯留機能を有しています。
- ・ 遠藤笹窪谷公園には、環境教育の場などとして活用することで生物多様性の普及啓発につなげる「生物多様性サテライトセンター」を設置しています。
- ・ 用田エリアにはまとまりのある樹林地(斜面樹林)が形成されています。
- ・ 小出川や打戻川を中心に、隣接する茅ヶ崎市の県立茅ヶ崎里山公園から少年の森にかけて、また、目久尻川を中心とした用田エリア周辺にかけて、多様な緑の空間が形成されています。

流域名	市内の流域面積	市域に対する割合	自然的土地利用	都市的土地利用
相模川流域	1,297.6ha	18.7%	47.1%	52.9%

流域名	流域内の緑被率※	流域内の都市公園の面積	市の都市公園面積に対する割合
相模川流域	62.6%	22.9ha	9.5%



(出典:令和2年度 都市計画基礎調査)

※「緑被率」は衛星画像等を用いて解析・算出

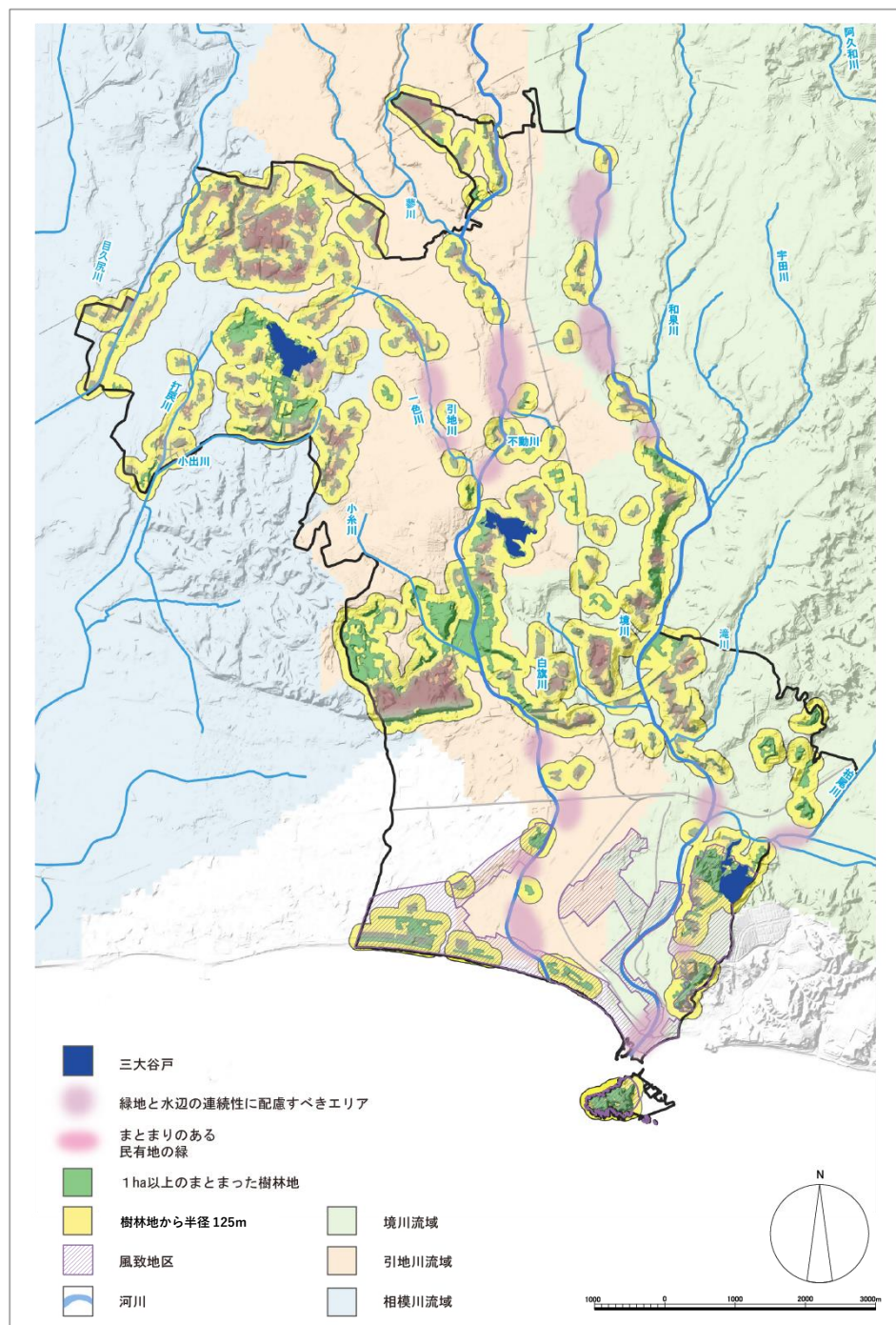
【全体】

＜相模川流域の緑の配置方針図＞

(4) 緑地と水辺の連続性の配慮方針

エコロジカルネットワーク形成のため、「緑地と水辺の連続性に配慮すべきエリア」と、法令などにより保全の検討対象となり得る「まとまりのある民有地の緑」を次に示します。

「緑地と水辺の連続性に配慮すべきエリア」については、本市条例等に基づく良好な緑地の創出に向けた誘導や公共施設の緑化などを、「まとまりのある民有地の緑」は、樹林地評価に基づく緑の保全など、それぞれ緑化・緑地保全施策を展開します。



<緑地と水辺の連続性に配慮すべきエリア>

※本図では、「1ha以上のまとまった樹林地」を対象としていますが、緑道や街路樹などは、橋りょうや交差点などの分断要素があるため、「1ha以上のまとまった樹林地」として抽出できていない場合があります。

3 都市公園の整備・管理の方針

(1) 基本的な考え方

- ・ 公園に対する市民ニーズの多様化や一人ひとりの心豊かな生活を支える役割への期待、施設の老朽化等に伴う管理費の増大等を踏まえ、公園を「都市の資産」として有効に利活用し、公園の魅力を最大限に引き出すことを目的に、今後の取組の方向性や考え方、目指すべき姿を示した「(仮称)藤沢市パークマネジメントプラン」を策定します。
- ・ 公園の整備・管理においては、公園が市民の最も身近な緑とオープンスペースであるとともに、防災や景観、環境保全やレクリエーションなどの多面的な機能を有する空間であることを十分に意識するとともに、エコロジカルネットワークの形成に配慮します。
- ・ 心豊かな生活を支えるサードプレイス、人と人との交流を生みだす場、誰もが気軽に快適に利用できる場として、公園の整備・維持管理に努めます。
- ・ 市街化区域内の居住地における半径250m(徒歩5分程度)以内に公園が配置されていない区域(未到達区域)の解消に努めるとともに、必要に応じて、都市計画公園・緑地の見直しを検討します。

(2) 整備の方針

- ・ 土地区画整理事業等の面的なまちづくりに併せて、適正な位置に都市公園を配置し、市民ニーズを捉えた公園施設を設置します。
- ・ 災害時の一時避難場所や指定緊急避難場所として活用できるよう、利用目的に応じた防災施設を設置するとともに、防犯性の向上に配慮します。
- ・ 防災・減災やレクリエーション、健康増進の観点などから引地川緑地(緑道)の延伸に向けた取組を検討します。
- ・ 都市的土地利用が進行しているエリアを中心に、必要に応じて立体都市公園※制度の活用を検討します。
- ・ 子どもや子育て世帯が安全・快適に暮らせるよう、身近な遊び場や交流の場など子育てしやすく子どもがうれしい公園の整備(子どもまんなか公園づくり)を検討します。
- ・ 公園の再整備においては、子どもの遊び場の充実や高齢者の交流、健康増進など、地域ニーズ等を把握した上で、地域に親しまれ、使われる公園となるよう、公園ストックの再編(周辺の公園との機能分担)を検討します。

(3) 管理の方針

- ・ 既設の公園については、公園施設の適切な管理を行うとともに、長寿命化計画等に基づき、計画的な改修を進めます。
- ・ 「藤沢市都市計画公園・緑地の見直し方針」に基づき、段階的に都市計画変更の手続きを進めます。
- ・ 公園愛護会の設立を促すとともに、DXの視点を取り入れた連携を検討します。
- ・ 関係団体や関係者の多い大規模公園では、都市公園の利用者の利便性の向上に必要な協議を行うため、必要に応じて都市公園法に基づく協議会の設置を検討します。

(4) 公民連携の方針

- ・ 指定管理者制度の活用を継続するとともに、必要に応じて対象公園等の拡大を検討します。
- ・ 多様な利活用ニーズに応えながら地域の価値を高め続ける「使われ活きる公園」の実現のため、「居心地が良い空間づくり」や「利用ルールの弾力化」、「社会実験の場としての利活用」、「管理運営の担い手の拡大」、「デジタル技術の利活用」などの取組を検討します。
- ・ 公園の更なる魅力や公園利用者の利便性の向上、公園管理者の財政負担の軽減等に向けて、P-PFI制度（公募設置管理制度）をはじめとした民間活力の導入を検討します。

(5) 大規模公園等の整備・管理の方針

1) 総合公園

- ・ 新林公園及び大庭城址公園は、本市を代表する公園として、公園が有する自然的・歴史的な特長や更なる魅力の向上をめざして適正に管理を行うとともに、市民ニーズを捉えた活用方法等を検討します。
- ・ 新林公園は、隣接する川名緑地の保全のあり方を含め、一体的な利活用を検討します。



新林公園

2) 運動公園

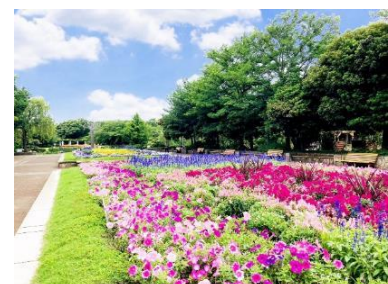
- ・ 運動公園については、市民が安全かつ快適に運動できる環境を維持するため、計画的な改修等の検討を進めます。
- ・ 秋葉台公園は、北部第二（三地区）土地区画整理事業の進捗に併せて未整備区域の整備を行います。



秋葉台公園

3) 地区公園

- ・ 地区公園については、公園の更なる魅力の向上に向けた様々な取組を行います。
- ・ 長久保公園は、生物多様性センター（みどりの相談所）や都市緑化植物園としての機能を有しており、引き続き、生物多様性やみどりの普及啓発の拠点として機能の充実を図ります。
- ・ 引地川親水公園は、「公園に関するアンケート（2023年（令和5年））」において、市立公園のなかで最も好きな公園に選ばれた公園です。指定管理者と連携し、ドッグパークを継続するとともに、民間活力の導入を含め、様々な手法を用いて魅力的な公園づくりを検討します。
- ・ 下土棚遊水地公園は、水害等を防ぐ遊水地としての役割を有するほか、芝生広場やグラウンドなどが整備されています。市内北部の新たな憩いの場として維持管理を行うとともに、未整備区域については、早期の全面開園に向けて県に働きかけていきます。



長久保公園



引地川親水公園

4) 風致公園

- ・片瀬山公園は、江の島や歴史ある社寺と近接しており、湘南海岸や国道134号と鎌倉市の緑とが一体となって良好な景観が形成されていることから、現状の緑の保全に努めます。
- ・遠藤笹窪谷公園は、生物多様性サテライトセンターを中心に、生物多様性の保全と体験に特化した管理に努めるとともに、周囲の樹林地（遠藤笹窪特別緑地保全地区）と一体的な保全に努めます。



遠藤笹窪谷公園

5) 緑道

- ・緑道については、エコロジカルネットワークなどを意識した管理に努めます。
- ・引地川緑地（緑道）は、大庭鷹匠橋から上流、大和市境までの間の都市計画決定に向けた検討を進めるとともに、河川事業や道路事業などと連携し、現状の土地利用を勘案した現実的な施設整備を検討します。
- ・境川緑地（緑道）は、「藤沢市都市計画公園・緑地の見直し方針」に基づき、都市計画変更を進めるとともに、河川事業や道路事業などと連携し、オープンスペースの確保に努めます。



引地川緑道

6) 墓園

- ・大庭台墓園は本市の東西緑地ベルトの一角をなすとともに、生きものの生息・生育環境においても重要な役割を果たしていることから、今後もこれらの機能の維持・向上を図ります。



大庭台墓園

7) その他の大規模公園

- ・県立湘南海岸公園（広域公園）や県立辻堂海浜公園（総合公園）については、県が策定した「整備・管理計画」に基づき、公園管理者により、公園の特性に応じた整備や管理を行います。
- ・P-PFIにより大規模改修を行った鵜沼海浜公園（広域公園）については、民間事業者と連携を図り、継続的な公園の魅力向上に努めます。



鵜沼海浜公園

4 地域制緑地の配置方針

(1) 法に基づく地域制緑地

1) 特別緑地保全地区

- ・「特別緑地保全地区」は現在4地区を指定しており、今後は三大谷戸のほか、樹林地評価に基づく特に重要な樹林地などについて、本地区の指定による永続的な緑地の保全を検討します。
- ・市が買入れた特別緑地保全地区内の樹林地については、防災、生物多様性の保全等の機能維持増進を図るため、老木・枯損木を中心に、樹木の更新等を図るなど、良好な管理に努めます。また、機能維持増進に向けた管理のなかで、伐採した樹木については、現場状況に応じて、チップ化を図るなど、カーボンニュートラルの観点などから、利活用方法を検討します。
- ・樹林地の適正な管理を通じて、本市の里山を構成する植生や多様な生きものの生息・生育空間の確保をめざします。また、これにより、防災、景観、環境保全といった緑の多面的機能の向上をめざします。



境川特別緑地保全地区

<本市の特別緑地保全地区の概要>

名称	面積	指定地域の概要
引地川	約16.0ha	引地川左岸、地方卸売市場北側から石川にかけた区域で、本市の緑の拠点となる地域に接する斜面樹林（市有地：約2ha）
境川	約15.0ha	境川右岸、西俣野立石橋付近より上俣野橋にかけた河川沿いの区域で、湧水も見られる良好な斜面樹林（市有地：約1ha）
城南	約4.8ha	国道1号城南付近北側で、国道沿いに続く、延長約1.3kmの斜面樹林（市有地：約0.2ha）
遠藤笹窪	約20.0ha	市北部、小田急江ノ島線湘南台駅の西側約3.5キロメートルに位置し、豊かな自然環境を有する市の三大谷戸の一つ（市有地：約12.6ha）

2) 緑地保全地域

- ・一定の土地利用との調和を図りつつ、適正な保全を行う必要がある緑地について、必要に応じて緑地保全地域の指定を検討します。

3) 生産緑地地区

- ・現在、指定している生産緑地の保全及び「藤沢市生産緑地地区指定基準」に基づく生産緑地地区の新規指定の促進に努めます。また、指定から30年が経過する生産緑地については、「特定生産緑地」の指定の促進に努めます。



生産緑地地区の例

4) 緑化地域

- ・「藤沢市緑の保全及び緑化の推進に関する条例」に基づく緑化指導の運用状況等を鑑みて、必要に応じて緑化地域の指定を検討します。

5) 風致地区

- ・風致地区は、現在5地区を指定しており、各地区の特性を踏まえ、快適な都市環境の維持に努めます。

＜緑の基本計画における地区ごとの緑の保全と緑化の方針＞

名称	緑の保全と緑化の方針
第1号 片瀬山	地区内に南北に続く斜面樹林、社寺、学校周辺の良い緑の保全に努めます。
第2号 江の島	江の島地区地区計画の方針にあわせ、樹林地の保全、参道沿いの修景緑化に努め、宅地内の緑化を促します。
第3号 鵠沼	減少しつつあるクロマツを中心とした既存樹木の保全・育成に努めるとともに、風致の維持のために緑化を促します。
第4号 湘南海岸	飛砂防止のための海岸林の保全、育成に努めます。また、海浜植物の保全と再生を図ります。
第5号 太平台	保存樹木*、保存生垣*など緑の保全制度の活用や風致の維持のための緑化を促します。

6) その他

- ・農業振興地域・農用地区域や保安林などの法令に基づく区域については、法令の主旨を踏まえ、緑の保全などの観点から関連部局と連携を図ります。

(2) 条例に基づく地域制緑地の配置方針

1) 自然環境保全地域

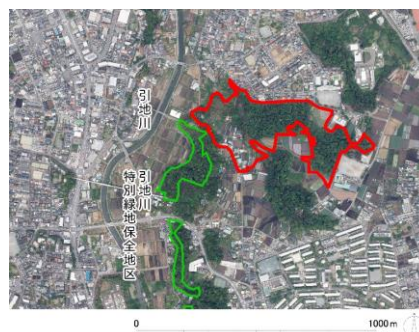
- ・「神奈川県自然環境保全条例」に基づく「自然環境保全地域」として、寒川社、皇子大神、宇都母知神社の3箇所が指定されています。今後もこの指定を継続し、良好な自然環境の保全に努めます。



自然環境保全地域
(皇子大神)

2) 里地里山保全等地域

- ・「神奈川県里地里山の保全、再生及び活用の促進に関する条例」に基づく「里地里山保全等地域*」として、石川丸山谷戸の周辺区域が選定(2009年(平成21年)9月)されており、引き続き、地元のホタル保存会と連携し、谷戸の保全に努めます。



＜藤沢市石川丸山谷戸里地里山保全等地域（赤枠）＞

(航空写真:国土地理院 地図・空中写真閲覧サービス HP より
2024年(令和6年)4月26日・撮影)

3) 「藤沢市緑の保全及び緑化の推進に関する条例」に基づく制度

①保存樹林

- ・「保存樹林」は、「樹林を構成する樹木が健全で、かつ、その樹容が景観上特に優れており、樹林地の土地面積が300㎡以上である」ものを指定する制度です。保存樹林として指定されると、本市から保全を図るために必要な支援を受けることができます。
- ・保存樹林制度の周知を進めるとともに、保存樹林制度の柔軟な利活用や制度の見直し、新たな制度づくりの検討を進めます。
- ・保存樹林に指定されていない樹林地については、樹林の状況（規模、植生など）を踏まえ、指定の拡大に向けた取組を促進します。



保存樹林の例

②保存樹木

- ・保存樹木については「概ね次の指定基準に該当し、健全でかつ樹容が景観上特に優れている」ものを指定する制度です。保存樹木として指定されると、本市から保全を図るために必要な支援を受けることができます。

指定基準（市条例）

- ・幹の周囲が1m以上であること
- ・高さが10m以上であること
- ・株立ちした樹木で、高さが2.5m以上であること
- ・はん登性樹木で枝葉の面積が20㎡以上であること



保存樹木の例

- ・市の木であるクロマツなど、地域性が感じられる樹木の所有者に対して、保存樹木への指定を促進します。

③保存生垣

- ・保存生垣については、「生垣を構成する樹木が健全で、かつ、その樹容が景観上特に優れており、その生垣の長さが10m以上である」ものを指定する制度です。保存生垣として指定されると、本市から保全を図るために必要な支援を受けることができます。
- ・生垣は、接道部の緑化として視覚効果が高く、また、防災の観点からも有効であることから、生垣苗木の無料配布を継続していくなど、その指定拡大に努めます。



保存生垣の例

④緑化基準

- ・一定の開発行為や建築行為においては、敷地面積等に応じて10%から20%以上の緑化を行う必要があります。
- ・自然環境と都市環境が調和するまちづくりを推進するため、「緑化基準の手引き（藤沢市）」などにに基づき、良好な緑化空間を誘導します。

5 緑化重点地区・保全配慮地区

緑の保全と創出の意識を共有し、高めていくためには、実際に「緑豊かなまちづくりが進んでいる状態を目にすること」が大切です。都市緑地法に基づく「緑化重点地区」・「保全配慮地区」を定め、当該地区内で緑化や緑地保全等に積極的に取り組むとともに、その取組を市全域に広がります。

(1) 緑化重点地区

「緑化重点地区」とは、「緑化地域以外の区域であって重点的に緑化の推進に配慮を加えるべき地区」を指しますが、将来の緑化地域の指定を妨げるものではないとされています。また、本地区は土地利用の規制を伴う地区ではありません。

本市では、次の地区を緑化重点地区に設定し、積極的な緑化及びオープンスペースの確保を推進します。

区 分	地区の名称	地区の区域
藤沢市都市マスタープランに基づく都市拠点	藤沢駅周辺	藤沢駅周辺地区（藤沢駅周辺地区再整備構想・基本計画）
	辻堂駅周辺	辻堂駅北口地区地区計画
	湘南台駅周辺	湘南台景観形成地区（藤沢市景観計画）
	健康と文化の森	健康と文化の森地区地区計画
	村岡新駅周辺	村岡新駅周辺地区地区計画

地区の名称	緑化の方針
藤沢駅周辺	・多くの人が行き交う湘南の玄関口である本地区に、緑が充実した駅前広場や歩行者空間等を構築することにより、居心地がよく賑わいが生まれる魅力的な街並みを形成します。 ・既成市街地における建築物の更新時にあわせ、屋上や壁面、敷地内の緑化を誘導することで、緑豊かな街並みを形成します。
辻堂駅周辺	・ゆとりと潤いのある空間を生みだすために、公共の空地と連続した良好な環境を有する歩道状空地を確保します。 ・環境の向上と潤いに配慮し、敷地内の緑化を推進します。また、敷地境界では、植栽による良好な都市環境の形成や、敷地双方の一体的な歩行者空間及び周辺環境へ配慮した緑地帯の形成などを図ります。
湘南台駅周辺	・街並みに潤いを持たせるため、道路沿いへの植栽やプランターボックス等の配置や壁面緑化・屋上緑化に努めます。また、店先や庭先は設えを工夫し、来訪者が散策したくなる賑わいと潤いを感じさせる魅力的な空間づくりを演出します。
健康と文化の森	・「健康と文化の森地区」にふさわしい緑豊かな環境を保全、形成するよう、敷地内緑化及び公共空間における緑化を図るとともに、樹林を適正に保全します。
村岡新駅周辺	・本地区及び近接する文化・歴史資源である緑や新たに創出する緑等、多様な緑と起伏のある特徴的な地形を生かし、本地区を中心に地区外にも延びていく緑の軸を形成します。

(2) 保全配慮地区

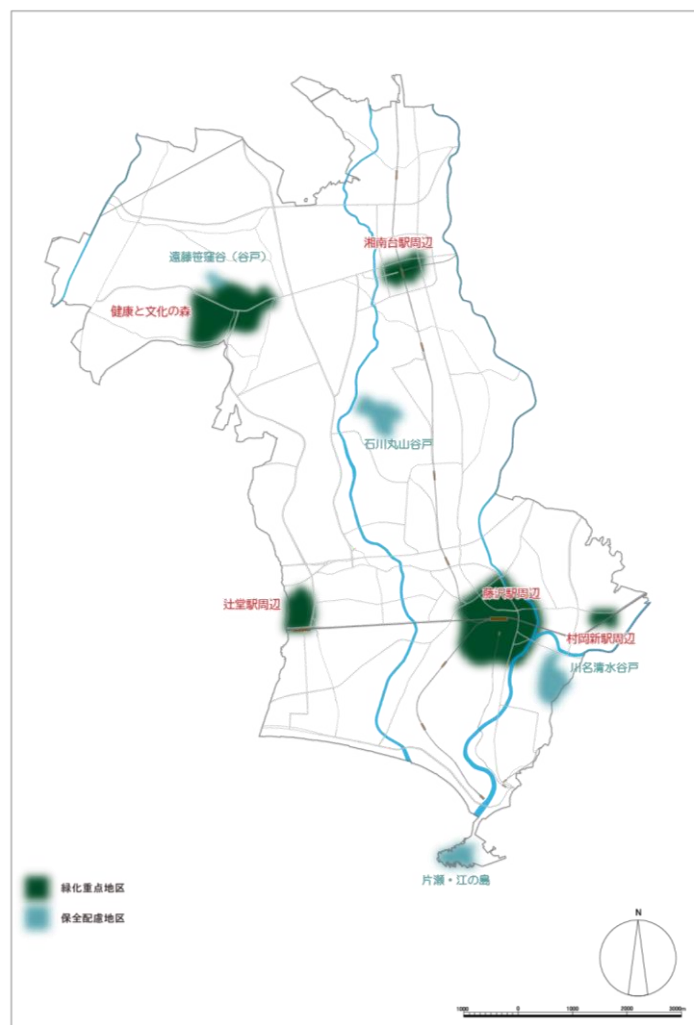
保全配慮地区とは、「緑地保全地域及び特別緑地保全地区以外の区域であって重点的に緑地の保全に配慮を加えるべき地区」を指しますが、将来の緑地保全地域及び特別緑地保全地区の指定を妨げるものではないとされています。また、本地区は土地利用の規制を伴う地区ではありません。

本市では、次の地区を保全配慮地区に設定し、積極的かつ重点的に緑地の保全に配慮します。

区 分	地区の名称	地区の区域
三大谷戸	川名清水谷戸	川名緑地区域（藤沢市まちづくり情報）
	石川丸山谷戸	石川丸山緑地（石川丸山緑地保全計画）
	遠藤笹窪谷（谷戸）	遠藤笹窪谷公園（遠藤笹窪緑地保全計画）
藤沢市都市マスタープランに基づく都市拠点	片瀬・江の島	江の島地区地区計画（山地区）

※「遠藤笹窪谷（谷戸）」内の「遠藤笹窪特別緑地保全地区」の区域については、既に法に基づく永続的な保全が図られているため、保全配慮地区には指定していません。

地区の名称	緑地保全の方針
川名清水谷戸	・本谷戸は、市街地から至近距離にある自然豊かな里地里山環境が残る谷戸であり、多くの生きものが生育、生息しています。都市計画道路横浜藤沢線の道路計画との整合を図りつつ、保全施策を進めます。
石川丸山谷戸	・本谷戸はまとまりのある樹林地、湿地、農地などにより構成される、市内に残された貴重な谷戸であり、豊かな谷戸環境に依存する多種多様な生きものが生育、生息しています。本谷戸の将来像である「人と自然が織りなす里・石川丸山」の実現に向け、保全施策を進めます。
遠藤笹窪谷（谷戸）	・本谷戸は、ふるさと心の豊かさを感じることができる、かつての里山の環境を再生し、その豊かな自然環境を次世代へつなぐ場所となりました。本谷戸の将来像である「旧きを顧み、生命（いのち）をつなぐ里山」の実現に向け、保全施策を進めます。
片瀬・江の島	・樹林地、草地等は、歴史的価値の高い江の島のかげがえのない自然環境の一つであり、保全に努めます。



<緑化重点地区・保全配慮地区>

コラム②

都市公園等コンクールにおいて『国土交通大臣賞』を受賞！！ ～生物多様性の保全と体験に特化した公園管理（遠藤笹窪谷公園）～

遠藤笹窪谷公園では、フィールドワークの基地である「生物多様性サテライトセンター」を開設し、谷戸の環境要素の補完・創出や子どもたちの自然体験や環境を守る人材発掘・育成に特化した管理を行っています。

遊水地機能を併せ持つ湿地のほか、水田、カキツバタ田、谷戸の湧水を引き込んだ小川、草地等の創出などによる生物多様性の回復や自然体験のフィールドとしての活用、市、愛護会（市民ボランティア団体）、指定管理者、大学等の各種ステークホルダーと連携した管理運営が大変高く評価され、一般社団法人 日本公園緑地協会が主催する「第40回都市公園等コンクール（令和6年度）」において、『国土交通大臣賞』を受賞しました。



自然観察会の様子



「国土交通大臣賞」受賞ポスター



「国土交通大臣賞」賞状

第4章

緑地の保全及び緑化の推進のための施策

第4章 緑地の保全及び緑化の推進のための施策

1 施策体系

本市のみどりの現況と課題、基本理念、基本方針を踏まえ、これから展開する施策をとりまとめました。

基本理念	基本方針
1 みどりを まもる (保全)	(1) 樹林地及び樹木の保全 (2) 藤沢らしい緑の保全 (3) 質の高い公園・緑地環境の確保 (4) 生きものの生息・生育空間の保全
2 みどりを ふやす (創造)	(5) 公園・緑地の整備の推進 (6) 特色ある緑化の推進 (7) 施設緑化の推進
3 みどりを つなぐ (連携)	(8) エコロジカルネットワークの形成 (9) 広域的な緑のネットワークの形成 (10) 多様な人々のつながりの創出
4 みどりを ひろめる (普及)	(11) みどりに関する積極的な情報発信 (12) 生物多様性センターを拠点とした普及啓発活動 (13) 緑化・緑地保全活動への参画・人材育成 (14) 環境学習の推進
5 みどりと くらす (共生)	(15) 住まいの緑化活動の促進 (16) 地域の緑との共生 (17) みどりに関わるマルチパートナーシップの推進

みどりの将来像

湘南のみどりと共にくらしをまちなみ・ふじさわ

みどりの質の向上 ウェルビーイングなくらしの実現

施 策

- 施策①: 法令等を活用した担保性の高い緑の保全
- 施策②: 里山や斜面樹林、農地、海岸林等の緑の保全
- 施策③: 公園・緑地等の樹木や施設の適切な管理・更新
- 施策④: 多様な生きものが生息・生育する環境の保全
- 施策⑤: 計画的な公園・緑地などの整備による緑豊かな都市空間の形成
- 施策⑥: 地域の特色を活かした緑化の推進
- 施策⑦: 公共・民間施設緑化の推進
- 施策⑧: 河川や緑道、街路樹、民地などの緑によるエコロジカルネットワークづくり
- 施策⑨: 隣接する市町とのつながりを意識した緑のネットワークづくり
- 施策⑩: みどりを活かした人々の交流・活動の活性化
- 施策⑪: 様々な媒体を活用した「みどり」や「生物多様性」の情報発信
- 施策⑫: 生物多様性センターやサテライトセンターにおける講習会等の開催
- 施策⑬: 緑化・緑地保全活動の担い手となる人材育成の取組の推進
- 施策⑭: 緑を活用した環境学習の推進
- 施策⑮: 市民の身近な緑化活動の促進・支援
- 施策⑯: 市民ニーズを捉えた柔軟な緑の利活用
- 施策⑰: マルチパートナーシップによる緑地保全・美化活動等の推進・促進

みどりの重点 プログラム

- (1) 三大谷戸の永続的な保全
- (2) 樹林地保全のための総合的施策の推進
- (3) 身近な公園への未到達区域の解消
- (4) ネイチャーポジティブの実現

2 緑地の保全及び緑化の施策

基本理念や基本方針に基づき、様々な施策を展開していきます。

(1) みどりをまもる…保全

基本方針(1):樹林地及び樹木の保全

施策①:法令等を活用した担保性の高い緑の保全

- ・ 三大谷戸の永続的な保全をめざし、特別緑地保全地区等をはじめとした法令による保全施策の検討を行います。**<みどりの重点プログラム>**
- ・ 30by30*に貢献する自然共生サイトの認定に向けた取組・支援を行います。
- ・ 市条例に基づく保存樹林や保存樹木、保存生垣の指定拡大に向けて、制度の周知を図ります。
- ・ 保存樹林の多くは担い手不足等により、危険木等の対応に課題を抱えているため、これらの管理に関する支援制度を創設します。
- ・ 市有山林については、エコロジカルネットワークの形成に配慮しつつ、良好な維持管理に努めるとともに、担保性を高める手法を検討します。
- ・ 風致地区内の緑や生産緑地等、法令による民有地の緑の保全を促進します。



自然共生サイト
(慶應義塾大学 湘南藤沢キャンパス(SFC))
(出典:環境省 HP)

基本方針(2):藤沢らしい緑の保全

施策②:里山や斜面樹林、農地、海岸林等の緑の保全

- ・ 樹林地評価の手法を確立するとともに、評価の高い一団の緑地の保全策を検討します。**<みどりの重点プログラム>**
- ・ 遠藤笹窪谷(谷戸)については、「健康の森基本計画」や「遠藤笹窪緑地保全計画」に基づき、保全の取組を推進します。
- ・ 石川丸山谷戸については、「石川丸山緑地保全計画」に基づき、土地所有者、市民、行政などが連携し、保全の取組を推進します。また、自然環境実態調査の結果などを踏まえ、必要に応じて計画の見直しを行います。
- ・ 川名清水谷戸については、都市計画道路横浜藤沢線の道路計画の動向を注視しつつ、保全計画の策定に向けた検討を行います。
- ・ 湘南海岸は、本市を代表する景観を構成しており、海岸砂防林の適切な維持管理がなされるよう、管理者に働きかけます。
- ・ 良好な都市環境の形成を図るため、生産緑地地区等の農地を保全するとともに、新規指定を促進します。
- ・ 市内に残された貴重な緑を保全するため、みどり基金の確保に努めます。



石川丸山谷戸

基本方針(3):質の高い公園・緑地環境の確保

施策③:公園・緑地等の樹木や施設の適切な管理・更新

- ・ 公園を安全に利用できるよう、施設の適切な維持管理や定期的な点検を行います。また、「藤沢市公園施設長寿命化計画」に基づき施設の改修等を行います。
- ・ 公園や緑地における大径木・老木化した樹木の計画的な更新を行います。
- ・ 市有山林については、サステナブルの観点などから当該緑地のめざすべき姿を明らかにするよう努めるとともに、良好な維持管理に努めます。
- ・ 「藤沢市防犯ガイドライン」に基づき防犯性に配慮した公園・緑地の維持管理や整備・改修を行います。
- ・ 「藤沢市地球温暖化対策実行計画」に基づき、カーボンニュートラルに貢献するCO₂吸収源対策の観点を踏まえ、市有山林の再生（樹林地復元）を計画的に実施します。



公園遊具の改修
(引地川親水公園)

基本方針(4):生きものの生息・生育空間の保全

施策④:多様な生きものが生息・生育する環境の保全

- ・ 生きものの生息・生育環境の変化をモニタリングするため、自然環境実態調査を継続的に行います。
- ・ 特定外来生物^{*}については、生態系保全の観点から被害の拡大を防ぐための手法を検討し、対策を講じます。
- ・ 希少な生きものが生息・生育する場所や生態系が影響を受ける可能性がある区域については、立入制限を設けるなど、生きものへの配慮を行います。
- ・ 多様な生きものの生息・生育環境となる公園・緑地の水辺空間の適切な管理を行います。



生きものの生息・生育環境となる水辺空間
(遠藤笹窪谷公園)

※施策によっては、複数の基本理念・基本方針に関連するものもありますが、最も関連性がある基本理念・基本方針の項目に位置づけています。

ふじさわみどりアクションのすすめ ～はじめの1歩の取組～

◆みどりを「まもる」アクション

- ◎遠藤笹窪谷公園で生きものを観察してみよう!!
- ◎公園や川などの水辺空間でカワセミを探してみよう!!
- ◎緑地を保全する活動に参加してみよう!!

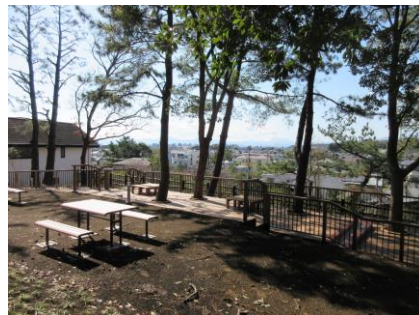


(2) みどりをふやす・・・創造

基本方針(5):公園・緑地の整備の推進

施策⑤:計画的な公園・緑地などの整備による緑豊かな都市空間の形成

- ・ 都市計画公園・緑地や身近な公園への未到達区域内の公園整備を優先的に進めます。**<みどりの重点プログラム>**
- ・ 身近な遊び場や交流の場など、地域の価値を高め続ける「使われ活きる公園づくり」や子育てしやすく、子どもがうれしい「子どもまんなか公園づくり」を検討します。
- ・ 新たに公園を整備する場合や大規模な改修にあたっては、ワークショップなどによる市民ニーズを反映した公園整備・改修に努めます。



都市計画公園の整備
(吉野町公園)

基本方針(6):特色ある緑化の推進

施策⑥:地域の特色を活かした緑化の推進

- ・ 市の木「クロマツ」や市の花「フジ」、郷土樹種等、地域の歴史・文化・特色を活かした緑化の推進に努めます。
- ・ 市条例に基づく、緑化にあたっては、郷土樹種の植栽をできる限り誘導します。
- ・ 駅前等の市民や来街者が多く訪れるエリアにおいては、建物緑化をはじめ、樹木・草本などを組み合わせた高質な緑化により、魅力ある空間づくりを促進します。
- ・ 地区計画などの、きめ細かなまちづくりと連携した緑化を促進します。
- ・ 市街地に残る樹林地の保全と身近な公園への未到達区域の解消の観点から、既存樹林地を取り込んだ公園整備を検討します。



市の木・クロマツ



市の花・フジ
(新林公園)

基本方針(7):施設緑化の推進

施策⑦:公共・民間施設の緑化の推進

- ・「藤沢市緑の保全及び緑化の推進に関する条例」や「藤沢市風致地区条例」、「工場立地法（藤沢市工場立地に関する準則を定める条例）」に基づき、公共施設や民間施設の良好な緑地の創出に向けた誘導を行います。
- ・行政サービス施設や学校などの公共施設は、災害時の避難場所や防災拠点などに活用されることから、外周部の植栽に防火性・耐火性が強い樹種を導入するなど、防災・減災機能の向上に努めます。
- ・主要幹線道路、補助幹線道路、生活道路などの道路空間については、それぞれの機能や道路構造・沿道の土地利用や地域特性を踏まえた緑化に努めます。特に、道路沿いの植栽を働きかけるなど、民間施設と協力しながら沿道の緑化に努めます。
- ・民間事業者等による良質な緑地確保の取組として、国が進める「TSUNAG - 優良緑地確保計画認定制度」の活用を促進します。
- ・市街地内の新たな緑化スペースを確保することが困難な施設では、限られた空間を活かした植栽の複層化（地被類や低木、中木、高木の組み合わせ）や建物緑化を行うなど、効果的な緑化を促進します。
- ・建物緑化(屋上・壁面)の助成制度や生垣用苗木の無料配布の継続により、民間施設の緑化を促進し、緑視効果を高めます。
- ・本市の顔となる鉄道駅周辺の緑化の推進・促進に努めます。



屋上庭園
(藤沢市役所・本庁舎)



めだか池
(藤沢市役所・分庁舎)



藤沢駅前での花植え活動
(藤沢市みどりいっぱい市民の会)



市内企業における生きものに配慮した
緑化空間の創出

■緑化のイメージ

駐車場や建物の緑化には、「都市におけるヒートアイランド現象の緩和」や「緑の創出」、「美しく潤いのある都市空間の形成」、「都市の低炭素化等」等、様々な効果が期待されます。

みどりがつくる心地よい空間は、私たちの暮らしを支え、豊かにしてくれます。また、みどりにはコミュニケーションが活性化する効果があるともいわれています。

*接道緑化のイメージ

道路に面した敷地境界部への緑化は、緑視効果が高く、都市景観の向上が期待されます。実のなる木や花の咲く木を植えることで、家族で植物の育成や収穫の喜びを共有できるだけでなく、近所の方とのコミュニケーションのきっかけづくりにもつながります。

本市では、市民を対象に「生垣用苗木」を無償で交付しています（生垣設置用苗木交付制度）。

また、一定の基準を満たした樹林・樹木・生垣については、**保存樹林等の指定**を行っており、**指定状況**に応じた奨励金をお支払いしています。



緑がない住宅



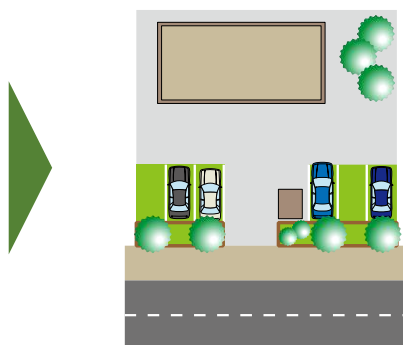
緑豊かな住宅

*駐車場緑化のイメージ

駐車場の緑化には、景観や快適性の向上、雨水の一時貯留の効果も期待されます。



アスファルト等の舗装



芝生緑化

*建物緑化のイメージ

植物による日照の遮へいや土壌による断熱効果によって、エアコンの利用が抑制されます。また、植物の蒸散作用（葉から水分を発散すること）によって、建物周りの空気を冷やす効果があるといわれています。植物が身近にあることで、ストレスが軽減される、やすらぎを得られるといった心理的な効果も期待できます。

本市では、**屋上・壁面緑化事業**や**緑のカーテン**（一年草による壁面緑化）の工事費の一部を助成しています（建物緑化助成制度）。



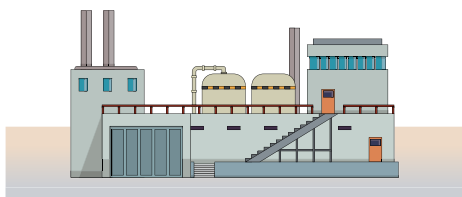
緑がない建物



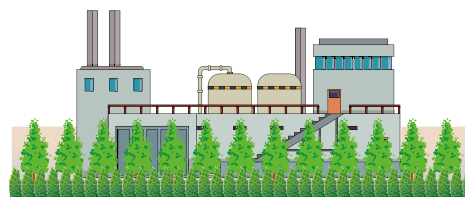
緑豊かな建物

*工場緑化のイメージ

環境保全のほか、遮音や省エネ効果、従業員のストレス解消、企業のイメージアップ等の効果も期待されます。



緑がない工場



緑豊かな工場

*複層化された緑化のイメージ

複層化された質の高い緑化は、単調になりがちな景観を豊かにするとともに、生物多様性の向上が期待されます。また、季節の変化を感じやすくなるなど、日々の暮らしを豊かにするといった効果も期待されます。



単調な緑



複層化された緑

※施策によっては、複数の基本理念・基本方針に関連するものもありますが、最も関連性がある基本理念・基本方針の項目に位置づけています。



ふじさわみどりアクションのすすめ ～はじめての1歩の取組～

◆みどりを「ふやす」アクション

- ◎ベランダやバルコニーで植物を育ててみよう!!
- ◎道路から見える場所に木を植えてみよう!!
- ◎緑のカーテンにチャレンジしてみよう!!
- ◎公園やまちづくりのワークショップに参加してみよう!!



(3) みどりをつなぐ・・・連携

基本方針(8):エコロジカルネットワークの形成

施策⑧:河川や緑道、街路樹、民地などの緑によるエコロジカルネットワークづくり

- ・ エコロジカルネットワークの形成に向けて、緑の連続性を意識した取組を検討します。
- ・ 本市の「水とみどり軸」である引地川緑道の延伸に向けた取組を進めます。
- ・ 河川整備においては、治水上の安全を確保した上で、親水性や河川環境に配慮しつつ、高水敷や管理用通路の緑化等に努めます。また、人と川のふれあいの場や豊かな生きものの生態系を創出することを目的に、地域が進めるまちづくりと連携します。
- ・ 一定規模以上の公園や緑地においては、利用者の安全面を考慮した上で、生物多様性に配慮した管理を行います。
- ・ 遊水地機能を有する裏門公園などについては、エコロジカルネットワーク上、重要な役割を持つ緑地として保全に努めます。
- ・ 市有山林(斜面樹林)や都市公園などの法面对策においては、できる限り既存の植生を残す手法などを検討します。
- ・ 「藤沢市街路樹管理計画」に基づき、街路樹の適切な維持管理・更新を行います。
- ・ 民有地の小規模な緑化などについても、エコロジカルネットワークづくりに寄与することの普及啓発を図ります。



引地川と引地川親水公園、斜面樹林(引地川特別緑地保全地区)とのつながり



街路樹
(辻堂駅遠藤線)

基本方針(9):広域的な緑のネットワークの形成

施策⑨:隣接する市町とのつながりを意識した緑のネットワークづくり

- ・ 連続した緑や河川などの広域的につながる緑の保全、利活用について、隣接する市町との連携を検討します。
- ・ 緑道やサイクリングロードなどによる安全かつ快適な移動空間を維持・拡充します。
- ・ 市内外から人々が訪れる観光レクリエーションの核となる公園などについては、管理者や民間事業者と連携して、さらなる魅力づくりを推進・促進します。



境川サイクリングロード
藤沢大和自転車道

基本方針(10):多様な人々のつながりの創出

施策⑩:みどりを活かした人々の交流・活動の活性化

- ・ ウォーカブルなまちづくり*やまちなかのサードプレイスを意識したなかで公園や緑道、街路樹の整備、歩行者専用道の確保等に努めます。
- ・ 「藤沢駅北ロペデストリアンデッキ(サンパール広場)」は、ウッドデッキの待ち合わせ広場や藤棚のあるガーデンテラス、開放的なガーデンパークなどの施設を活かし、マーケットをはじめとした様々なイベントの開催や休憩ができる「にぎわい・交流・憩い」の空間として、管理運営を行います。
- ・ 市民や事業者、NPO法人、市民活動団体、学校など、マルチパートナーシップにより、みどりに関する取組を行う、又は、行おうとしている市内のステークホルダーをマッチングします。



藤沢駅北ロペデストリアンデッキ

※施策によっては、複数の基本理念・基本方針に関連するものもありますが、最も関連性がある基本理念・基本方針の項目に位置づけています。



ふじさわみどりアクションのすすめ ～はじめの1歩の取組～

◆みどりを「つなぐ」アクション

- ◎大庭城址公園や引地川親水公園などの桜の名所を巡ってみよう!!
- ◎緑道やサイクリングロードを利用して、季節ごとに藤沢市の南北を移動してみよう!!
- ◎歩きながら、みどりのあるお気に入りの空間を探してみよう!!
- ◎ウォーキングマップなどのコースを歩いてみよう!!



「フジロードマップ」や「健康の森 少年の森 フットパス」、「健康づくりウォーキングマップ ふじさわ」、「ふじさわ歩くプロジェクトオリジナルウォーキングマップ」などを作成しています

(4) みどりをひろめる…普及

基本方針(11):みどりに関する積極的な情報発信

施策⑪:様々な媒体を活用した「みどり」や「生物多様性」の情報発信

- ・ 三大谷戸をはじめとした市内の重要な緑地については、保全の取組の理解度が深まるよう、市民への情報発信に努めます。
- ・ みどりや生物多様性に関する情報などについて、本市ホームページをはじめ、指定管理者と連携したSNSや広報紙、ポスターの掲示、メディアなどによる情報発信に努めるとともに、DXの視点からデータベース化や情報の蓄積などを図ります。
- ・ 市の木クロマツや市の花フジ、市の鳥カワセミについて、市民の認知度が高まり、愛着がわくよう、情報発信に努めます。
- ・ 学校などの教育機関と連携し、子どもと保護者の双方がみどりへの関心を高めることのできる情報発信に努めます。



ふじキュンによる普及啓発

基本方針(12):生物多様性センターを拠点とした普及啓発活動

施策⑫:生物多様性センターやサテライトセンターにおける講習会等の開催

- ・ 長久保公園にある「生物多様性センター(みどりの相談所)」については、施設の老朽化等に伴い、建替えを行うとともに、みどりや生物多様性に関する機能増進を図ります。また、川名清水谷戸周辺や石川丸山谷戸・引地川親水公園周辺に、サテライトセンター機能を配置し、既設の遠藤笹窪谷公園の生物多様性サテライトセンターとともに、みどりや生物多様性の普及啓発に関するネットワーク構築に向けた検討を進めます。**<みどりの重点プログラム>**
- ・ 遠藤笹窪谷公園においては、生物多様性の保全と体験に特化した管理を行うとともに、実践フィールドの場として、様々な自然観察会等を行います。
- ・ みどりや生きものの実態を把握することで、今後の施策に反映するため、自然環境実態調査を継続して実施します。本調査においては、環境DNA調査*など、新技術の利活用により、調査の効率化を図ります。



生物多様性センター
(長久保公園)



生物多様性サテライトセンター
(遠藤笹窪谷公園)

基本方針(13):緑化・緑地保全活動への参画・人材育成

施策⑬:緑化・緑地保全活動の担い手となる人材育成の取組の推進

- ・ 公園愛護会の設立や活性化に向けた支援を行います。
- ・ 指定管理者や市民活動団体と連携し、生物多様性の保全や樹林地等の管理に資する人材育成を行うことで、マルチパートナーシップの拡充を図ります。
- ・ 緑化や生物多様性の普及啓発を目的に、引き続き、「緑と花のまちづくり」コンクールを実施します。
- ・ みどりの普及啓発をはじめ、緑化・緑地保全活動の取組を支援します。



「緑と花のまちづくり」ポスターコンクールの受賞作品の展示(長久保公園)

基本方針(14):環境学習の推進

施策⑭:緑を活用した環境学習の推進

- ・ 庁内関係部署と連携し、本市の緑地を活用した自然観察会等の環境学習を行います。
- ・ 指定管理者と連携し、長久保公園や遠藤笹窪谷公園を中心に、みどりや生物多様性に関する自然観察会や講座、イベント等の充実を図るなど、みどりの普及啓発及び生物多様性の主流化に向けた取組を進めます。
- ・ 学校、企業等が行うみどりや生物多様性に関する取組において、ニーズに沿った支援を行います。
- ・ 生涯学習出張講座「こんにちは！藤沢塾です」を通じて、みどりや生物多様性に関する講座を継続的に実施します。



湘南エコウェーブ*

～みどりの保全セミナー・発見!里山里川探検隊～
(稲荷の森(ふるさとの森))

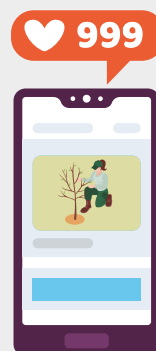
※施策によっては、複数の基本理念・基本方針に関連するものもありますが、最も関連性がある基本理念・基本方針の項目に位置づけています。



ふじさわみどりアクションのすすめ ～はじめの1歩の取組～

◆みどりを「ひろめる」アクション

- ◎長久保公園(生物多様性センター)や遠藤笹窪谷公園(生物多様性サテライトセンター)のホームページやSNSをチェックしてみよう!!
- ◎長久保公園や遠藤笹窪谷公園の講習会や自然観察会に参加してみよう!!
- ◎身の回りのみどりやお気に入りのみどりの風景をSNSで発信してみよう!!
- ◎「緑と花のまちづくり」コンクールに応募してみよう!!



(5) みどりとくらす…共生

基本方針(15):住まいの緑化活動の促進

施策⑮:市民の身近な緑化活動の促進・支援

- ・「出生・結婚・パートナーシップ宣誓・新築」における、お祝いとして、**みどりの贈り物(記念樹)**を配布します。
- ・環境、防災、景観等の向上を図るため、**生垣設置用苗木を無料で配布**します。
- ・長久保公園の「**みどりの相談コーナー**」において、市民の植物に関する疑問や相談に対応します。
- ・地域と連携した通学路の沿道花壇づくりやコミュニティガーデンの確保などの取組を促進します。
- ・不要となった庭木の活用(**グリーンバンク制度***)を図ります。
- ・市民共有の財産である貴重な緑を保全するため、みどり基金への協力を促すよう、基金に対する普及啓発を図ります。



みどり基金の普及啓発
(春のみどりと花のまつり(長久保公園))



みどりの贈り物(記念樹)
(長久保公園)

基本方針(16):地域の緑との共生

施策⑯:市民ニーズなどを捉えた柔軟な緑の利活用

- ・「(仮称)藤沢市パークマネジメントプラン」に基づき、市民ニーズを捉えた柔軟な管理運営を行います。
- ・公園の整備・改修を行う際は、誰もが気軽に快適に利用できるようユニバーサルデザインを取り入れ、公園がインクルーシブ*な社会を具現化できる場となるよう配慮します。
- ・市民が隙間時間を活かして清掃や安全点検を行うなど、指定管理者と連携しつつ、気軽に公園の管理業務に関われる仕組みづくりを検討します。



インクルーシブな遊具
(秋葉台公園)

基本方針(17):みどりに関わるマルチパートナーシップの推進

施策⑰:マルチパートナーシップによる緑地保全・美化活動等の推進・促進

- ・ NPO法人等との連携による緑地等の保全に関する協働事業を推進します。
- ・ 公園愛護会や美化ネットふじさわ、藤沢市みどりいっぱい市民の会、藤沢市企業等環境緑化推進協議会などの市民活動団体や企業等と連携した美化活動を行います。
- ・ 緑地保全や緑化推進に関する市民活動団体や企業等と連携した緑地等の維持管理を行います。
- ・ CSR活動においては、活動の場となるフィールド(公園・緑地)の提供や技術支援などを行います。



緑化・緑地保全活動
(藤沢市みどりいっぱい市民の会)



CSR 活動の状況(緑地保全活動)

※施策によっては、複数の基本理念・基本方針に関連するものもありますが、最も関連性がある基本理念・基本方針の項目に位置づけています。



ふじさわみどりアクションのすすめ ～はじめの1歩の取組～

◆みどりと「くらす」アクション

◎植物の気になることを「緑の相談コーナー(長久保公園)」で質問してみよう!!

◎人生の節目に記念樹を植えてみよう!!

◎公園愛護会や身近な美化活動に参加してみよう!!

◎お気に入りの公園を見つけて、ゆったりとした時間を過ごしてみよう!!

◎家の周りを生垣にしてみよう!!

「出生・結婚・パートナーシップ宣誓・新築」に際し、お祝いの記念樹を配布しています
安全で快適なまちづくりのため、藤沢市民を対象に「生垣用苗木」を無償で交付しています

敷地境界に柵等を設ける場合は、道路側に生垣や植栽をすると、緑が豊かに見えます



3 みどりの重点プログラム

緑地保全や緑化、生物多様性の普及啓発などを推進するには、関連する施策を総合的に展開していく必要があります。ここでは、本市の緑の現状や課題を踏まえ、優先的かつ重点的に取り組む「みどりの重点プログラム」を示します。

(1) 三大谷戸の永続的な保全

1) 背景

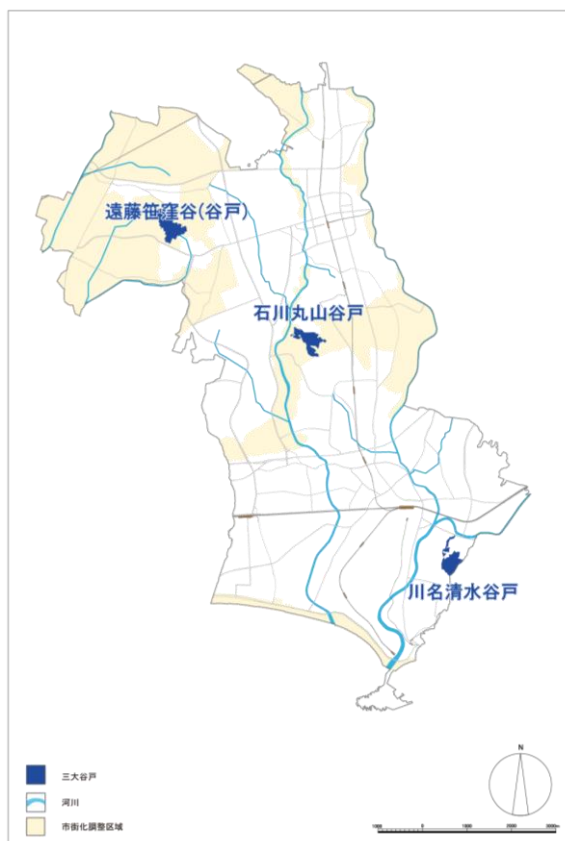
本市の自然的特性を表す谷戸は、自然環境や谷戸全体を利用しながら育まれた文化や土地利用の調和などを次世代に引き継ぐための永続的な保全が求められています。

特に川名清水谷戸、石川丸山谷戸、遠藤笹窪谷(谷戸)の「三大谷戸」については、本計画で「みどりの保全拠点」に位置づけるとともに、「藤沢市生物多様性地域戦略」では、『生物多様性の保全拠点』・『みどりと生物多様性の保全拠点』に位置づけています。

「自然環境実態調査」においても、貴重な生きものの生息・生育が確認されており、谷戸全体の適切な保全が必要となります。

2) 目標

川名清水谷戸、石川丸山谷戸、遠藤笹窪谷(谷戸)については、各谷戸の保全方針などを踏まえた上で、具体的な施策を展開していきます。



<三大谷戸位置図>

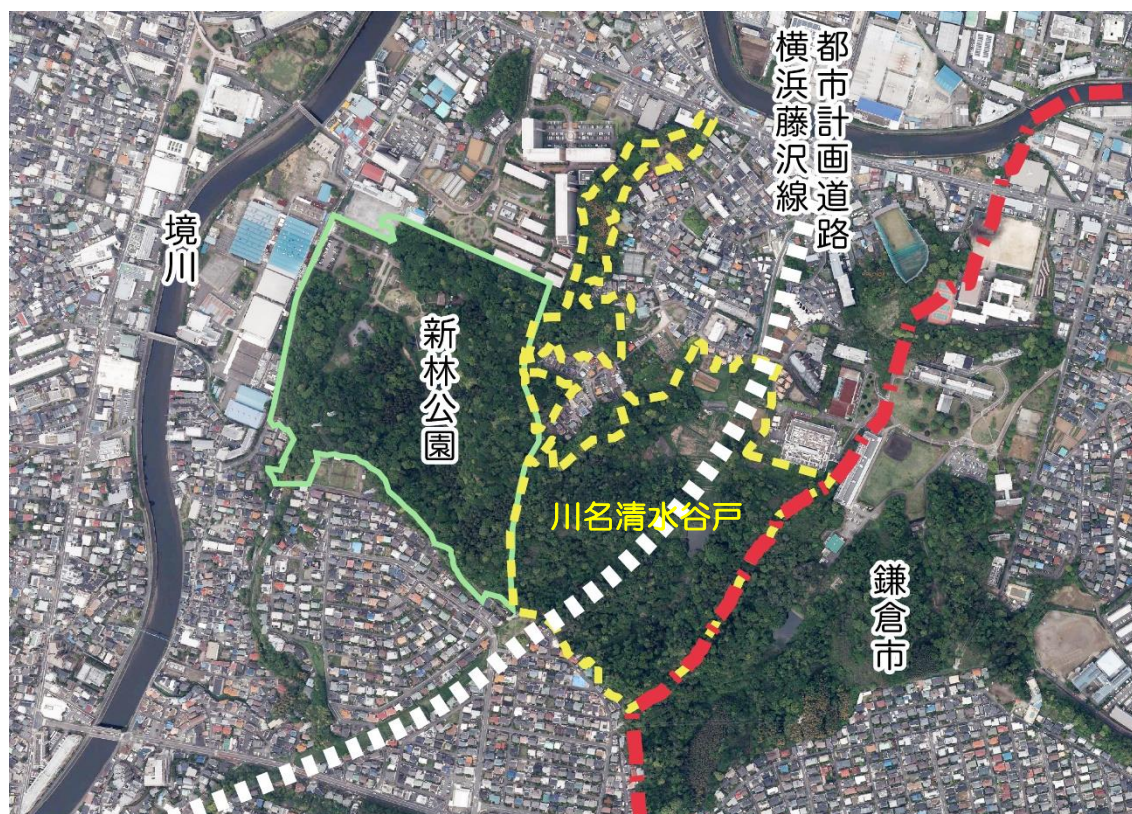
想定される 主な施策

- ・特別緑地保全地区(都市緑地法)
- ・生産緑地地区(生産緑地法)
- ・都市公園(都市公園法)
- ・農業振興地域・農用地区域(農業振興地域の整備に関する法律)
- ・里地里山保全等地域(県条例)
- ・保存樹林(市条例)
- ・みどり基金事業(市条例)
- ・自然環境保全地(市要綱)

3) 各谷戸の概要と方針

■川名清水谷戸

概要	・ 藤沢駅の南東約1.2kmに位置し、市街地から至近距離にある自然豊かな里地里山環境が残る谷戸で、境川流域に含まれます。 ・ 本谷戸は、約17haある川名緑地の一部であり、樹林や水田、湿地空間の組み合わせた多様な環境が多くの生きものに生息・生育空間を支えています。 ・ 隣接する鎌倉市の緑地や都市計画道路横浜藤沢線の道路計画との整合を図りつつ、保全を行う必要があります。
保全の方針	➡都市計画道路横浜藤沢線の道路計画の動向を注視しつつ、保全計画の策定に向けた検討を行います。 ➡道路計画と整合を図るなかで、鎌倉市との連携による手広緑地・川名緑地の一体的な緑地保全をめざし、特別緑地保全地区などの都市計画決定の検討を行います。 ➡市民活動団体との協働により、貴重な緑地の保全を推進します。

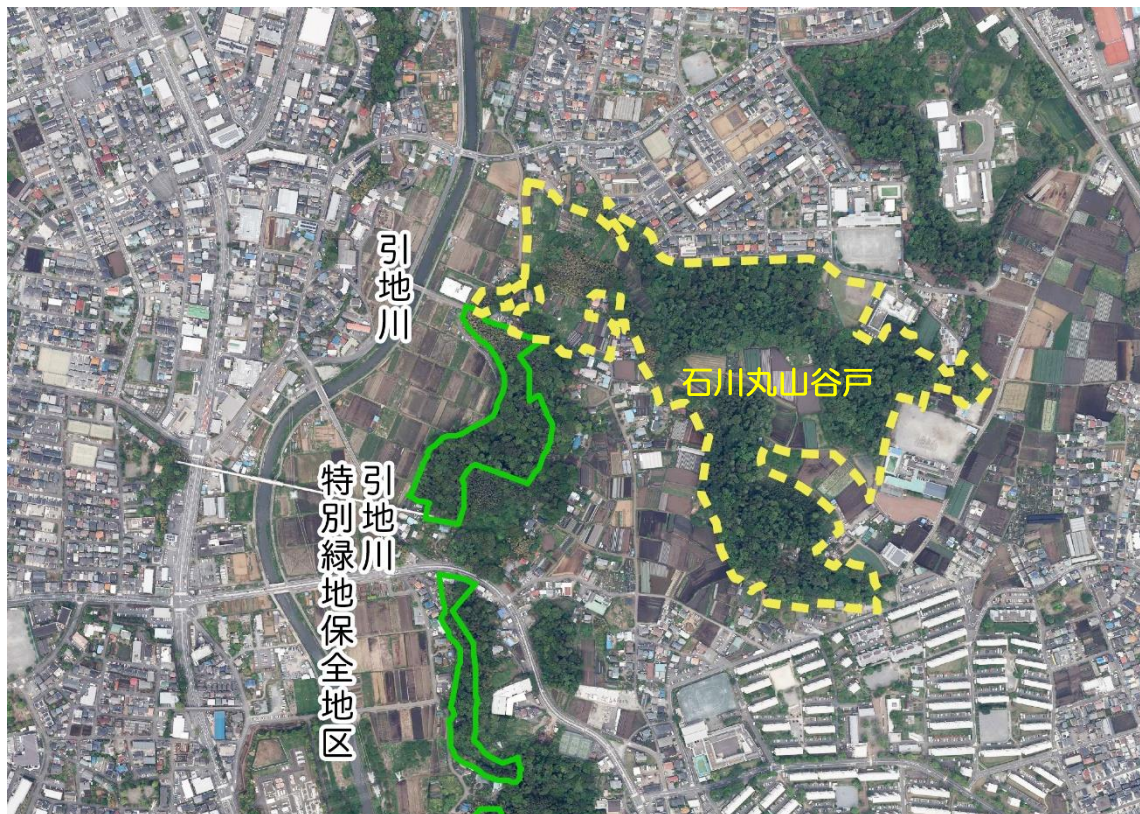


<川名清水谷戸（黄色破線）>

（航空写真：国土地理院 地図・空中写真閲覧サービス HP より 2024 年(令和 6 年)4 月 26 日・撮影）

■石川丸山谷戸

概要	・ 善行駅の北西約1.5km、六会日大前駅の南西約1.5kmに位置し、引地川特別緑地保全地区と連担して一団の緑地を形成しています。 ・ 2つの谷戸が合流する複雑な地形を形成しており、面積は約20haで、引地川流域に含まれます。 ・ 谷底部では湧水を起源とした小川が流れ、湿地を形成しています。 ・ 谷戸周辺の地域も含め、市民、土地所有者、行政が連携しながら里地里山の保全、活用ができるように施策を展開する必要があります。
保全の方針	➡「石川丸山緑地保全計画」に基づき、土地所有者、市民、行政などが連携して保全の取組を推進します。また、自然環境実態調査の結果などを踏まえ、必要に応じて計画の見直しを行います。 ➡土地所有者の理解を得ながら特別緑地保全地区や公園・緑地として都市計画決定の検討を進めます。 ➡市民活動団体との協働により、里地里山環境の保全に努めます。

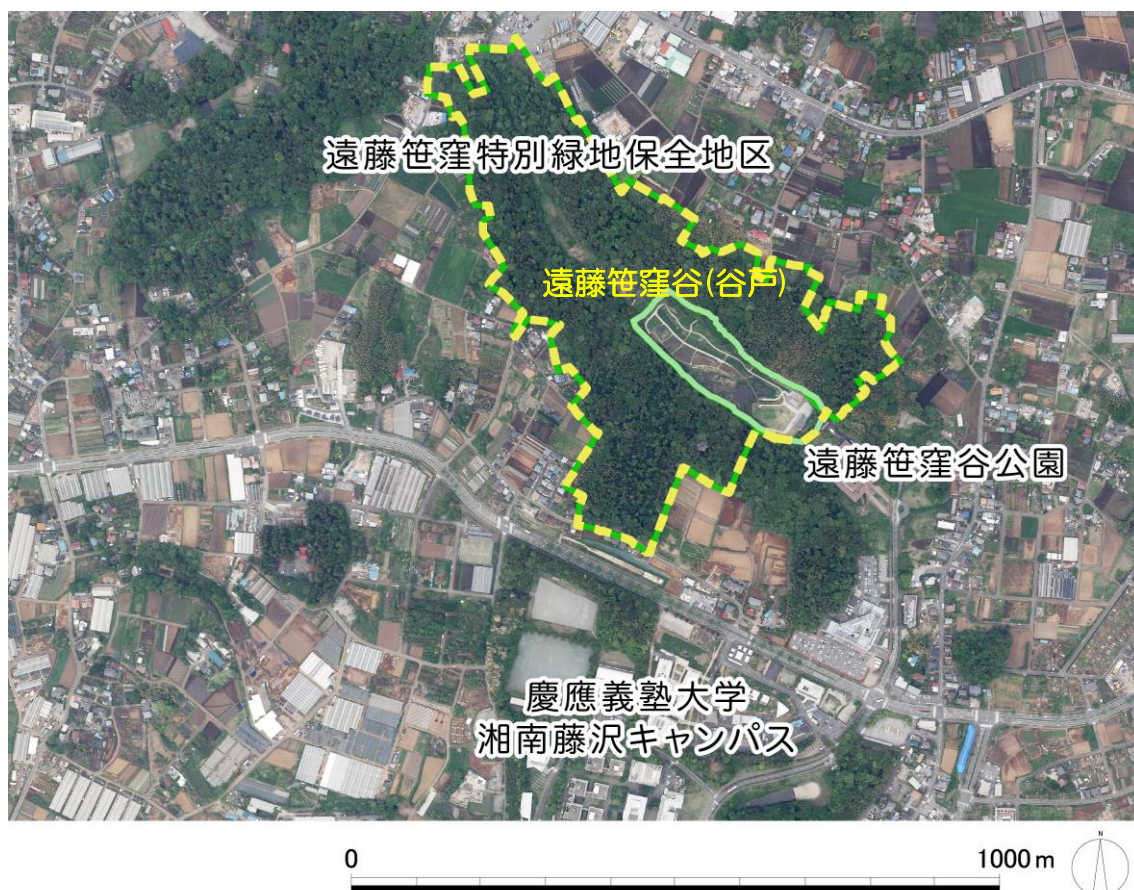


<石川丸山谷戸（黄色破線）>

（航空写真：国土地理院 地図・空中写真閲覧サービス HP より 2024 年(令和 6 年)4 月 26 日・撮影）

■遠藤笹窪谷(谷戸)

概要	・本市西北部地域に位置し、湿地などの中央低地部とそれらを囲むように広がる斜面樹林で構成されており、面積は約23.7haで相模川流域に含まれます。 ・谷戸の源頭部などの湧水点は、小出川の水源となっています。 ・「健康の森」の一部に位置づけており、豊かな自然環境の保全・活用を図っています。
保全の方針	➡「健康の森基本計画」や「遠藤笹窪緑地保全計画」に基づき、保全の取組を推進します。 ➡遠藤笹窪特別緑地保全地区内の樹林地(市有地)は、市民活動団体等と連携し、良好な里地里山環境の保全に努めます。 ➡遠藤笹窪谷公園については、指定管理者や市民活動団体と連携し、「生物多様性の保全と体験に特化した公園管理」に努めます。 ➡里地里山景観や貴重な生きものの生息空間である緑地環境など、保全を基調とすべき区域に配慮しながら、自然環境の保全・活用に取り組めます。



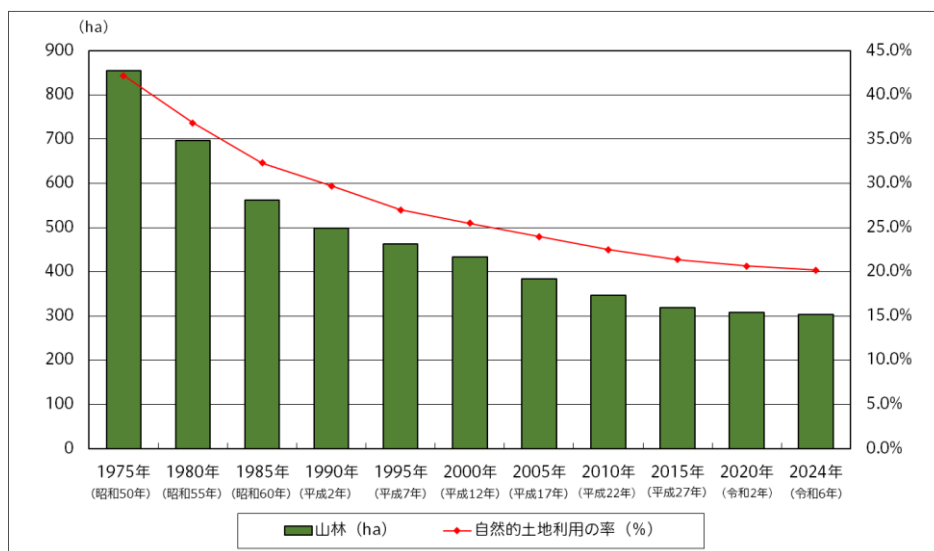
<遠藤笹窪谷(谷戸) (黄色破線)>

(航空写真:国土地理院 地図・空中写真閲覧サービス HP より 2024 年(令和 6 年)4 月 26 日・撮影)

(2) 樹林地保全のための総合的施策の推進

1) 背景

- ・ 1975年（昭和50年）に約854haあった本市の山林面積は、2024年（令和6年）時点で約302haとなり、約65%近く減少しています。貴重な樹林地が失われる前に、樹林地保全に関する施策を総合的に展開する必要があります。



<山林面積の推移>

資料：「固定資産概要調査」（藤沢市資産税課）を基に作成

2) 目標

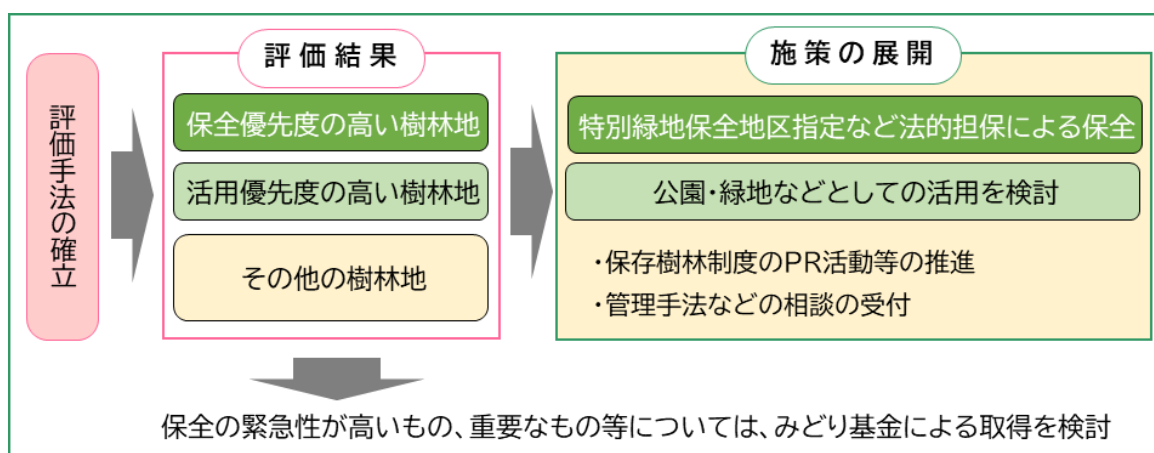
- ・ 樹林地の保全・活用の樹林地評価手法を確立した上で、市内の主な樹林地の調査を行います。
- ・ 永続性が担保される緑地（法や条例による指定）面積の拡大をめざすとともに、良好な緑地として維持管理がなされるよう施策を展開します。

3) 方針

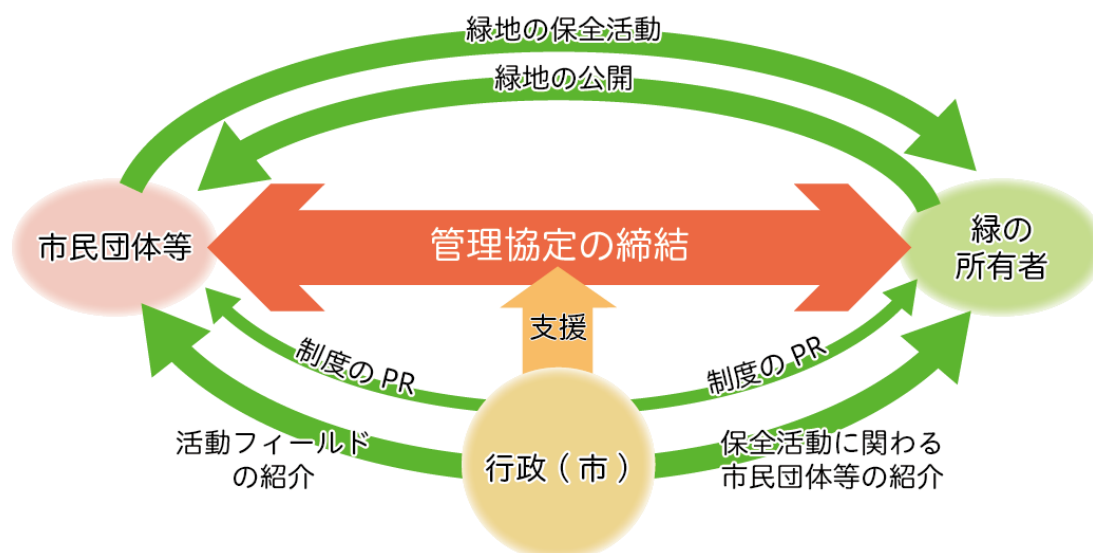
- ・ 樹林地の現況把握、評価の手法を確立していきます。
- ・ 評価結果を踏まえ、保全優先度の高い樹林地については、永続性を担保するために法指定の検討を進めます。また、活用優先度の高い樹林地（立地条件、植生など）は、都市公園（借地公園*）や憩いの森などへの展開を土地所有者と調整していきます。特に現在、保存樹林に指定されている樹林は重点的に保全・活用の方針を検討します。
- ・ 保存樹林の指定を拡大するため、土地所有者への積極的な働きかけやPR活動を推進します。また、保存樹林の所有者の負担を軽減し、指定の継続や新たな指定を促すため、制度の見直しを行います。
- ・ 緊急的に保全する必要性が高い樹林地や特に保全すべき重要な樹林地については、みどり保全審議会に諮るなど、みどり基金による取得を検討します。
- ・ 樹林地を良好に保全するため、土地の所有者に対して、適切な維持管理が行われるよう、普及啓発に努めます。
- ・ 条例に基づく市民管理協定制度をPRするとともに、樹林地の所有者と緑の保全に関する活動を行う市民活動団体などとの管理協定の締結を促すなど、樹林地の良好な維持管理が図られるよう支援します。

- ・樹林地の所有者や緑の保全に関する活動を行う市民活動団体、CSR活動を行う企業などが互いに協力し合い、良好な樹林地の維持管理が図られる仕組みづくりに努めます。

想定される 主な施策	・特別緑地保全地区（都市緑地法） ・市民緑地（都市緑地法） ・都市公園（都市公園法） ・借地公園（都市公園法） ・保存樹林（市条例） ・自然環境保全地（市要綱） ・憩いの森（市規程）
---------------	---



<樹林地の評価手法と活用の流れ>



<樹林地保全と管理協定のイメージ>

(3) 身近な公園への未到達区域の解消

1) 背景

- ・ 街区公園や近隣公園などの身近な公園は、地域コミュニティ形成の場や災害時の一時避難場所や高齢者や子どもが容易に利用できる憩いの空間として、市民に親しまれています。また、近年はサードプレイスとして、公園に対する注目度が高まっています。
- ・ 市街化区域内において、居住地から半径250m（徒歩5分程度）以内に公園が配置されていない区域（未到達区域）があることから、これを解消するために効率的に整備を進める必要があります。

2) 目標

- ・ 市街化区域内の身近な公園の未到達区域（図：薄い黄色の区域）の解消をめざします。また、「一団の未到達区域（図：青い点線で示した区域）」については、公園整備計画の検討を行います。

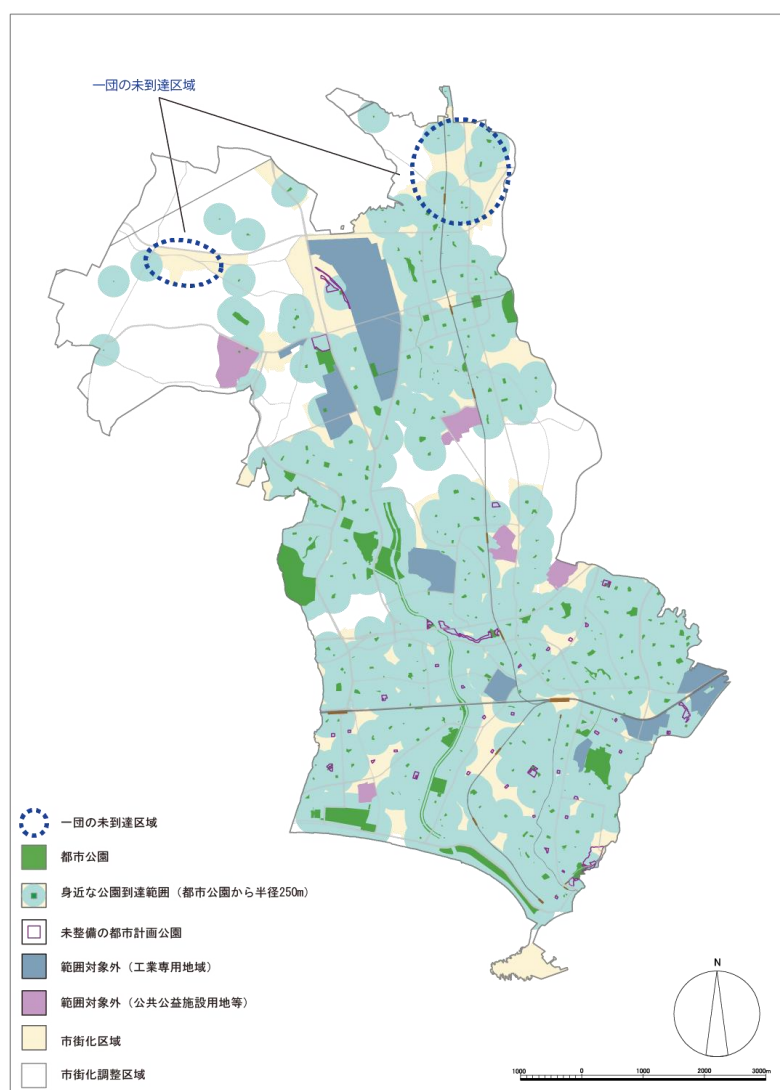
※一団の未到達区域：市街化区域内の一定の人口密度を有するエリアのうち、公園・緑地を整備する具体的な計画がない区域

3) 方針

- ・ 都市計画公園の整備を推進します。
- ・ 緑の広場や借地公園、立体都市公園の活用を検討し、整備を推進します。

想定される主な施策

- ・ 都市公園
（都市公園法）
- ・ 借地公園
（都市公園法）
- ・ 立体都市公園
（都市公園法）



<身近な公園への到達範囲図>

(4) ネイチャーポジティブの実現

1) 背景

- ・本市は、里山や河川・田畑・海・都市公園など、多様な自然環境を有しており、それぞれの環境で様々な生きものが生息・生育していますが、緑の減少や外来種の侵入等、生物多様性への影響が懸念されています。
- ・生物多様性の損失に歯止めをかけ、回復傾向へ向かわせる（ネイチャーポジティブの実現）ためには、人間活動や生物多様性の認識不足を要因とする5つの危機^{*}を最小化し、人々の価値観や行動を生物多様性の保全につながるスタイルに転換させる必要があります。
- ・自然環境実態調査の結果、多くの調査箇所では自然環境の劣化傾向が明らかになる一方で、三大谷戸や一部の調査地点では、自然環境の劣化が最小限であったこと、確認種が増加していることが分かりました。この結果を市民・事業者・行政などの協働により進めてきた生物多様性の保全などに関する取組の成果と捉え、引き続き本市の生物多様性を保全・創出の取組を継続していく必要があります。
- ・生物多様性に関する拠点機能の構築を図るため、令和5年度から長久保公園に「生物多様性センター」、遠藤笹窪谷公園に「生物多様性サテライトセンター」を開設しました。
- ・三大谷戸の川名清水谷戸周辺や石川丸山谷戸・引地川親水公園周辺においても、生物多様性サテライトセンターを展開し、生物多様性の普及啓発等の取組の充実を図るとともに、マルチパートナーシップの拡充が求められています。

2) 目標

- ・市内の緑地の連続性を確保し、エコロジカルネットワークを形成します。
- ・生物多様性センターやサテライトセンターを中心に、生物多様性やみどりの普及啓発に関するネットワークを構築します。
- ・生物多様性やみどりの普及啓発に関する取組の形骸化や担い手の高齢化等に備え、新たな担い手となる人材の確保や育成に取り組むとともに、活動の継続性を確保します。



CSR活動における緑地保全の取組
(稲荷の森(ふるさとの森))



地元中学生との交流事業(生物多様性)
(生物多様性サテライトセンター)

3) 方針

- ・ 前述した「(2) 樹林地保全のための総合的施策」や「(3) 身近な公園への未到達区域の解消」の取組をはじめ、緑を増やし、緑の質を高める各種施策の展開に努めます。
- ・ 「樹林地の連続性を創出すべきエリア」などにおいて、積極的な緑化(屋上緑化・壁面緑化等を含む)の取組を推進します。
- ・ 長久保公園にある「みどりの相談所(生物多様性センター)」の建替に併せて、生物多様性の主流化に向けた普及啓発活動の機能増進を図ります。
- ・ 遠藤笹窪谷公園の生物多様性サテライトセンターについては、公園全体や周辺の自然環境を活用し、自然観察会の充実や市民活動団体との連携などにより、様々なコンテンツを展開していきます。
- ・ 川名清水谷戸周辺や石川丸山谷戸・引地川親水公園周辺に、サテライトセンター機能の展開を検討します。
- ・ みどりの相談所(生物多様性センター)や生物多様性サテライトセンターを中心に、生物多様性やみどりの普及啓発に関するネットワークの構築に向けた検討を進めます。
- ・ 気軽に「みどりと生物多様性の普及啓発拠点」に訪れてもらえるような仕組みづくりを進めます。

想定される 主な施策

- ・ 長久保公園における老朽化した「みどりの相談所(生物多様性センター)」の建替による生物多様性やみどりの普及啓発機能の向上
- ・ 川名清水谷戸周辺や石川丸山谷戸・引地川親水公園周辺へのサテライトセンター機能の展開
- ・ 市民や企業などへの生物多様性に関する普及啓発活動の実施・取組支援
- ・ 緑の骨格となる引地川緑道の延伸、都市公園の整備
- ・ 「樹林地の連続性を創出すべきエリア」における緑化の推進



遊水地機能を有する湿地
(裏門公園)



谷戸の湧水を引き込んだ小川
(遠藤笹窪谷公園)

第5章

計画推進と各主体の役割

第5章 各主体の役割と計画の推進体制

施策の実行性をより高めるためには、市民・事業者・行政といった各主体の役割を明確にするとともに、計画の推進体制を示すことが重要です。

1 各主体の役割

本計画の施策を実施するにあたっては、多様な主体がそれぞれの役割を担い、連携・協働することによって効果的に進めていく必要があります。

市民

- ・日常生活における緑化（庭、バルコニー、屋上）と維持管理
- ・地域のみどりに関する活動への積極的な参加
- ・みどりの価値への理解と意識向上
- ・みどりのある空間（公園等）の適切な利用と愛護

など

市民活動団体

- ・地域に密着した緑化・緑地保全活動の企画・実施
- ・市民のみどりに関する意識向上と参加促進のための啓発活動
- ・緑地の維持管理活動への継続的な参画
- ・緑地に関する情報の収集・発信

など

教育・研究機関

- ・緑地に関する専門的な調査・研究の実施
- ・みどりや環境保全に関する人材育成と教育
- ・科学的知見に基づく情報提供と政策提言
- ・先進事例の収集と情報発信

など

事業者

- ・事業活動における緑化・緑地保全の推進
- ・環境負荷の低減と生態系保全への配慮
- ・CSR活動としての緑化、緑地保全等の推進
- ・従業員への環境意識啓発と地域活動への参加の促進

など

行政

- ・緑の基本計画をはじめとする政策・制度の策定と推進
- ・公共空間における率先的な緑化・緑地保全と維持管理
- ・市民・市民活動団体・事業者等との連携・協働体制の構築と支援
- ・みどりに関する情報の収集・管理と公開、広報活動

など

2 計画の推進体制

本計画の取組を着実に進めていくため、庁内の関係部署と横断的な連携を図ります。また、指定管理者と協働で、人材育成や環境整備に取り組みます。さらに、市民や事業者、大学などの研究機関、市民活動団体など多様な主体による推進体制を構築し、相互に協働・連携することで、マルチパートナーシップによる取組を進めていきます。

(1) 庁内推進体制

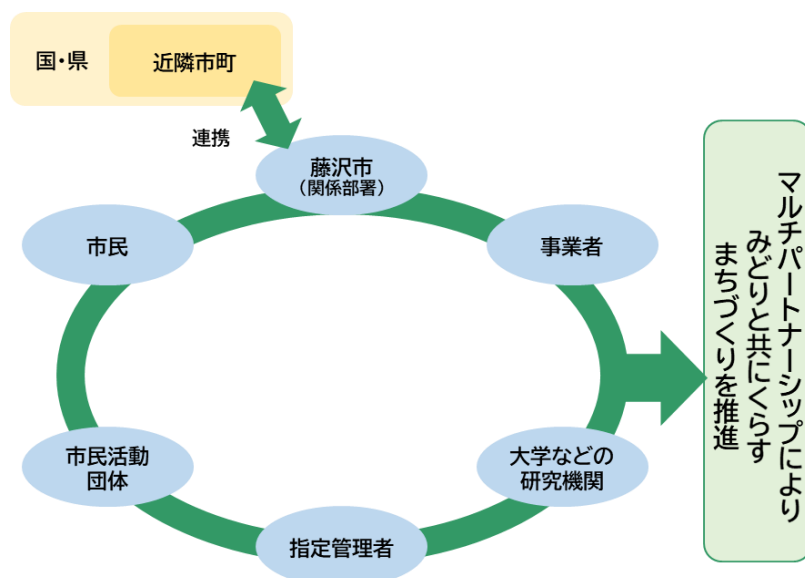
本計画を推進するため、庁内での情報共有や連絡体制を強化します。

(2) 藤沢市みどり保全審議会

市民と学識経験者により構成している「藤沢市みどり保全審議会」に、計画の進捗状況を適宜、報告し、課題や取組方針などについて評価・意見をいただくことで、本計画の実効性を高めていきます。

(3) 近隣市町等との連携

エコロジカルネットワークの形成にあたっては広域的な視点に配慮し、必要に応じて隣接する市町と連携することにより、本計画の推進を図ります。



<緑のまちづくりの推進体制イメージ>

3 財源の確保

市民の安全やみどり豊かな潤いある暮らしを確保するためには、緑の保全や緑化の推進、公園の整備・管理などは欠かせません。限られた予算を有効に活用するため、整備すべき公園、保全すべき緑、増やすべき緑の優先度に応じて、計画的に事業を推進するとともに、みどり基金や森林環境譲与税基金を含め、財源の確保に努めます。

4 計画の進行管理

本計画内容の進捗状況や、関連施策の取組状況について整理し、「藤沢市みどり保全審議会」に報告するとともに、市民に公表し、取組の成果や状況の発信に努めます。

本審議会は、計画の進捗について、評価し、計画推進のための方策の改善、新たな取組への提言などを行います。

(1) 藤沢市緑の実施計画

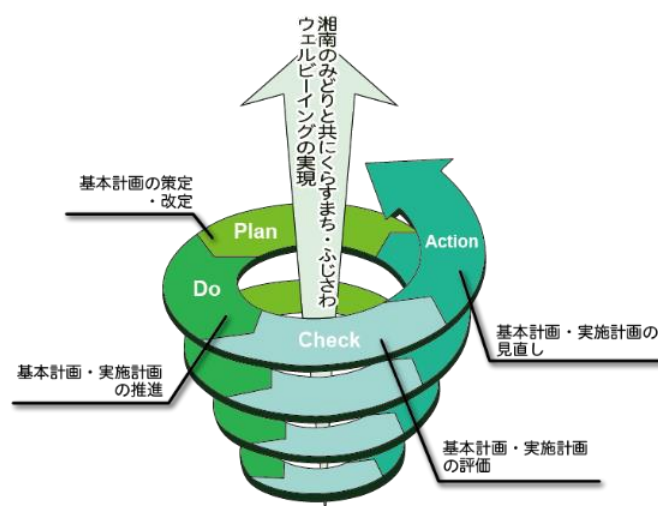
「藤沢市緑の保全及び緑化の推進に関する条例」第9条では、「市長は、緑の基本計画に基づき、緑の保全及び緑化の推進のために実施する施策に関する計画を定めるものとする」とあり、「緑の実施計画（アクションプラン）」を定めることになっています。

緑の実施計画は、緑の基本計画の施策をより具体化するとともに、市域全体の計画との整合を図りながら、施策の実現に向けた詳細な計画とします。また、緑の実施計画に記載する目標については、できるだけわかりやすい指標となるよう、配慮します。

(2) 進行管理

本計画に示した施策を着実に推進していくため、PDCAサイクルを用いた進行管理を行います。PDCAサイクルとは、Plan（計画）→Do（実行）→Check（評価）→Action（改善）を繰り返すことで、取組の改善を継続し、よりよいものにしていく進行管理の考え方です。

本計画と「藤沢市緑の実施計画」で定める目標について、毎年度、施策に基づく事業の状況把握と評価（進行管理）を行い、



＜環境マネジメントシステムの考え方に基づくPDCAサイクル＞

2035年（令和17年）には本計画の中間評価、2050年（令和30年）には計画改定を行います。

また、進行管理に関する内容は、毎年、「藤沢市みどり保全審議会」に報告し、審議会からの意見などを事業に反映させていきます。

(3) 計画見直しの考え方

中間年次（10年後）における目標達達成状況などを踏まえ、本計画の見直しを検討します。

なお、進行管理を行う中で、みどりを取り巻く社会経済情勢の変化や関連法令の改正、上位計画の改定など、本計画と現況に大きな乖離が生じた場合は、必要に応じて計画の見直しを行います。

参考資料

参考資料

1 取組経過

年度	みどり保全審議会		庁内	市議会	市民
	通常会	特別委員会			
2024年 (令和6年)	7月30日 第75回【諮問】				
		10月10日 第76回【内容審議】			
		12月19日 第78回【内容審議】			
		2月10日 第79回【内容審議】			
	3月17日 第80回【答申】				
2025年 (令和7年)			6月24日 第1回【調整会議】		
			7月25日 第2回【調整会議】		
			8月～9月 意見照会【調整会議】		
	10月27日 第82回【報告】				
				12月4日 建設経済常任委員会【報告】	

2 みどり保全審議会委員

分類	氏 名	備 考
市民委員	大内 あゆみ	公募
	笹脇 弘	公募
	野崎 滋	公募
	吉田 学子	公募
学識経験者	阿部 伸太 【副会長】	東京農業大学 地域環境科学部 造園科学科 准教授
	一ノ瀬 友博	慶應義塾大学 環境情報学部 学部長・教授
	島田 正文 【会長】	一般社団法人 日本公園緑地協会 副会長
	矢板 千英子 (令和6年度)	神奈川県 湘南地域県政総合センター 環境部長
	工藤 美子 (令和7年度)	

(敬称略:50音順)

3 庁内調整会議

部名	課名	部名	課名	部名	課名
企画政策部	企画政策課	経済部	農業水産課	都市整備部	公園課
防災安全部	防災政策課	計画建築部	都市計画課	都市整備部	みどり保全課
環境部	環境総務課	計画建築部	街なみ景観課	道路下水道部	道路維持課
環境部	ゼロカーボン推進課	都市整備部	都市整備課		

4 用語の解説

※ページはそれぞれ初出の箇所（＊）を記載

あ		
アーバンスポーツ	P46	BMX、スケートボード、パルクール、インラインスケート、ブレイクダンス等のことをいい、都市での開催が可能なスポーツを指します。
憩いの森	P48	「藤沢市憩いの森開設規程」に基づき、市内に残されている概ね3,000㎡以上の樹林地を、土地所有者の協力を得て、賃貸借契約などにより、市民が身近に自然に親しめるように設置するものです。
一時避難場所	P40	災害から一時的に身を守る場所、または指定緊急避難場所(大規模火災)に一団となって避難するため集合する場所で、地域住民の身近にある公園等を、自主防災組織等が指定しているものです。
インクルーシブ	P80	障がいのある人や、高齢者、子ども、外国につながる人、セクシュアル・マイノリティの人など、様々な生活上の困難を抱える人が、社会的に孤立したり、さらに困難な状況に陥り、悪循環に苦しむことのないよう、誰一人取り残さないという思想です。
ウェルビーイング	P8	Well(よい)とBeing(状態)が組み合わさった言葉で、幸福で身体的、精神的、社会的すべてにおいて満たされた状態を表す概念です。
ウォークアブルなまちづくり	P77	街路空間を車中心から”人中心”の空間へと再構築し、沿道と路上を一体的に使って、人々が集い憩い多様な活動を繰り広げられる場へとしていく取組のことをいいます。
エコロジカルネットワーク	P28	明確な定義はありませんが、概ね野生生物が生息・生育する様々な空間(森林、農地、都市内緑地・水辺、河川、海、湿地・湿原・干潟・藻場・サンゴ礁等)がつながる生態系のネットワークのこととして使われます。
オープンスペース	P2	公園・広場・農地・河川といった建物などに覆われていない土地の総称であり、防災面で重要視されるだけでなく、心理的な潤いを与える上でも重要なものです。
温室効果ガス	P30	地球温暖化の主な原因とされる温室効果をもたらす気体の総称であり、CO ₂ 、メタン、亜酸化窒素などがあげられます。
か		
風の道	P44	ヒートアイランド現象を緩和するために、海や川からの冷涼な風を都市内に吹き込む風の通り道をつくり、都市中心部の大気を冷やすという考え方です。
カーボンニュートラル	P8	CO ₂ をはじめとする温室効果ガスの「排出量」から、植林、森林管理等による「吸収量」を差し引いて、合計を実質的にゼロにすることを意味しています。
環境DNA調査	P78	生物を直接捕獲せず、水などの環境中に含まれる遺伝子情報(環境DNA)を用いて生きものの生息情報を取得する「環境DNA分析技術」を用いた調査のことです。
グリーンインフラ	P8	社会資本整備や土地利用等のハード・ソフト両面において、自然環境が有する多様な機能(生きものの生息の場の提供、良好な景観形成、気温上昇の抑制等)を活用し、持続可能で魅力ある国土づくりや地域づくりを進めるものです。 ※現行の国土形成計画における定義と同様

か		
グリーンバンク制度	P80	家の新築や引っ越し等で庭木が不要になる方が、長久保公園のみの相談所内の掲示板に樹種や本数等の詳細を掲示し、庭木を欲しい方に譲る制度です。
公園愛護会	P23	「藤沢市公園愛護活動実施要綱」に基づき、公園を快適かつ安全に利用できるようにするため、公園の美化及び公園施設の点検などを行う団体です。
公園美化推進団体	P24	「藤沢市総合公園美化保全活動推進実施要綱」に基づき、総合公園（対象は新林公園、大庭城址公園）を快適かつ安全に利用できるようにするため、公園の美化保全活動などを行う団体です。

さ		
サードプレイス	P20	自宅や学校、職場とは異なる居心地のよい第3の場所のことです（例：公園やカフェなど）。
里地里山	P11	原生的自然と都市との中間に位置し、集落とそれを取り巻く二次林や混在する農地などで構成される地域概念であり、様々な人達の働きかけを通じて環境が形成・維持されています。
里地里山保全等地域	P62	「神奈川県里地里山の保全、再生及び活用の促進に関する条例」に基づき、地域住民等の主体的な活動によりその保全・再生・活用が図られると認められる地域で、市町村からの申出などにより県が選定するものです。
自然環境実態調査	P16	本市の自然環境の現状を把握し、将来の自然環境保全などに役立てるため、市内に見られる植物の生育状況や、鳥類、魚類、水生動物、昆虫など動物の生息状況に関する調査のことです（概ね10年に1度のペースで実施）。
自然環境保全地域	P13	「神奈川県自然環境保全条例」に基づき、自然的、社会的諸条件からみて、その区域における自然環境を保全することが特に必要なものについて、県知事が指定を行います。区域内では建築行為などについて、届出が必要です。
借地公園	P86	土地所有者との貸借契約により、行政が用地を取得することなく、効率的に都市公園の整備を行うことが可能な制度であり、貸借契約が終了する場合には都市公園が廃止されます。
湘南エコウェーブ	P79	藤沢市・茅ヶ崎市・寒川町の2市1町による「湘南広域都市行政協議会」による地球温暖化防止に向けたプロジェクトのことです。
生産緑地地区	P2	「生産緑地法」に基づき、市街化区域内において、緑地機能及び多目的保留地機能の優れた農地などを計画的に保全し、良好な都市環境の形成に資することを目的に市町村長が指定するものです。地区内では建築行為などが規制され、指定後30年経過後などの場合に農地所有者が市町村長に買取りを申し出ることができます。
生物多様性	P6	自然生態系を構成する動物、植物、微生物など地球上の豊かな生物種の多様性と、その遺伝子の多様性、地域ごとの様々な生態系の多様性をも意味する包括的な概念です。
接道緑化	P40	宅地や商業地などの道路に接する場所を、生垣などで緑化することであり、緑視効果の高い緑化手法のひとつです。
潜在自然植生	P11	人為の加わった植生をもつある地域から、人間の影響を全て取り去ったと仮定した場合に、現状の立地気候条件のもとで、その地域が最終的にたどり着くと想定される植生のことです。
ソーシャル・キャピタル	P30	人々の協調行動を活発にすることによって、社会の効率性を高めることのできる「信頼」「規範」「ネットワーク」といった社会組織の概念です。

た

多自然型護岸	P44	河川工事において、生きものの生息環境を確保するなどの目的で、自然石などを中心とする材料を利用した自然や生態系に配慮した護岸です。
建物緑化	P42	建築物の屋上や壁面を緑化する手法であり、本市では緑豊かな都市景観の創出と、良好な生活環境の保全やヒートアイランド現象の緩和を目的として、一定の条件を満たす建物緑化(緑のカーテンを含む。)に対して、平成19年度から助成を行っています。
地域森林計画対象民有林	P13	「森林法」の適用を受ける森林のうち、森林計画に係わる民有林です。立木の伐採をする場合には、あらかじめ届出を行う必要があり、1haを超えて森林を開発する場合には県知事の許可が必要となります。
特定外来生物	P71	もともと日本にいなかった外来生物のうち、生態系などに被害を及ぼすものを「特定外来生物」として指定し、指定を受けた生物は飼育・栽培・保管・運搬・販売・譲渡・輸入などが原則として禁止されます。
特別景観形成地区(景観地区)	P42	景観計画に位置づけられた、良好な都市景観の形成を推進する上で、特に重点的に取り組む必要がある地区のことです。
特別緑地保全地区	P2	「都市緑地法」に基づき、都市の無秩序な拡大の防止に資する緑地、生態系に配慮したまちづくりのための動植物の生息・生育地となる緑地などの保全を図ることを目的に指定する地区です。地区内では建築行為や木竹の伐採などの行為は現状凍結的に制限されるため、その代償措置として税の軽減や土地の買取り制度が設けられています。
都市計画基礎調査	P51	都市計画法に規定された「都市計画に関する基礎調査」のことで、概ね5年ごとに国土交通省令で定める事項について、都市計画区域の現況及び将来の見通しを調査するものです。

な

ネイチャーポジティブ	P8	日本語訳で「自然再興」といい、「自然を回復軌道に乗せるため、生物多様性の損失を止め、反転させる」ことを指します。
農業振興地域	P13	「農業振興地域の整備に関する法律」に基づき、農業の近代化のための必要な条件を備えた農業地域を保全し形成すること、並びに農業に関する公共投資その他農業振興に関する施策を計画することを目的として、「農業振興地域整備基本方針」に基づき県知事が指定する長期にわたり総合的に農業振興を図る地域です。
農用地区域	P13	「農業振興地域の整備に関する法律」に基づいて指定された農業振興地域内において、今後相当長期にわたり農業上の利用を確保すべき土地として市町村が農業振興地域整備計画で用途(農地、採草放牧地、農業用施設用地等)を定めて設定する区域です。

は

美化ネットふじさわ	P24	「自分の住むまちを美しくしたい！気持ちのいいまちにしたい！」、そんな市民の思いから環境美化活動(清掃、除草、植栽等)を行う団体に対する支援制度です。3人以上(うち2/3が市民)のグループで、継続的な活動であれば登録ができます。
ヒートアイランド現象	P6	都市部において、アスファルト舗装、ビルの輻射熱、冷房の排気熱、車の排気熱などの影響により、気温がまわりの地域に比べて高く

は

		なる現象のことであり、等温線を描くと都市部が島の形に似ることから「ヒートアイランド現象」と呼ばれています。
風致地区	P42	都市の風致を維持することを目的に、歴史的・郷土的意義のある地区や自然環境に富んだ地区などを指定し、建築物などの規制・誘導を図ります。 また、本市の風致地区内で新築・増築を行う場合には、20%以上の緑地を設ける必要があるとともに、高さが5m以上の木竹を伐採する場合は藤沢市長の許可が必要となります。
藤沢市みどり基金	P26	「藤沢市みどり基金」は市内に残された貴重な緑地を市民共有の財産として保全するとともに、緑化の推進を図ることを目的に設置しています。
保安林	P44	水源のかん養、土砂の流出、その他災害の防備、レクリエーションの場の提供など森林の持つ特定の機能を高度に発揮させるために「森林法」に基づき、指定された森林であり、保安林では、立木の伐採や土地の形質の変更(開発行為)などの際に制限を受けますが、税制上の優遇措置なども受けられます。
防災協力農地	P40	災害発生時に市民の一時避難場所や仮設住宅建設用地などとして使用する内容の登録等を行なった農地のことをいいます。使用した場合は、農作物補償料や農地使用料が支払われます。
保存生垣	P62	「藤沢市緑の保全及び緑化の推進に関する条例」に基づき、生垣の長さが10m以上で、樹木が健全で景観上特に優れているもののうち、市長が指定した生垣のことです。
保存樹木	P62	「藤沢市緑の保全及び緑化の推進に関する条例」に基づき、幹周が1m以上または高さが10m以上等の樹木であり、健全で景観上特に優れているもののうち、市長が指定した樹木のことです。
保存樹林	P13	「藤沢市緑の保全及び緑化の推進に関する条例」に基づき、樹木が健全で、景観上特に優れている300㎡以上の樹林地のうち、市長が指定した樹林地のことです。

ま

マルチパートナーシップ	P24	多様な主体が目標を共有し、役割を分かち合いながら連携していく協力関係のことです。
緑の広場	P46	「藤沢市緑の広場の確保に関する要綱」により、概ね500㎡以上の土地でレクリエーション広場、自然環境保全地などのいずれかに適合すると認めたものを「緑の広場」として設置しています。10年以上を契約期間として、土地所有者と賃貸借や使用賃借契約を結んでいます。

や

屋敷林	P42	北風や日差しなどから家屋や居住環境を守るため、屋敷の周囲に植えられている林のことであり、古くから枝や落ち葉は燃料として利用されています。
ユニバーサルデザイン	P10	障がいの有無、年齢、性別、人種等に関わらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方です。

ら

立体都市公園	P58	2004年(平成16年)の「都市公園法」改正に伴い、新たに創出された制度であり、都市公園の区域を立体的に定めることにより、区
--------	-----	--

		域外には都市公園法の規制などが及ばないため、都市公園の整備の効率的な推進や貴重な土地の有効活用を可能とするものです。
流域	P11	その地形により降雨が河川等の水系に集まる大地の範囲・領域のことです。流域は、洪水等の自然災害対策とともに生きものの生息・生育としても大切な基盤であり流域の違いは、違った生きものを育みます。
緑地保全地域	P2	無秩序な市街地化の防止、地域住民の健全な生活環境の確保等の観点から適正に保全する必要がある緑地について、一定の土地利用との調和を図りつつ、適正な保全を図ることを目的に都道府県が定めるもので、地域内では建築物の建築等の行為を行う際には事前に都道府県への届出が必要となります。
緑化地域	P2	良好な都市環境の形成に必要な緑地が不足し、建築物の敷地等において緑化を推進する必要がある区域について、緑化を積極的に推進することを目的に市町村長が定め、敷地面積が一定規模以上の建築物の新築等を対象に、一定割合の緑化を義務づけるものです。

アルファベット・数字

DX(ディーエックス)	P28	「Digital Transformation(英語)」の略。AIやセンサー等ICT技術の活用、各種デジタルデータの連携により、人々の生活をより良いものへと変革するという考え方です。
SDGs(エスディーjeeズ)	P17	「Sustainable Development Goals(英語)」の略。2015年(平成27年)に国連総会で採択された持続可能な開発のための17の国際目標。169の達成基準と232の指標が決められています。
30by30(サーティバイサーティ)	P70	ネイチャーポジティブの実現に向けて、2030年(令和12年)までに陸と海のそれぞれ30%以上を健全な生態系として効果的に保全しようとする国際目標のことです。
5つの危機	P89	「生物多様性国家戦略2023-2030」では、我が国の生物多様性の直接的な損失要因として整理される生物多様性が直面する4つの危機を次のとおり、示しています。 第1の危機(開発など人間活動による危機) 第2の危機(自然に対する働きかけの縮小による危機) 第3の危機(人間により持ち込まれたものによる危機) 第4の危機(地球環境の変化による危機) これに加え、「藤沢市生物多様性地域戦略」では、4つの危機の根底にある「生物多様性に対する認識不足」を「第0の危機」と位置づけており、これらを「5つの危機」と表現しています。

5 前計画の主な取組

重点施策

体系	主な取組
(1) 公園緑地の整備・保全の推進施策	
① 樹林地を保全・活用した公園の整備	
吉野町公園の開園（本町一丁目緑地の森を保全・活用した公園）（街区・約0.37ha・令和5年度）	
② 公園緑地の質を向上させるための施策	
■施設のバリアフリー化 平成23年度 円行公園、四ツ辻公園 平成25年度 烏森公園、柄沢公園（トイレのみ） 令和03年度 片瀬山公園（トイレのみ） ■施設の長寿命化 ＊計画 平成24年度版 公園施設長寿命化計画（80公園を対象） 平成30年度版 公園施設長寿命化計画（202公園の遊戯施設を対象） 令和03年度版 公園施設長寿命化計画（遊戯施設編） 令和03年度版 公園施設長寿命化計画（小規模施設編） 令和05年度版 公園施設長寿命化計画（大規模施設編） ＊工事 平成26年度 柏山公園、烏森公園、花の木公園、片瀬山東公園、大道東公園、柏木公園遊具改修工事 平成29年度 円行下原公園、桐谷公園、天神公園、善行北唐池公園遊具改修工事 平成30年度 羽鳥うちこし公園、渋沢公園、湘南台公園遊具改修工事 下諏訪公園、第二花立公園、辻堂高砂西公園遊具改修工事 令和元年度 唐池公園、天神公園、東山田公園、錦公園、御幣公園、若尾山公園、高倉公園、初多良公園遊具改修工事 令和02年度 西方公園、秋葉台公園、大道東公園遊具改修工事 令和03年度 片瀬山公園トイレ改築工事 令和04年度 駒形公園、上谷戸公園、桐谷公園、湘洋公園、南山公園遊具改修工事 引地川親水公園舗装打換え工事 令和05年度 引地川親水公園、狼谷公園、片瀬山北公園、片瀬山南公園遊具改修工事 令和06年度 南高根公園、一色公園、長後第一公園、天岳公園遊具改修工事 ■防災機能の強化 神台公園の開園（防災に資する公園）（近隣・約1.0ha・平成23年度） 宮ノ下公園の開園（地下に雨水貯留槽を設置）（近隣・約1.5ha・令和元年度） 県立境川遊水地公園（今田遊水地）の開園（遊水地機能を有する公園）（総合・約7.3ha・令和元年度） 下土棚遊水地公園の開園（遊水地機能を有する公園）（地区・約2.8ha・令和5年度） ■防犯性の向上 「藤沢市道路、公園及び自転車等駐車場に関する防犯上のガイドライン（平成21年度）」等に基づく公園の整備、維持管理の実施（毎年度） ■生きものの生息・生育環境の確保 川名緑地の用地取得（約2.48ha（県との共同購入含む。））（平成23年度～令和6年度） 石川丸山緑地の用地取得（約0.5ha）（平成23年度～令和6年度） 遠藤笹窪特別緑地保全地区内緑地の用地取得（約0.91ha）（平成23年度～令和6年度） 遠藤笹窪特別緑地保全地区の指定（約20ha・令和元年度） 遠藤笹窪公園の開園（約2.5ha・令和4年度） 長久保公園におけるビオトープ施設の整備 ■新エネルギーの活用 平成23年度 神台公園新設工事でソーラー照明灯4基、ハイブリッド（ソーラー＋風力）照明灯1基を設置 ■公園緑地の特性や地域性に応じた運営管理を行うための仕組み（マネジメントプラン）の策定 （仮称）藤沢市パークマネジメントプランの策定に向けた取組（進行中） ■利用アンケートの実施 「公園に関するアンケート（利用者意識・魅力向上）」の実施（回答：4,380件）（令和4年度～5年度） 「長久保公園に関するアンケート」の実施（回答：253件）（令和6年度） 遊具改修（リニューアル）に伴う利用者アンケートの実施 指定管理公園における満足度調査（指定管理者によるアンケート） ■計画段階や公園のリニューアル段階でのワークショップの実施 ワークショップ（新設・改修） 平成25年度 上高倉公園の新規整備におけるワークショップの実施（街区・約0.25ha） 平成26年度 宮ノ下公園の新規整備におけるワークショップの実施（近隣・約1.64ha） 平成27年度 折戸公園の新規整備におけるワークショップの実施（街区・約0.26ha） 平成30年度 上藤が谷公園の新規整備におけるワークショップの実施（街区・約0.15ha） 令和06年度 大門公園ほか2公園の新規整備及び改修工事におけるワークショップの実施（街区・大門公園0.22ha、坂上公園0.05ha、大鋸天神山公園0.02ha） アンケート 令和04年度 吉野町公園の新規整備におけるアンケートの実施 令和04年度 駒形公園他4公園遊具改修工事におけるアンケートの実施（近隣小学校を対象） 令和05年度 引地川親水公園他3公園遊具改修工事におけるアンケートの実施（公園利用者を対象）	

	■公園愛護会活動の充実 公園情報アプリを活用した情報発信・愛護会活動の可視化等の実施 ■地域主権型への移行 市民自治部門（13市民センター・公民館、市民自治推進課）による維持管理を実施した後、現在は公園部門による維持管理を実施
	③公園を有効活用した新たな魅力づくりと整備・管理費用の確保
	■特色ある飲食施設などの設置ブースの整備 鵜沼海浜公園におけるP-PFI事業（スケートパーク・飲食施設ほか）（約1.67ha・令和6年度リニューアルオープン）
	④生物多様性保全のための施策展開
	■具体的な取り組みを展開するため、庁内で施設整備、都市整備、建築、環境及び景観などを扱う部署との連携を実施 藤沢市生物多様性地域戦略の策定（平成30年度） 藤沢市生物多様性実行プラン（第1期計画）の策定（令和3年度） 藤沢市生物多様性実行プラン（第2期計画）の策定（令和6年度）
	⑤自然環境実態調査の継続的な実施と活用
	第2回自然環境実態調査（平成23年度～25年度） 第3回自然環境実態調査（令和5年度～6年度）
	⑥歴史的・文化的資源を中心とした民有地の保全施策の推進
	■保存樹林指定基準の柔軟な運用 保存樹木等指定条件に係るマニュアルの作成（令和3年度）
	(2) 都市緑化の推進施策
	①クロマツの保護と育成
	■樹木病虫害の防除 マツクイムシの防除（薬剤注入）（毎年度） マツクイムシによって枯死したマツの伐倒・処分（毎年度） 風通しなどを意識した樹木の剪定・間伐（毎年度） ■「クロマツ保護・育成指針」の策定 クロマツの保全事業（マツクイムシ関連）
	②引地川、境川を対象とした緑の軸の強化
	■河川改修や橋りょう改修に合わせた公園緑地用地の確保 県立境川遊水地公園（今田遊水地）の開園（総合・約7.3ha・令和元年度） 下土棚遊水地公園の開園（地区・約2.8ha・令和5年度） ■災害時の避難路の確保などに資するため、緑化地域制度などの活用 引地川緑地の開園（追加開設）（緑道・約0.24ha）（平成23年度～令和6年度） 境川緑地の開園（追加開設）（緑道・約0.03ha）（平成23年度～令和5年度）
	③緑化の確実性をより高めるための緑化基準の再精査
	■条例に該当しない規模の宅地などについても緑化への協力や指導ができる制度の確立 建物緑化助成制度の継続的な実施 生垣用苗木の配布 ■既存樹木の保全の義務化や算定割り増しの強化 など、既存施策の強化 風致地区におけるクロマツ保全や植栽、沿道緑化の実施によるインセンティブの付与（緑化面積の割増）（平成26年度）
	④市の木、市の花、市の鳥の普及と活用
	■市の木「クロマツ」の保護、育成に関する指針の制定 クロマツの保全事業（マツクイムシ関連） ■市の花「フジ」の観光への活用 藤ガイドの作成・配布（フジロードマップ）（令和2年度） ■市の鳥「カワセミ」がいつまでもみられる環境づくり カワセミマップの作成・配布（普及・啓発） 裏門公園における営巣環境の整備
	⑤緑に関わる地域活動の拡大促進
	■通学路の沿道花壇づくり 市民活動団体と連携した花植え活動の実施（道路、駅前広場） ■コミュニティガーデンの確保とその活用 辻堂地区内におけるポケットパークの花植え、清掃活動等の実施 ■公園愛護会活動の活性化 公園情報アプリを活用した情報発信・愛護会活動の可視化等の実施 ■学校出張講座など、普及啓発事業の強化 生涯学習出張講座「こんにちは！藤沢塾です」へのメニュー登録（自然と都市環境が調和する環境共生のまちづくり ～都市における広域的なみどりの保全を目指して～） 学校教員を対象とした生物多様性等に関する講座の実施 公民館主催事業（自然観察会）等への協力など 企業（CSR活動）と連携した緑地管理活動の実施など 図書館との連携によるパネル展示等の実施（生物多様性等） ■美化ネットふじさわの活動促進 美観ネットふじさわによる道路等の美化活動の実施

リーディングプロジェクト

体系	主な取組
(1) 三大谷戸の保全をめざした施策の展開	【目標】川名清水谷戸、石川丸山谷戸、遠藤笹窪谷（谷戸）の3つの谷戸については、各谷戸の保全方針を踏まえ、緑地としての方向づけを明確にした上で、様々な制度を活用し、具体的な施策を展開していきます。 川名清水谷戸：公有地の拡大の推進に関する法律等に基づく用地取得 寄付申出による用地取得 県道横浜藤沢線の延伸事業の注視 石川丸山谷戸：石川丸山緑地保全計画の策定（平成27年度） ホタル保存会への支援（継続） 遠藤笹窪谷（谷戸）：健康の森基本計画の策定（平成23年度） 遠藤笹窪緑地保全計画の策定（平成28年度） 遠藤笹窪特別緑地保全地区の指定（約20ha・令和元年度） 遠藤笹窪谷公園の開園（約2.5ha・令和4年度）
(2) 身近な公園への未到達区域の解消	【目標】2030年（平成42年）までに、市街化区域内の身近な公園の未到達区域（図面中でオレンジ色の区域）の解消をめざします。 都市公園の整備 面積：11.8ha 28箇所の増（平成23年度～令和6年度） 藤沢市都市計画公園・緑地見直しの基本的な考え方の策定（平成27年度） 藤沢市都市計画公園・緑地見直し方針の策定（平成29年度）
(3) 樹林地保全のための総合的施策の推進	【目標】樹林地の保全、活用の樹林地評価手法を確立し、それに基づき、市内の主な樹林地について調査を実施します。 永続性が担保される緑地（法や条例による指定）面積の拡大をめざすとともに、良好な緑地として維持管理がされるように施策を展開します。 自然環境実態調査の結果等を活用した評価手法の検討 遠藤笹窪特別緑地保全地区の指定（約20ha・令和元年度） 企業・市民活動団体と連携した緑地の維持管理（毎年度） 森林環境譲与税基金を活用した樹林地復元（間伐・更新等）の実施（市有山林）
(4) 低炭素まちづくりをめざした緑化推進	【目標】低炭素まちづくりをめざし、二酸化炭素の吸収源としての観点などからも緑地を保全し、良好な維持管理につとめるとともに、市街地の二酸化炭素の排出を抑制するため、緑化の推進施策を展開します。 緑地保全（市による緑地の取得面積） 約6.9ha（平成23年度～令和6年度） 緑化推進（藤沢市緑の保全及び緑化の推進に関する条例に基づく緑化面積） 約109.4ha (平成23年度～令和6年度)

藤沢市緑の基本計画

202 年（令和 年） 月改定

2000年（平成12年）3月策定

2011年（平成23年）7月改定

藤沢市 都市整備部 みどり保全課

〒251-8601 神奈川県藤沢市朝日町1番地の1

TEL：0466-50-8252（直通）

E-mail：fj-midori@city.fujisawa.lg.jp